



もくじ CONTENTS

講演資料「2017年度 政府予算と地方財政」

公益財団法人地方自治総合研究所嘱託 菅原敏夫…………… 3

講演録 ……………39

【資料】

地方財政の現状と地方財政計画（総務省）

地方財政関係資料 ……………56

平成29年度地方財政計画のポイント ……………72

平成29年度地方財政計画の概要 ……………74

平成29年度地方財政計画関係資料 ……………88

茨城県予算

平成29年度茨城県一般会計予算 ……………94

平成29年度茨城県当初予算のポイント ……………110

2017 年度 政府予算と地方財政

公益財団法人地方自治総合研究所（囑託）菅原敏夫

2017年3月4日（土）

自治労会館

目次

1. 国の予算 2017	4
2. 茨城県の予算編成	5
3. 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議	11
4. 「平成 29 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」	13
5. 17 年度社会保障予算	36

1. 国の予算 2017

政府は 16 年 12 月 22 日午前、2017 年度予算案を閣議決定した。国の予算の基本的な規模を示す一般会計の歳出総額は 97 兆 4547 億円と 5 年連続で過去最大を更新した。

一般会計の総額は 7329 億円増えて過去最大。国債の償還費や利払い費などを除く政策経費は 8165 億円増の 73 兆 9262 億円となる。医療や介護などの社会保障費は 32 兆 4735 億円と 4997 億円増加。高齢者の窓口負担などを一部引き上げるなどして伸びは抑えた。公共事業費は 5 兆 9763 億円と 5 年連続で増加。防衛費も 5 兆 1251 億円と 710 億円増やす。重点施策では保育士や介護人材の処遇改善に 952 億円を充てる。

税収は 57 兆 7120 億円と 1080 億円増。名目経済成長率の見通しを 2.5%として景気回復による税収増を見込む。外国為替特別会計の剰余金見込み額の繰り入れなどで税外収入を増やす。これらの結果、新規国債発行額は 34 兆 3698 億円と 622 億円減る。歳出を税収でどれだけ賅っているかを表す国債依存度は 35.3%とリーマンショックが起きた 08 年度の水準に戻る。

基礎的財政収支（プライマリーバランス）は 10 兆 8413 億円の赤字で赤字額は 5 年ぶりに膨らむ。国と地方の基礎的財政収支を黒字化する財政健全化目標を実現は一段と見通しにくくなった。先進国で突出して悪い財政状況が続く。

歳出の 3 割超を占める社会保障費は 32 兆 4735 億円で 16 年度に比べて 4997 億円増えた。高齢化の進行で医療が 11 兆 5010 億円、年金も 11 兆 4831 億円と、それぞれ 2.0%、1.5% 伸びる。「一億総活躍社会の実現」に向け、保育士の処遇改善などの財源も増やした。

社会保障費の伸びは厚生労働省の要求から 1400 億円圧縮。年平均 5000 億円増に抑える政府目標は達成した。麻生太郎財務相は記者会見で社会保障費の抑制について「できるものからやっていく姿勢は今後も変わらない」と述べた。

当初、厚生労働省からは高齢化に伴う自然増として対当初予算比 6400 億円増の要求があったが、「経済・財政再生計画」の目安である 5000 億円増の範囲に抑制された（16 から 18 年度を集中改革期間とし、その間の社会保障の伸びを 1.5 兆円とするという目標）。70 歳以上の高額療養費制度の見直し（224 億円削減）、後期高齢者の保険料軽減特例の見直し（187 億円削減）、高額薬剤（がん治療薬「オプジーボ」）の薬価引き下げ（196 億円削減）、介護納付金の総報酬割（所得に応じて介護保険料の負担を算出する方法）の導入（443 億円削減）などが盛り込まれた。

防衛関係費も過去最大の 5 兆 1251 億円と 16 年度から 710 億円増える。地方交付税交付金は 15 兆 5671 億円と 2860 億円増になる。

税収は 57 兆 7120 億円と見積もる。安倍晋三政権の発足以降、円安による企業業績の回復で大幅に伸びてきたが、17 年度は 1000 億円ほどの伸びにとどまる。

政府は税収が伸び悩む分、税外収入を増やす。5 兆 3729 億円と、16 年度から 6871 億円増やす。日銀からの納付金が 2307 億円減少する一方で、外国為替資金特別会計から歳入への繰入額を 16 年度よりも 8583 億円増やす。

新規国債の発行額は 34 兆 3698 億円と、16 年度から 622 億円減る。7 年連続の減少だが、安倍政権では減額幅が最も小さい。減額は税外収入の活用が主因で、財政健全化の道は一段と厳しさを増している。

税収で国債費を除いた政策経費をどれだけ賄えるかを示す国の基礎的財政収支は 10 兆 8413 億円の赤字で、16 年度から悪化する。政府は国と地方の基礎的財政収支の赤字を 20 年度にゼロにする目標を掲げるが、実現は不透明だ。

通常国会は 1 月 20 日召集され、6 月 18 日が会期末だ（会期 150 日間）。

図表 1 2017 年度政府予算案

歳入		歳出	
税収 57.7 兆円 (0.2%)		↓ 社会保障費 32.5 兆円 (1.6%)	
税外収入↓ 5.4 兆円 (14.7)		一般歳出 5.1 兆 (1.4)	←防衛
		6.0 兆 (0.0)	←公共事業
		↑ その他 14.8 兆	
		15.6 兆 (1.9)	←交付税
国債発行 34.4 兆円 (▲0.2)		国債費 23.5 兆 (▲0.4)	

注：カッコ内は 16 年度当初予算比増減率 (%) ▲はマイナス。

17 年度予算の争点はなんなのだろうか。やはり社会保障予算だろうと思う。なぜなら 2014 年 4 月の消費税率引き上げ（消費税・地方消費税合計 8%への）を機に、引き上げ分はすべて社会保障経費充てると法律上明記されたからだ。16 年度は引き上げが期首から平年度化される（フルに税収が入る）。一方、当初の予定では 2017 年 4 月 1 日に、8%から 10%（うち地方消費税 2.2%）へ引き上げられるはずだった。17 年度は消費税率 10%のもとでの社会保障予算を考えなければならない予算の予定だった。（詳細は最後の表につけてある。）

2. 茨城県の予算編成

地方財政計画（2 月国会提出）は、一部は自治体の 17 年度予算を先取りするものの、本来の役割は、地方財政全体の収入・支出を見込んで交付税等を配置するというものだ（地方交付税法）。当の自治体がどのような見込みで施策を行うかということは、予算案を見て判断する必要がある。こうしたことから、本稿は具体的な自治体予算を見ながら地方財政計画を読み解いてゆくという方法をとりたい。

茨城県は 2 月 20 日、17 年度当初予算案を発表した。一般会計は前年度当初比 0・8%減の 1 兆 1,117 億円で、過去 4 番目の規模となった。東日本大震災の復興関連予算は同 1 1%減。緊急を要する道路の補修などを中心にした県単独の公共事業費の伸び率は、22 年ぶりに 10%を超えた。

歳入では、県税収入を前年度比0・8%増の3,722億円の見込み。景気回復により法人税収入が929億円(同3・5%増)と増収になる一方、株式譲渡所得の減少で個人税収入は1,101円(同0・4%減)にとどまるとした。消費低迷から地方消費税収入が全国的に落ち込み、地方消費税清算後の実質的な県税収入は、3,996億円(同0・7%減)の見込み。県債は1,246億円(同7・4%増)。これにより17年度予算案の県債依存度は同0・8ポイント増の11・2%となる。

震災関連予算は760億円となった。金融機関を通じた被災企業への低利融資の残高が減ったことが要因。震災を踏まえた防災事業として、国道349号など緊急輸送道路の拡幅、鹿島港(鹿嶋市、神栖市)の防潮堤整備、磯原海岸(北茨城市)と鹿嶋海岸の堤防のかさ上げなどを実施する。

一昨年9月の関東・東北水害に伴う水害対策費は27億円で同57%減。鬼怒川の堤防整備などの県負担金は25億円。

県単独の公共事業は205億円(同12・2%増)で、道路の緊急修繕(52カ所)、浚渫など河川の減災対策(37カ所)が主。

当初予算案には、少子化対策や教育の充実を図る新規事業が盛り込まれている。

教育の充実では、現在は小学校から中学一年が対象の少人数学級(35人)を17年度に中学二年まで拡充する。教員を追加配置する費用など297百万円を予算化した。18年度には中学三年まで広げる予定。

私立高校の入学金の補助制度も新設し、世帯年収に応じて48,000～96,000円を支給する。少子化対策では、2～6回の特定不妊治療(体外受精、顕微授精)、男性不妊治療に対するいずれも15万円ずつの国の助成に加え、17年10月から県独自にそれぞれ5万円を限度に上乗せする。また、保育士の労働環境に配慮し、保育園が補助職員を雇用する場合、一カ所当たり年間で108万円を補助する。幼児教育に関わる職員の処遇改善も盛り込んだ。保育園では、全職員の報酬を月額で約1万円ずつ増額し、さらに経験年数に応じて5,000～40,000万円を加算する。

農業関係を見てみると、農林水産業の成長産業化に向けて「人づくり・産地づくり」に力を入れている。農林水産業費は、前年度比15・4%(75億円)減の413億円。農業経営者育成のための学びの場「いばらき農業アカデミー」を新設する他、畜産の競争力強化や鳥獣被害対策を拡充する。

農業予算額が減ったのは、長期間計上していた農業団体の経営再建を支援するための貸し付け「農業経営刷新融資事業費」(70億円)が、16年度で終わったため。畜産クラスター事業が16年12月の県補正予算に計上されたこともあり、事業の実質額はほぼ前年並みとなった。

人づくりのため、農業経営者の学びの場をつくる「いばらき農業アカデミー事業」には、新たに3900万円を計上。県内外の大学や農研機構、JAや民間企業と講師派遣や専門的な相談、

インターンシップ受け入れで連携する。経営や先進技術など多様な講座を県農業大学校などで展開し、必要な講座を農家が受講できるようにする。

輸入畜産物に負けない産地づくりに向けては、生産基盤と競争力を強化する。養豚は、銘柄豚の生産拡大に向けて「ブランド豚肉生産拡大事業」として、前年比7・8倍の4億7000万円を計上。輸入豚に打ち勝つために、県が新たに造成したデュロック種の種雄豚の生産基準を確立し、安定供給するための体制を整備する。

新たに盛り込んだのは、常陸牛肥育農家の負担を減らし、生産を拡大するための「和牛受精卵供給事業」（900万円）。県畜産センターの優良採卵牛を増頭し、受精卵供給体制を強化する。「鳥獣被害防止総合対策事業」も同2.2倍の9600万円に拡充。イノシシ捕獲に対し、市町村補助と同額を上乗せする県独自補助を創設する。電気柵整備への支援対象も広げ、被害を防止する。

普通建設事業費は、防災体制の強化や19年度国体開催に向けた環境整備、河川緊急減災対策などにより5.4%増の1385億7216万円で、一般会計に占める割合は12.4%となっている。

新規に指定障がい者支援施設・病院などで構成する「あすなろの郷」の基本構想策定事業費800万円を計上。委員会が上期中にまとめる報告書を受けて、技術的見知から基本構想をまとめる。

県営体育施設整備事業費は15億7800万円。合宿施設がある県体育協会会館（那珂市）の建て替えに向けて基礎調査を行うほか、笠松運動公園の改修などを進める。

このほか、楠山設計・つくば建築設計事務所JVが実施設計を進めているつくば警察署（RC造5階建て延べ5552平方メートル）を着工するほか、土木事業では復興関連道路23箇所などの緊急輸送対策強化事業費200億円、津波対策強化として河川海岸13カ所などに140億円を充てる。

また、新規に道路網計画等策定事業費1700万円を計上。ビッグデータを活用して観光周遊ルート上の渋滞緩和の分析・整備計画を検討する。総合治水計画策定事業費は2833万円で、西田川などのため池や調整池で“貯める”対策を検討する。

【歳入（主な款別内訳）の前年度比較】（単位：百万円、％）

区分	2016	2017	増減	増減率	備考
県税	369,487	372,260	2,773	0.8	
地方譲与税	47,852	48,432	580	1.2	地財計画 4.3
地方交付税	191,110	191,399	289	0.2	地財計画 ▲ 2.3
国庫支出金	126,648	130,194	3,546	2.8	
県債	116,058	124,665	8,607	7.4	地財計画 3.5
うち臨時財政対策債	62,000	66,200	4,200	6.8	地財計画 6.8
繰入金	13,741	12,534	▲ 1,207	▲ 8.8	
その他歳入	255,906	232,282	▲ 23,624	▲ 9.2	
合計	1,120,802	1,111,766	▲ 9,036	▲ 0.8	

※地財計画は通常分と震災関連分の計（以下、同じ）

【主な税目の前年度比較】

(単位:百万円、%)

税目	2016	2017	増減	増減率	増減の主な理由
法人二税	89,773	92,919	3,146	3.5	課税所得の増
個人県民税	110,570	110,151	▲ 419	▲ 0.4	株式等譲渡所得の減
地方消費税	67,185	66,735	▲ 450	▲ 0.7	輸入資源価格の下落による減
軽油引取税	31,506	31,325	▲ 181	▲ 0.6	申告数量の減
自動車税	49,865	49,943	78	0.2	
県税収入計	369,487	372,260	2,773	0.8	

【県税(地方消費税清算後)の前年度比較】

(単位:百万円、%)

区分	2016	2017	増減	増減率	備考
県税	369,487	372,260	2,773	0.8	
地方消費税清算金(歳入)	97,629	92,380	▲ 5,249	▲ 5.4	
地方消費税清算金(歳出)	64,585	65,009	424	0.7	
県税(地方消費税清算後)	402,531	399,631	▲ 2,900	▲ 0.7	地財計画▲ 0.4

2月20日、予算案発表の知事記者会見が行われた。内容は上の通りだが、記者とのやりとりの中から、財政の状況についての質問、保育士待遇改善と東京都との競争に関することを抜き出しておこう。

茨城：その予算の裏づけとなる県の財政の状況というのは、今、どのようにお考えでしょうか。

知事：財政につきましては、これからどうなるか、まだ経済自体が不透明なものですから、わかりにくい状況でございます。特に、今年度の税収がどうなってくるのか、これは国のほうでも減額している状況にありますから、それを踏まえて来年度をどう見越すか、非常に難しい問題があると思います。ですから、できるだけ財政的に余裕があるのであれば、基金等に積んで、いざというときのことも考えておく必要があるのだろうと思っています。

茨城：今回、少子化対策を打ち出していますが、背景には人口減少、少子高齢化への危機感というものがあるのでしょうか。

知事：そうですね。もうちょっと本格的にいろいろなことをやっていかないと、特に、今、少子化対策などで難しいのは、結婚して子どもさんを生んでもらうというようなこともそうですが、保育士さんとか幼稚園の先生とか、こういった人を確保するのが非常に難しくなっています。今度、そういうための組織もつくらせてもらいますが、地域手当が東京と茨城でもだいぶ違う。茨城県内でも市町村でだいぶ違う。そういったものが施設型給付の加算金に影響してくるとか、いろいろなことがあるものですから、そういった点で、少子化対策についてはいろいろな面で力を入れていかなくてはいかんと思っています。

例えば、幼稚園で今度認定こども園に移行したとなると、幼稚園の場合、今まで、年に1

回申請して、最終確定のときにもう1回申請して調整すればよかったのですが、今は毎月ど
ういう状況かという書類を出さなくてはいけないということになると、その書類づくりだけで
も職員は大変な状況になっているといったようなことも聞いております。

そういったことも含めて、トータルに少子化対策を講じていく必要があるのかなと思っています。
す。

朝日：今ほど話題にありました保育士の待遇改善の話ですが、東京都がかなり大幅に給与上
乗せをされたのですが、少し前の話ですが、改めて、他県の動きはどういうふうにお考えですか。
知事：東京都はどうかをやっているかということについては我々も全部調べております。
その上で、本県として何をやればいいのかということで今回の対策を講じさせていただいており
ます。保育士の処遇改善というのは、国の制度（国1/2、県1/4、1/4）に沿ってやっておりますし、
一方で、東京で必要とされている住居対策、例えば、家を借りるといふ人はこちらは
ほとんどいないんです。ですから、そういったことなども含めて、向こうでどういうことをやっ
ているけれども、そのうち、こういうものは参考になるかという形で、いろいろと調べながら
予算査定をやってきています。

朝日：実際、東京都の給与積み上げというか上乗せについて、影響というのはあると思いま
すか。

知事：地域手当の影響が非常に大きい。今回の都がやっているというよりは根っこの部分、
東京一極集中是正と言っているけれども、例えば、学校の先生一つ取ってみたって、うちの場合
は、全県で上（県北）のほうゼロ、下（県南）のほうで高いところで15、16ということが
ありますから、（平成29年4月から）6%になっていきます。東京は20%出るわけです。そ
うしたらそれだけの差があったら、守谷に住んでいる人たちはどっちを見ていくだろうかとい
ったら、非常に向こうに魅力を感じてしまう状況になるわけですので、そういった中でどう
するか。保育士さんも幼稚園の先生もみんなそうです。

そういうことについては、もう少し考えていかないと、東京近郊とか大都会の近郊の市町村、
あるいは県は大変影響を受けるのではないかと思います。

知事が「東京都はどうかをやっているかということについては我々も全部調べており
ます」と述べた東京都予算、どうなっているのだろうか。

例年、最も早く予算案が公表されるのは東京都である。今年は小池都知事の予算編成過程の
変更もあって、大幅に遅れたが、1月25日発表され記者会見が行われた。ちょっと様子を見
ておこう。ポイントはあの東京都でさえ、法人関係税収の減収を予想しているのだ。個人所得
税収も所得割は堅調でも、配当割りの減収は大幅だと見ている。17年度予算は歳入に注意と

いうことだ。同じ頃、新聞紙上の経済面では、「FTPL」という耳慣れないことばが踊っていた。日銀のゼロ金利政策にもかかわらず、国債利回りが急上昇。「低い金利」で資金調達ということが自明のものではないことが示された。日銀は巨額の国債買い取りを行わざるを得なかった。日銀の政策で市場に買うべき国債が不足している状態が懸念されている中で、金利上昇を抑える日銀の手は限られる。国債の日銀直接引き受けは、FTPLの含意の一つだろうと思われている。

1月25日都知事予算案発表の記者会見

「(小池都知事) 予算案のフレームについてご説明をしておきます。一般会計の総額は6兆9540億円、5年ぶりのマイナスになっております。全ての事業に終期、つまり、ここで「はい、終わり」という、そのような終期を設定いたしまして、評価の時期をルール化いたしました。また、事業評価の取組を強化いたしまして、徹底的に無駄を排除したということで、過去最高となります720億円を削る、逆に言えば、確保したことになります。

一方で、3つのシティの実現に向けました施策でありますけれども、こちらには積極的に財源を配分いたしまして、こちらの方は、過去最高の、こちらは件数でありますけれども、382件、新しい事業を立ち上げることといたしております。

このように、29年度予算案は無駄は徹底して排除、そして、総額ではマイナスではございますけれども、必要な政策には思い切った予算をつけることによって、メリーちゃんとハリーくんと、「メリハリのついた予算」ということになるわけでございます。

それから、歳入についてご説明をしておきますと、歳入の約7割を占めます都税収入であります。企業収益の低下などによりまして、5兆911億円となりまして、6年ぶりのマイナスでございます。それから、基金というものがございまして、29年度には3つのシティの実現のための基金を作ります。それに向けまして、まず、3394億円を取り崩して、積極的な活用を図りつつも、29年度末では、約1兆9000億円の残高、貯金です、これを確保しているところであります。

一方で、都債、都の債券、この発行額は2983億円にとどめまして、前年度から更に発行額は削減をいたしております。これに伴いまして、都債の残高につきましては、5年連続のマイナス。都民1人当たりの残高は、20年前と比較しますと、大体2割減少することができたこととなります。」

都予算の発表は例年よりも遅い。例の復活折衝200億円を組み込んだ予算案にしたため、原案の部分の発表は遅くなった格好だ。

1月25日は地方財政・予算関係の会合が立て込んだ。

総務省の講堂で開かれた全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議。朝10時に開会し「平成29年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」という通知が出席者(都道府県・政令市の担当者)に示された。

また、2017年第1回経済財政諮問会議。首相官邸4階大会議室で16時35分開始。50分ほどの短い会議だったが、経済財政諮問会議は政府の予算編成の要の会議で、2017年度予算案を点検し、再来年度予算編成のスタートの合図ともなるべきものだった。経済財政諮問会議は、予算編成方針（骨太の方針という。自分で骨太と言うかね）を示し、予算案を検証するという目的を持った組織だ。社会保障予算を3年間の伸び1兆5,000億円に抑えるという方針を示したのがこの組織だ。これは、昨年が続いて今年も守られた。

これらを材料に自治体の予算案の動向について述べる。

3. 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議

全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議では昔の用語でいう「財政課長内かん」が示される。その内容に移る前に、そもそもこの会議ではどのようなことが話し合われる（というか、総務省側の一方的な伝達）のか見ておくことにしよう。

式次第はこんなふうだ。

全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議日程

平成29年1月25日（水）中央合同庁舎第2号館講堂（地下2階）

開会 10:00

1 挨拶自治財政局長 10:00～10:10

2 平成29年度地方財政対策等について財政課長 10:10～10:30

3 平成29年度普通交付税等について交付税課長 10:30～10:45

4 地方公共団体の財政運営等について財務調査線長 10:45～11:00

5 各府省の主要施策等について調整課長 11:00～11:20

6 平成29年度地方債計画等について地方債課長 11:20～11:35

7 平成29年度の地方公営企業の運営等について公営企業課長 11:35～11:55

（休憩）11:55～13:00

8 地方公共団体金融機構の平成29年度業務概要について地方公共団体金融機構経営企画部長 13:00～13:10

9 平成29年度地方税制改正等について自治税務局企画課長 13:10～13:30

10 地方行政の諸課題について行政課長 13:30～13:45

11 地方創生と地域経済の好循環の確立等について①地域政策課長 13:45～14:15

12 官民データ活用推進基本法について内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室内閣参事官 14:15～14:25

13 地方創生と地域経済の好循環の確立等について②地域自立応援課長 14:25～14:45

14 連携中枢都市圏等の広域連携について市町村課長 14:45～14:55

15 地方行革等について行政経営支援室長 14:55～15:05

（休憩）15:05～15:15

- 16 マイナンバー制度と住民基本台帳制度について住民制度課長 15:15～15:30
 - 17 マイナンバー制度に係る情報連携に向けた準備等について大臣官房企画課個人番号企画室長 15:30～15:35
 - 18 地方公務員制度について公務員課長 15:35～15:55
 - 19 地方公務員共済制度の運営、安全衛生の推進等について福利課長 15:55～16:05
 - 20 消防防災行政の諸課題について消防庁総務課長 16:05～16:15
 - 21 情報難民ゼロプロジェクトについて大臣官房企画課長 16:15～16:25
 - 22 平成29年度自治大学校研修概要について自治大学校教務部長 16:25～16:30
 - 23 地域IoTの実装推進等について情報流通行政局地域通信振興課長 16:30～16:35
- 閉会 16:35

この会合の折に、数百ページほどの資料が渡される。資料目録を採録しておく。

全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議配付資料一覧

平成29年1月25日(水)

資料1 平成29年度地方財政対策のポイント

資料2 平成29年度地方財政対策の概要

資料3 平成29年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

資料4 財務調査課関係資料(1. 公共施設等の適正管理の推進について 2. 若者定着に向けた地方創生の取り組みについて 3. 地方公共団体財政健全化法の見直し等について 4. 地方財政の「見える化」の推進について 5. 地方公会計の整備について 6. 過疎債・辺地債について)

資料5 主要施策関係資料(1. 平成29年度の「社会保障の充実」 2. 「一億総活躍社会」の実現に向けた取組 3. 医療・介護提供体制改革及び医療費・介護費の適正化 4. 森林吸収源対策等の推進 5. 公共施設等の適正管理の推進)

資料6 地方債関係資料

資料7 地方公営企業等関係資料

資料8 地方公共団体金融機構平成29年度業務概要

資料9 平成29年度税制改正の大綱について

資料10 平成29年度地方税制改正(案)について

資料11 平成29年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について

資料12 地方税制参考資料

資料13 行政課関係資料

資料14 地方創生と地域経済の好循環の確立等について①

資料15 官民データ活用推進基本法について

資料 16 地方創生と地域経済の好循環の確立等について②（別紙あり）

資料 17 連携中枢都市圏等の広域連携について

資料 18 地方行革等について

資料 19 マイナンバー制度と住民基本台帳制度について（別紙あり）

資料 20 マイナンバー制度に係る情報連携に向けた準備等について

資料 21 公務員部関係資料（1. 被災市町村職員派遣 2. 被災市町村職員派遣 3. 臨時・非常勤職員の適切な任用・勤務条件の確保）

資料 22 消防庁関係資料

資料 23 情報難民ゼロプロジェクトについて

資料 24 平成 29 年度自治大学校研修概要について

資料 25 地域 IoT の実装推進等について

4. 「平成 29 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」

「平成 29 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等（平成 29 年 1 月 25 日）」について、その内容を見ていくことにしよう。

「平成 28 年 12 月 22 日に閣議決定された国の予算に関連して、現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別添のとおり地方公共団体に連絡しました。」

（連絡先）自治財政局財政課担当：和田財政企画官、赤坂係長代表：03-5253-5111（内線 23314、23323）直通：03-5253-5612 FAX：03-5253-5615

内容は事務連絡である。

事務連絡平成 29 年 1 月 25 日

各都道府県財政担当課

各都道府県市町村担当課

各都道府県議会事務局

各指定都市財政担当課

各指定都市議会事務局御中

総務省自治財政局財政課

平成 29 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

平成 29 年度の国の予算につきましては、平成 28 年 12 月 22 日、閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成 29 年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編

成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】総務省自治財政局財政課財政計画係赤坂電話 03-5253-5612

実際の内容は以下の別紙と記載されたものである。この別紙の内容は、かつて財政課長内かんと呼ばれていたもので、名前は変わっても記述内容に変化はない。地方財政計画の中身、すなわち交付税で措置されたもの、したがって総務省が自治体の標準的な行政と考えているものということになる。主要な論点を抜き出して紹介する。文章の前の番号は通知に付された番号。

目次として書き抜いておくと、

第1 国の予算等

第2 地方財政対策

第3 予算編成上の留意事項

第4 通常収支分の歳入歳出

第5 東日本大震災分の歳入歳出

第6 地方公営企業

(文中別添資料は省略)

国の予算

第1 国の予算等

政府は、平成28年11月29日に「平成29年度予算編成の基本方針」(別添資料第1)を閣議決定するとともに、12月20日に「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(別添資料第2)を閣議了解し、これに基づいて同月22日、平成29年度予算政府案(別添資料第3)を閣議決定した。

1 平成29年度予算は、「平成29年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

(1) 基本的考え方

1 安倍内閣は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置付け、アベノミクス「三本の矢」を推進してきた。平成27年10月からはアベノミクスの第2ステージに移り、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」(戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロ)を放ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいる。

2 これまでのアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDP は名目、実質ともに増加しており、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は着実に改善し、経済の好循環が生まれている。

3 他方、経済の先行きについては、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、生まれはじめた好循環を腰折れさせることのないように、施策を実施していく必要がある。

4 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現と平成32年度(2020年度)の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

5 誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進する。

第一の矢である「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。第二の矢である「希望出生率1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。

6 「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指す。

7 我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議。以下「改革工程表」という。)に則って、これまでの歳出改革の取組を強化していく。

(2) 予算の編成についての考え方

1 平成29年度予算編成に向けては、これまでも増して、構造改革は無論として、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

2 一億総活躍社会は、実現段階に入る。誰もが自分の夢を追求できる、誰もが自分の能力を伸ばしていく、誰にも居場所があって頑張っていける、そういう気持ちになれる日本を創りあげるため、アベノミクス「新・三本の矢」に沿って、その取組を加速する。

また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に

進める。

3 平成 29 年度予算は、「経済・財政再生計画」の 2 年目に当たり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

4 歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、ワイズスベンディングの考え方に立って、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、IT 化などの「公共サービスのイノベーション」という 3 つの取組を中心に着実に推進する。引き続き、行政事業レビュー等を通じて各府省の取組を後押しするとともに、「見える化」の徹底・拡大に取り組む。また、PDCA サイクルの実効性を高めるため、点検、評価自体の質を高める取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努める。経済・財政一体改革推進委員会においては、改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証する。

2 このような方針に基づいて編成された平成 29 年度の一般会計予算の規模は、97 兆 4,547 億円（前年度比 7,329 億円、0.8% 増）で、基礎的財政収支対象経費は 73 兆 9,262 億円（前年度比 8,165 億円、1.1% 増）となっている。

財政投融资計画の規模は、15 兆 1,282 億円（前年度比 1 兆 6,471 億円、12.2% 増）となっている。

また、「平成 29 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成 29 年度の国内総生産は 553.5 兆円程度、名目成長率は 2.5% 程度、実質成長率は 1.5% 程度となるものと見込まれている。

地方財政対策

第 2 地方財政対策

1 通常収支分

平成 29 年度においては、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理等に取り組みつづ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとした。その概要は次のとおりである。

(1) 一般財源総額の確保地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、前年度に比し 4,011 億円、0.7% 増の 62 兆 803 億円と、平成 28 年度地方財政計画を上回る額を確保することとしている。

(2) 財源不足とその補填措置

平成 29 年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が高水準であるものの伸びが鈍化している中で、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、交付税特別会計における前年度からの繰越金がないこと、社会保障関係費の自然増が見込まれることなどにより、6 兆 9,710 億円の財源不足額が生じ、平成 8 年度以来 22 年連続して「地方交付税法」(昭和 25 年法律第 211 号)第 6 条の 3 第 2 項の規定に該当することとなった。

このため、平成 29 年度から平成 31 年度までの間は、平成 28 年度までと同様、建設地方債(財源対策債)の増発等によってもなお財源不足が生じる場合には、これを国と地方が折半して補填することを基本として対処することとしたところである。この場合において、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入れによる加算(臨時財政対策特例加算)により、地方負担分については、「地方財政法」(昭和 23 年法律第 109 号)第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補填措置を講じることとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとし、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の制度改正としてこれらの措置を講じ、所要の法律改正を行うこととしたところである。また、交付税特別会計借入金については、平成 29 年度から平成 31 年度までは各年度 4,000 億円を償還、平成 32 年度から平成 36 年度までは償還額を 1,000 億円ずつ増額し、平成 37 年度から平成 64 年度までは各年度 1 兆円を基本に償還するよう、償還計画の見直しを実施することとしたところである。

上記の考え方にに基づき、平成 29 年度の財源不足額 6 兆 9,710 億円のうち、「折半対象以外の財源不足」については、

ア公共事業等債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債(財源対策債)の増発 7,900 億円イ地方交付税の増額 1 兆 3,707 億円(ア)平成 28 年度以前の地方財政対策等に基づき地方交付税法の定めるところにより平成 29 年度に加算することとされている額(以下「既往法定分」という。)等の交付税特別会計への繰入れ 6,307 億円(イ)交付税特別会計剰余金の活用 3,400 億円

(ウ)地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 4,000 億円

ウ平成 29 年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還の一部繰延べ 1,000 億円エ地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行 3 兆 3,802 億円により補填することとした。その上で、これらを除く、1 兆 3,301 億円について、国と地方が折半してそれぞれ補填措置を講じることとしている。

その他の留意点は以下のとおりである。

①国の一般会計からの既往法定分等の加算額 6,307 億円の内訳は、地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項(公共事業等臨時特例債の利子負担額等)に基づく加算額 3,807 億円及び投資的経費(単独)と一般行政経費(単独)の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源

不足分について、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとされた額 2 兆 9,224 億円のうち、2,500 億円であること。

②折半対象財源不足額 (1 兆 3,301 億円) のうち国負担分 6,651 億円については、臨時財政対策特例加算により補填措置を講じることとしていること。

③平成 29 年度における臨時財政対策債の発行額は、折半対象財源不足額のうち地方負担分 (6,651 億円) に、地方の負担である過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る次の発行額等の合算額 (3 兆 3,802 億円) を加えた 4 兆 452 億円とすることとしていること。

ア平成 13 年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額等 3 兆 2,527 億円

イ交付税特別会計借入金の利払費予算額に相当する額 820 億円

ウ交付税特別会計借入金の償還のため発行する額 (かい離是正分加算 2,500 億円を控除した額) 1,500 億円

エ地方交付税法附則第 4 条の 2 第 3 項等に基づき平成 29 年度において交付税の総額から減額することとしている額について国・地方の適切な負担調整を行う観点から発行する額 2,355 億円

オ交付税特別会計剰余金の活用により平成 29 年度の地方交付税を増額した額に相当する額 △ 3,400 億円

(3) 地方交付税の総額平成 29 年度の地方交付税の総額は 16 兆 3,298 億円 (前年度比 3,705 億円、2.2% 減) となっており、その内訳は以下のとおりである。

①一般会計 15 兆 4,343 億円

ア地方交付税の法定率分等 14 兆 1,385 億円

(ア) 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分 14 兆 5,195 億円

(イ) 国税決算当該年度精算分 △ 1,455 億円

(ウ) 国税減額補正精算分 (平成 20、21、28 年度) △ 2,355 億円

イ一般会計における加算措置 1 兆 2,958 億円

(ア) 折半対象以外の財源不足における補填 (既往法定分等) 6,307 億円

(イ) 臨時財政対策特例加算 6,651 億円

②特別会計 8,955 億円

ア地方法人税の法定率分等 6,375 億円

(ア) 地方法人税の法定率分 6,439 億円

(イ) 地方法人税決算当該年度精算分 △ 64 億円

イ交付税特別会計借入金償還額 △ 4,000 億円

ウ交付税特別会計借入金支払利子 △ 820 億円

エ交付税特別会計剰余金の活用 3,400 億円

オ地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 4,000 億円

また、平成 9 年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 (4 億円) については、新たに平成 43 年度及び平成 44 年度の地方交付税の総額に加算することとし、その旨法律に定めることとしている (法定加算)。

(4) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

「地方公共団体金融機構法」(平成 19 年法律第 64 号) 附則第 14 条に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰り入れることとし、「まち・ひと・しごと創生事業費」を中心とした財源に活用することとしている。

なお、交付税特別会計に繰り入れる額は、平成 29 年度に活用することとしていた 1,000 億円に加え、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で 8,000 億円以内 (総額 9,000 億円以内) とし、平成 29 年度は 4,000 億円を繰り入れることとしている。

(5) まち・ひと・しごと創生事業費の確保地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「まち・ひと・しごと創生事業費」について、前年度同額の 1 兆円を計上することとしている。

(6) 地方財政の健全化

地方財政の健全化を図る観点から、以下の取組を行うこととしている。1 交付税特別会計における前年度からの繰越金がない中で、臨時財政対策債の発行について、概算要求時点で見込まれた 4 兆 7,164 億円 (前年度比 9,284 億円増) を可能な限り抑制し、4 兆 452 億円 (前年度比 2,572 億円増) となること。

2 交付税特別会計借入金について、前年度と同額の 4,000 億円を償還することとしていること。

(7) 地方税制改正

平成 29 年度地方税制改正においては、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しのための税制上の措置を講ずることとしている。また、自動車取得税におけるエコカー減税等の見直しや居住用超高層建築物に係る固定資産税等の新たな税額算定方法の導入などの措置を講ずることとしている。

(8) 通常収支分の規模通常収支分の歳入歳出規模 (平成 29 年度地方財政計画ベース) は 86 兆 6,100 億円程度 (前年度比 8,500 億円程度、1.0% 程度増)、歳出のうち公債費 (公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。) 及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は 70 兆 6,300 億円程度 (前年度比 7,100 億円程度、1.0% 程度増) となる見込みである (別添資料第 4)。

また、通常収支分の一般財源 (地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。) の総額は 62 兆 803 億円 (前年度比 4,011 億円、0.7% 増) とな

る見込みであり、一般財源の総額から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額（交付団体ベース）は 60 兆 2,703 億円（前年度比 411 億円、0.1% 増）となる見込みである。

さらに、地方債依存度は 10.6% 程度（前年度 10.3%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成 29 年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は 194 兆 8,800 億円程度（前年度末 197 兆 5,148 億円、前年度比 2 兆 6,400 億円程度減）となる見込みである。

予算編成上の留意事項

第 3 予算編成上の留意事項

第 1、第 2 を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

GDP 成長率予測・改革工程表改定版

1 平成 29 年度の国内総生産の成長率は、名目 2.5% 程度、実質 1.5% 程度

と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。

2 地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。

特に、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済財政再生計画改革工程表 2016 改定版」（平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議。以下「改革工程表改定版」という。）に則って、経済・財政一体改革を着実に実行するため、以下の点にご留意いただきたい。

(1) 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成 27 年 8 月 28 日付け総務大臣通知）を踏まえ、各地方公共団体においては積極的に地方行政サービス改革の推進に努めること。また、引き続き、地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形での公表に取り組むこととしていること。

(2) 自治体クラウドについては、改革工程表改定版において、平成 29 年度は、地方公共団体の情報システム運用コストの公表を行うとともに、自治体クラウド導入団体における歳出効率化の成果の公表を行うこととされており、クラウド化による情報システム運用コストの効率化に向け、より積極的に取り組むこと。

(3) トップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組）について、平成 29 年度においては、平成 28 年度から導入した 16 業務について、段階的な反映における 2 年目の見直しを実施す

るとともに、青少年教育施設管理及び公立大学運営の2業務について、新たにトップランナー方式を導入することとしていること。また、引き続き、地方公共団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3~5年程度)かけて段階的に反映するとともに、本庁舎清掃等の9業務について、引き続き小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定することとしていること。

(4)「まち・ひと・しごと創生事業費」のうち「人口減少等特別対策事業費」において、平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしていること。

(5)地方財政の全面的な「見える化」に係る取組として、平成27年度決算から住民一人当たりコストを性質別・目的別で網羅的に公表するとともに、平成29年度決算までにストックに関する情報(公共施設等全体及び施設類型ごとの有形固定資産減価償却率等)を固定資産台帳が整備された地方公共団体から順次、公表することとしていること。

また、予算・決算の対比に関する情報開示について、平成27年度の予算・決算から都道府県・政令指定都市分を一覧性のある形で「見える化」することとしていること。

(6)公営企業については、事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討並びに経営戦略の策定を通じた経営基盤強化等の取組を推進するとともに、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしていること。

特に、抜本的な改革のうち広域化等の推進に当たっては、水道事業及び下水道事業について、事業統合、施設の共同化、管理の共同化など多様な形態の中から、地域の実情に応じて適切な形での選択に向けて検討が進められるよう、取組を推進するとともに、病院事業について、再編・ネットワーク化等の経営改革の取組を推進することとしていること。

このほか、第三セクター等については、財政的リスク等の調査・公表等により、経営健全化の取組を推進することとしていること。

一億総活躍・保育士介護人材処遇改善

4 一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進することとされているが、次の事項にご留意いただきたい。

(1)保育士及び介護人材等の処遇改善について、次の措置を講じることとされており、その地方負担(961億円)について、地方交付税措置を講じることとしていること。

1 保育士等について、全ての職員を対象に2%の処遇改善を行うとともに、技能・経験を積んだ職員に対して追加的な処遇改善を行うこと。また、放課後児童クラブ及び児童養護施設等の職員についても、それぞれの業務等に相応の処遇改善を行うこと。

2 介護人材及び障害福祉人材について、臨時の報酬改定を行い、キャリアアップの仕組みを

構築し、月額平均 1 万円相当の処遇改善を実施すること。なお、新制度のスタートに当たり、処遇改善を着実に実施するための周知・広報等に要する経費について、全額国費(128 億円)による措置を講じることとされていること。

(2) 保育士修学資金貸付等事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業については、平成 27 年度補正予算(第 1 号)及び平成 28 年度補正予算(第 2 号)において、都道府県から社会福祉協議会等に貸付事業資金を支出するために必要な経費が措置されたところであるが、貸付事業に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(3) 多子世帯・低所得世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減のために実施する幼児教育無償化に向けた取組の段階的な推進に係る幼稚園就園奨励事業及び子ども・子育て支援新制度の拡充に伴う地方負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉司の地方交付税措置について、平成 28 年度に道府県の標準団体で 3 名増員したことに加え、更に 2 名増員することとしていること。

(5) 公共施設における男女別トイレ、授乳室、託児室等の整備について、地域活性化事業債の対象とすることとしていること。

公共施設等総合管理計画

5 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、策定した公共施設等総合管理計画を踏まえ、個別の公共施設等の今後の在り方を十分に検討の上、個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定を進めるとともに、両計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に進めていきたい。また、「公共施設マネジメントの一層の促進について」(平成 28 年 11 月 7 日付け総務省自治財政局財務調査課長通知)を踏まえ、他団体の取組も参考にしながら公共施設等総合管理計画の一層の充実を図るとともに、保有資産情報の公表と有効活用についても積極的に取り組んでいきたい。

これに関し、公共施設等の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として計上している現行の「公共施設等最適化事業費」(平成 28 年度計上額 2, 000 億円)について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保(市町村役場機能緊急保全)に要する経費を追加するなど内容を拡充し、地方財政計画の投資的経費(単独)に新たに「公共施設等適正管理推進事業費(仮称)」(平成 29 年度計上額 3, 500 億円)として計上することとし、所要の地方財政措置を講じることとしている。

重点課題

7 地方財政計画の歳出に「重点課題対応分」を 2,500 億円計上することとし、次の経費について地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 自治体情報システム構造改革推進事業

①自治体クラウドの導入に必要な業務システムの標準化及びハードウェア整備、データ移行作業、途中解約等システム移行等に係る経費。

②マイナンバーの情報連携が始まる平成 29 年 7 月までに行う住民情報の流出防止の徹底や LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割等所要のセキュリティ対策、自治体情報セキュリティクラウドの運用・管理等に係る経費。

③マイナンバーの付番等に用いる住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び情報連携に必要となる中間サーバー・団体内統合宛名システムの運用に係る経費。

④統一的な基準による財務書類等を作成するために必要となる地方公会計システムの整備・運用に係る経費。

⑤デジタル化した消防救急無線のシステム運用に係る経費。

(2) 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進地域の生活やくらしを守るための組織である地域運営組織の設立や運営に係る経費。

また、高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食、雪下ろし等の地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組に係る経費。

(3) 森林吸収源対策等の推進森林整備に必要な基礎情報を記載した林地台帳の整備、森林の所有者の確定・境界の明確化、林業の担い手対策等の森林整備の実施に必要な地域の主体的な取組に係る経費。

なお、「平成 29 年度税制改正大綱」(平成 28 年 12 月 8 日自由民主党・公明党決定)において、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援等の施策の具体化を進め、これらの施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税(仮称)の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得ることとされた。

このような趣旨も踏まえ、森林の整備等に関して一定の知識を持つ林業技術者の活用に要する経費を追加するなどの見直しを行うこととしていることにご留意いただきたい。

社会保障の充実

8 平成 29 年度においては、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」について次の

措置等を講じることとされており、その地方負担(7, 108 億円)について地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 子ども・子育て支援

①子ども・子育て支援新制度において、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図ること。(3, 541 億円)

なお、上記の子ども・子育て支援新制度には、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであること。

②児童養護施設等の受入児童数の拡大等の社会的養護の充実を図ること。(208 億円)

(2) 医療・介護

①「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号)により創設された地域医療介護総合確保基金を活用して、医療分野及び介護分野において、病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築等を実施すること。(医療分 301 億円、介護分 241 億円)

②地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進などの地域支援事業の充実・強化を図ること。(215 億円)

9 平成 28 年度に創設された「地方創生推進交付金」については、対象事業の要件の緩和等制度の改善が図られている。この「地方創生推進交付金」に係る事業の地方負担については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に地方財政措置を講じることとしている。

10「地域経済好循環推進プロジェクト」については、産学金官(産業界、大学等、地域金融機関、地方公共団体)の連携により、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル 10,000 プロジェクト」の推進に要する経費、バイオマス等の地域資源を活用して地域エネルギー事業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の推進に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じるとともに、地域への「ヒト・情報」の流れを創出する「チャレンジ・ふるさとワーク」の推進に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

財政の健全化・公会計

14「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。)の趣旨等を踏まえ、次の事項に適切に対応いただきたい。

(1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や地方公社・第三セクターを含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。

(2)「地方交付税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 14 号)による健全化法の一部改正により、公有地信託や第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付金について、平成 28 年度決算から将来負担比率に算入されることとなったところであり、各地方公共団体

においては、自らの財政状況について、より精緻な情報開示を行い、議会や住民に対し説明責任を適切に果たされたいこと。

また、反復・継続的な短期貸付金については、必要な見直しを行うこと。なかでも、出納整理期間の趣旨に反したものについては、特に見直しを図ること。

(3) 財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、その進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。

(4) 公営企業については、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、厳しさを増す現下の経営環境の中においても、必要な住民サービスを安定的に継続できるよう努めること。

そのため、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付け総務省自治財政局公営企業課長等通知）も踏まえて、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを通じて、効率化・経営健全化の推進に取り組むこと。

(5) 第三セクター及び地方公社については、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26 年 8 月 5 日付け総務大臣通知）等を踏まえ、抜本的改革を含む効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立の推進に取り組むこと。

15 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

(1) 地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいこと。

(2) 運用の一形態として、基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、地方自治法第 241 条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性（支払準備性、換金性）について満たされているか検証し、必要なものについてはその適正化を図ること。

あわせて、会計年度を越える繰替運用については、将来負担比率の算定上、当該運用額を充当可能基金から控除する取扱いを確実にを行うとともに、住民や議会等が客観的にチェックできるよう、「地方自治法施行規則」（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 16 条の 2 に規定する財産に関する調書、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成 27 年 1 月 23 日）に基づき作成される貸借対照表等において、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。

16 財政情報の開示については、地方財政の全面的な「見える化」の取組（住民一人当たりコスト（性質別歳出、目的別歳出）、地方公会計の整備により得られる指標等の公表）を踏まえ、各地方公共団体においても引き続き決算の早期開示や財政状況資料集等の活用による住民等へ

のより分かりやすい情報開示に取り組んでいただきたい。また、これらの情報については、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」中の「財務書類等活用の手引き」も参考に、財政運営にも一層活用するよう、ご留意いただきたい。

17 地方公会計の整備については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成 27 年 1 月 23 日付け総務大臣通知)において、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体において作成して予算編成等に積極的に活用するよう要請しているところであり、「地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告書」(平成 28 年 10 月 21 日)の内容も参考に、積極的に取り組んでいただきたい。なお、当該基準による財務書類等の整備等に要する一定の経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

医療・介護・国民健康保険

20 医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化については、歳出改革の重点分野である社会保障の中でも重要な取組であることから、「医療法」(昭和 23 年法律第 205 号)に基づく地域医療構想の実現に向けた取組並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく都道府県医療費適正化計画及び「介護保険法」(平成 9 年法律第 123 号)に基づく介護保険事業(支援)計画の策定を進めるなど、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。その際、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 平成 29 年度末にその設置期限を迎える介護保険法に基づく介護療養病床等については、「療養病床の在り方等に関する議論の整理」(平成 28 年 12 月 20 日社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会)において、その転換のための選択肢として、新たな施設類型の基本設計が示されており、これを踏まえた所要の法律改正等が予定されていること。

(2) 重症化予防並びに介護の自立支援及び重度化防止の取組等について、国において、地方公共団体による取組の好事例の全国展開を推進することとされていること。

21 国民健康保険制度については、次の事項にご留意いただきたい。

(1)「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 31 号)に基づき、平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営ができるよう、

「今後の社会保障改革の実施について」(平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定)により、次のとおり国民健康保険への財政支援の拡充を行うこととされていること。

①平成 30 年度以降、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約 1,700 億円を確保すること。このため、平成 30 年度及び平成 31 年度において、財政安定化基金の一部を活用すること。

②平成 29 年度予算においては、都道府県が保険料の激変緩和を目的として市町村に資金を交付するための約 300 億円及び上記 1 による活用も念頭に置いた約 500 億円を別途財政安定化基金の積立てに措置すること。

③上記 2 による積立分を除く財政安定化基金については、平成 29 年度はこれまでの積立分と合わせて 1,700 億円規模を確保し、平成 32 年度末までに、新制度の運営状況を踏まえながら、速やかに必要な積増しを行い、2,000 億円規模を確保すること。

あわせて、現在、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議等において、制度や運用の詳細について検討が進められているところであり、その動向も注視しながら、新制度への円滑な移行に向けて遺漏のないようにされたいこと。

また、子ども医療費助成について、全ての市町村が未就学児までは何らかの措置を実施している実態等を踏まえ、一億総活躍社会の実現に向け、地方公共団体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成 30 年度より、未就学児までを対象とする助成については、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を行わないこととされていること。

(2) 平成 29 年度については、財政基盤強化のための支援措置を次のとおり講じることとしていること。

①都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整や市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進、地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金(給付費等の 9%分)については、その所要額(6,593 億円)について、地方交付税措置を講じることとしていること。

②以下の制度に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。

ア保険料軽減制度(4,592 億円(都道府県 3/4、市町村 1/4))

イ保険者支援制度(2,629 億円(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4))

ウ高額医療費共同事業(3,389 億円(国 1/4、都道府県 1/4、市町村国保 1/2))

エ国保財政安定化支援事業(1,000 億円(市町村単独))

22 後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のため、以下の制度に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 保険料軽減制度(2,883 億円(都道府県 3/4、市町村 1/4))(2) 高額医療費負担金(3,094 億円(国 1/4、都道府県 1/4、広域連合 1/2))

(3) 財政安定化基金(189 億円(国 1/3、都道府県 1/3、広域連合 1/3)) また、保険料軽減特例措置については、「今後の社会保障改革の実施について」により、低所得者の所得割(現行 5 割軽減)について、平成 29 年 4 月に 2 割軽減とし、平成 30 年 4 月に軽減特例措置を廃止するとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割(現行 9 割軽減)について、平成 29 年 4 月に 7 割軽減、平成 30 年 4 月に 5 割軽減とし、平成 31 年 4 月に軽減特例措置を廃止することとされている。

27 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、地方財政法及び「地

方公営企業法」(昭和27年法律第292号)に規定されているところであるが、平成29年度の地方財政計画上の取扱いについては、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

29 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、「PPP/PFI推進アクションプラン」(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等への多様なPPP/PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP/PFI事業の円滑な実施の促進に努めていただきたい。なお、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について(平成27年12月17日付け内閣府政策統括官(経済社会システム担当)、総務省大臣官房地域力創造審議官通知)を通知したところであり、これを踏まえて、引き続き適切に対応いただきたい。

消費税・地方消費税

31 地方消費税の清算基準について、以下のとおり見直しを行い、平成29年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用することとしている。

(1) 消費に相当する額の75%のウエイトを占める小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額のうち、小売年間販売額について、商業統計の「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額から、「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」による「年間商品販売額」の欄の額を除外した額とすること。

(2) 消費に相当する額の25%のウエイトを占める人口及び従業者数について、その割合を3:2から7:3に変更すること。

32 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」(平成24年法律第69号)に基づく地方消費税の引上げに関して次の事項にご留意いただきたい。

(1) 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが地方税法上明記されており、各地方公共団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知)に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明示を遺漏なく実施していただきたいこと。

平成27年度決算は、消費税率(国・地方)8%段階における地方消費税収が平年度化する初年度の決算であることから、この決算以降の各決算及び平成29年度以降の各年度の予算については、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化を確実にを行い、継続的に住民への説明責任を果たしていただきたいこと。

なお、引き続き、決算ベースにおいて、地方財政全体で、社会保障施策に要する経費を調査・集計し、公表することとしていること。

(2) 地方消費税率の引上げに関する広報等消費税率(国・地方)の引上げ等の社会保障と税の一体改革については、その意義や必要性、10%への引上げ及び軽減税率制度の導入の時期の変更とそれに伴う対応などについて、国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要があること。また、消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、その円滑な転嫁が図られることが重要であり、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について引き続き積極的に取り組んでいただく必要があること。

これらの対応については、「平成 29 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」(平成 29 年 1 月 23 日付け総務省自治税務局事務連絡)を踏まえ、引き続き適切に取り組んでいただきたいこと。

第 4 通常収支分の歳入歳出

1 歳入

4 都市計画税は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

1 普通交付税

ア基準財政需要額

(ア) 地方財政計画に計上することとしている「「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善の事業費」に対応し、その地方負担(961 億円)を普通交付税において算定することとしていること。

(イ) 「まち・ひと・しごと創生事業費」(1 兆円)については、「地域の元気創造事業費」(4,000 億円程度、うち 100 億円程度は特別交付税)及び「人口減少等特別対策事業費」(6,000 億円程度)において措置することとしていること。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、平成 29 年度から 3 年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ 1,000 億円シフトすることとしており、平成 29 年度は「取組の必要度」に応じて 4,670 億円程度(道府県分 1,560 億円程度、市町村分 3,110 億円程度)、「取組の成果」に応じて 1,330 億円程度(道府県分 440 億円程度、市町村分 890 億円程度)を算定することとしていること。

また、「地域の元気創造事業費」の算定においては、平成 29 年度から 3 年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ 1,000 億円シフトすることと

しており、平成 29 年度は「行革努力分」として 2,670 億円程度（道府県分 670 億円程度、市町村分 2,000 億円程度）、「地域経済活性化分」として 1,230 億円程度（道府県分 310 億円程度、市町村分 920 億円程度）を算定することとしていること。

これらの算定に当たっては、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしていること。

（ウ）地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」に対応し、臨時費目「地域経済・雇用対策費」により 1,300 億円程度（道府県分 570 億円程度、市町村分 730 億円程度）、既存費目の単位費用への算入により、650 億円程度（道府県分 330 億円程度、市町村分 320 億円程度）を算定することとしていること。

（エ）県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に対応し、事務の移譲に伴う標準的な経費を指定都市の基準財政需要額に全額算入することとしていること。

（ウ）県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う個人住民税所得割の税源移譲による影響額については、基準財政収入額に 100% 算入することとしていること。具体的には、平成 30 年度から当分の間、指定都市を包括する道府県の所得割に係る基準財政収入額の算定においては、税源移譲前の算定方法による基準財政収入額から今回の税源移譲による影響額の全額を控除することとし、指定都市の所得割に係る基準財政収入額の算定においては、税源移譲前の算定方法による基準財政収入額に今回の税源移譲による影響額の全額を加算することとしていること。また、平成 30 年度に税率が変更されるまでの経過措置として道府県から指定都市に交付される道府県民税所得割臨時交付金（仮称）については、交付見込額の全額を道府県の基準財政収入額から控除するとともに、収入見込額の全額を指定都市の基準財政収入額に加算するものであること。なお、退職所得の分離課税に係る所得割の税率を当分の間据え置くことに伴い道府県から指定都市に交付される分離課税所得割交付金（仮称）については、当分の間、交付見込額の全額を道府県の基準財政収入額から控除するとともに、収入見込額の全額を指定都市の基準財政収入額に加算するものであること。

●主な歳入歳出の概要

図表 2 地方財政計画歳入歳出の概要

通常収支分

(単位：兆円、%)

区分	17年度 (A)	16年度 (B)	増減額 (C=A-B)	増減率 (C/B)
歳入				
地方税・地方譲与税等	41.7	41.3	0.5	1.2
地方交付税	16.3	16.7	▲0.4	▲2.2
国庫支出金	13.5	13.2	0.3	2.5
地方債	9.2	8.9	0.3	3.7
臨時財政対策債	4.0	3.8	0.3	6.8
臨時財政対策債以外	5.1	5.1	0.1	1.4
その他	5.8	5.7	0.1	1.6
計	86.6	85.8	0.9	1.0
一般財源総額	62.1	61.7	0.4	0.7
(水準超経費除き)「一般財源」	60.3	60.2	0.0	0.1
歳出				
給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.0
一般行政経費	36.5	35.8	0.8	2.1
うち補助分	19.8	19.0	0.8	4.1
うち単独分	14.0	14.0	▲0.0	▲0.1
うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
うち重点課題対応分(仮称)	0.3	0.3	0.0	0.0
地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.2	0.4	▲0.3	▲56.2
公債費	12.6	12.8	▲0.2	▲1.7
維持補修費	1.3	1.2	0.0	3.5
投資的経費	11.4	11.2	0.2	1.4
うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち公共施設等最適化事業費	0.4	0.2	0.2	75.0
その他	4.3	4.0	0.4	9.4
計	86.6	85.8	0.9	1.0

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

17年度の主要な施策は以下の通り。

●公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の適正管理に要する経費について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、長寿命化事業等に対し地方財政措置を拡充

1. 地方財政計画への計上

公共施設等適正管理推進事業費(仮称)の創設等

○公共施設等の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として計上して

いる現行の「公共施設等最適化事業費」(2,000億円)について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進(立地適正化)及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保(市町村役場

機能緊急保全)を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費(仮称)」として計上(3,500億円)

○このほか公共施設等適正管理推進事業の実施に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を計上(300億円)

2. 地方財政措置(公共施設等適正管理推進事業債(仮称))

(1) 対象事業

1 集約化・複合化事業:延床面積の減少を伴う施設の集約化・複合化事業

2 長寿命化事業【新規】

(公共用建物):施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業(社会基盤施設(道路・農業水利施設));所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業

3 転用事業:施設の他の用途への転用事業

4 立地適正化事業【新規】:コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

5 市町村役場機能緊急保全事業【新規】:1981年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

6 除却事業

(2) 地方債の充当率等

1 充当率90%、交付税措置率50%

2~4 充当率90%、交付税措置率30%

5 充当率90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率30%

※地方債の充当残については、基金の活用が基本6 充当率90%【現行75%から引き上げ】

(3) 事業要件

○公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業であること

○上記に加え、

・1~3については、個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)において、

1~3の各事業類型に明確に位置付けられているものであること

・4については、立地適正化計画に基づく事業であること

・5については、個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるものであること等

(4) 事業年度

17年度から21年度まで(5年間)5については、緊急防災・減災事業の期間にあわせて20年度まで(4年間)

●緊急防災・減災事業の拡充・延長

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である2020年度まで継続することとし、17年度は5,000億円を計上

1. 対象事業（※は、17年度以降の対象事業として追加したもの）

災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等

(1) 災害に強いまちづくりのための事業

1 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化

2 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転

3 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi ※等）の整備など

(2) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

1 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化※ 2 消防の広域化又は共同化※に伴う高機能消防指令センターの整備

3 防災行政無線のデジタル化など

(3) 地域の防災力を強化するための施設の整備

1 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備

2 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備

3 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等）など

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

17年度から20年度まで

●17年度の「社会保障の充実」等

○17年度においては、

・子ども・子育て支援新制度の実施（「量的拡充」及び「質の向上」）・国民健康保険への財政支援の拡充・「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善などの措置を講じることとしている。

○これらに係る地方負担額について、地方財政措置を講じることとしている。

1. 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施

○教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上

(2) 国民健康保険への財政支援の拡充

○20年度から都道府県が国民健康保険制度の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営ができるよう、国民健康保険への財政支援を拡充

118年度以降、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保

2 財政安定化基金について、17年度はこれまでの積立分と合わせて1,700億円規模を確保し、20年度末までに、2,000億円規模を確保

317年度予算において、保険料の激変緩和のための約300億円及び1による活用も念頭に置いた約500億円を別途措置

<17年度「社会保障の充実」の主な項目> (前述：国の予算の項目参照)

2. 「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善

○保育士について2%の処遇改善及び技能・経験を積んだ職員の追加的な処遇改善

○介護人材についてキャリアアップの仕組みを構築し月額平均1万円相当の処遇改善等

【公費：2,000億円程度(うち地方：1,000億円程度)】

※この他、新制度のスタートに当たり、処遇改善を着実に実施するための周知・広報等に要する経費(128億円：全額国費)がある。

総務省自身の個別施策もある。交付税算定に、「トップランナー方式」を導入するという施策である。16年度から導入された。歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取り組みとされている。「トップランナー」が実現しているような少ないコストで、行政費用を算定するということであるから、「トップランナー」でない自治体にとっては費用の圧縮を強制されるようになる。全国の自治体からの反対もあり、17年度導入事業の見直しが図られ、17年度は都道府県の青少年教育施設、公立大学、市町村の公立大学への導入に絞られた。下の表は16年度の導入予定である。

(図表 3 参考：トップランナー方式導入 16 事業)

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇学校用務員事務(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校) (現行：直営、一部民間委託等)	高等学校費特別支援学校費	小学校費、中学校費、高等学校費	民間委託等
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	道路橋りょう費	
◇本庁舎清掃◇案内・受付◇公用車運転◇本庁舎夜間警備◇電話交換	包括算定経費	包括算定経費	
◇一般ごみ収集		清掃費	
◇学校給食(調理)◇学校給食(運搬)		小学校費、中学校費	
◇体育館管理◇プール管理◇競技場管理	その他の教育費	その他の教育費	指定管理者制度導入、民間委託等(現行：直営、一部民間委託等)
◇公園管理	その他の土木費	公園費	
◇庶務業務(人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	包括算定経費	庶務業務の集約化
◇情報システムの運用(住民情報、税務、福祉関連等の情報システム)		戸籍住民基本台帳費、徴税費、包括算定経費	情報システムのクラウド化

17年度以降導入を検討するもの

検討対象業務	基準財政需要額の算定項目		業務改革の内容	課題等
	都道府県分	市町村分		
◇図書館管理	その他の教育費	その他の教育費	指定管理者制度導入等	○地方団体から以下の意見がある。 ・教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置している。 ・福祉分野は業務の専門性が高く、直営を選択している。 ○実態として指定管理制度の導入が進んでいない。 ○社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議あり。
◇博物館管理	その他の教育費			
◇公民館管理		その他の教育費		
◇児童館、児童遊園管理		社会福祉費		
◇青少年教育施設管理	その他の教育費			
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化	○地方団体から以下の意見がある。 ・小規模な公立大学については、法人化にコストがかかることから効率化が困難となる可能性がある。 ・学部によって、民間との共同研究等による外部資金の獲得等、効率化可能な程度が異なる。
◇窓口業務(戸籍業務、住民基本台帳業務、税証明業務、福祉業務等)		戸籍住民基本台帳費、徴税費、社会福祉費、高齢者保健福祉費、保健衛生費	総合窓口・アウトソーシング留意事項の活用	○第31次地方制度調査会において、窓口業務に係る外部資源の活用方策について検討中である。 ○政府内において、窓口業務等の民間委託の為の業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を作成予定(平成28年度)である。

5. 17年度社会保障予算

17年度自治体予算でも社会保障関係予算は焦点だ。16年に消費税の引き上げが30か月延期になったので、社会保障予算の立て直しは急務だ。社会保障予算の全体像を見ておこう。まず、消費税引き上げ延期の顛末から。

17年度予算の争点はなんなのだろうか。やはり社会保障予算だろうと思う。なぜなら2014年4月の消費税率引き上げ（消費税・地方消費税合計8%への）を機に、引き上げ分はすべて社会保障経費充てると法律上明記されたからだ。16年度は引き上げが期首から平年度化される（フルに税収が入る）。一方、当初の予定では2017年4月1日に、8%から10%（うち地方消費税2.2%）へ引き上げられるはずだった。17年度は消費税率10%のもとでの社会保障予算を考えなければならない予算の予定だった。

安倍晋三首相は16年6月1日夕の記者会見で、2017年4月に予定していた消費税率の10%への引き上げを19年10月まで2年半（30か月）延期する方針を正式発表、参院選で国民の信を問うと表明した。「総合的かつ大胆な経済対策」を秋に講じる方針も明らかにした。（参院選は6月22日公示、7月10日投票。）

首相はこれまでリーマン・ショック級や大震災級の事態が発生しない限り、消費増税を予定通り実施する考えを示してきたが、現時点でリーマン・ショック級の事態は発生していないと表明。熊本地震を大震災級として延期の「理由にするつもりもない」とも語った。その上で、今回の増税延期は従来の約束とは異なる「新しい判断」であり、「参院選を通して国民の信を問いたい」と語った。増税を延期する法案は秋の臨時国会に提出する考えを示した（11月18日税制関連法成立）。

首相は会見で、「公約違反ではないか」とのご批判があることも真摯（しんし）に受け止めている」と語った。20年度までに国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化させるとの財政健全化目標は堅持する。経済対策の内容に関しては「最も重要なことは構造改革を断行し、将来の成長を生み出す、民間投資を喚起すること」と指摘。「現下のゼロ金利環境を最大限に生かし、未来を見据えた民間投資を大胆に喚起」と語った。その上で、新たな低利貸付制度によって「21世紀型のインフラを整備」と宣言。リニア中央新幹線の計画前倒しや整備新幹線の建設を加速させる考えを示した。保育所や介護施設の整備も進めると言明した。

安倍首相は伊勢志摩サミット閉幕後の記者会見で、「世界経済が危機に陥るリスクに立ち向かうため、あらゆる政策を総動員して、アベノミクスのエンジンを、もう一度最大限にふかしていく決意だ」と表明。その上で、「日本として何をなすべきか、消費税率引き上げの是非も含めて検討し、夏の参院選の前に明らかにしたい」と消費増税を見直す考えを明らかにしていた。

首相は14年11月、消費税率の10%への引き上げを当初予定の15年10月から17年4月まで1年半延期することを決断。直後に衆院を解散した。10%への増税延期は今回で2回目。

(捕らぬ狸の類だが) 16年度予算を基にした財務省の試算によると、消費税の税収は国・地方合わせて年度ベースで1%で約2.8兆円。引き上げ見送りで、軽減税率による減収分約1兆円を差し引いても、消費税率2%分に当たる税収約4.6兆円分の穴が開くことになる。これだけの消費税収を取り逃がしたと財務省は考えている。

消費税を巡る問題は、このように引き上げられなかったことに基づく「逸失」税収だけではなく、16年度は実際の消費税収にも問題があることが分かった。現時点での最新の16年10月末の消費税収は前年同月末時点に比べて、6%以上も落ち込んでいることが明らかになった。消費税収は落ちているのだ。消費不況の深刻さとともに、社会保障財源を消費税に頼る制度設計にも問題があるのではないか。

消費税収伸び悩みのもとでの、17年度からの社会保障の枠組を考える必要がある。さらに大きな問題もある。

本当に消費税の引き上げ分は社会保障の充実に使われているのだろうか。法律で決められているにもかかわらず、何に使ったかの証明は政府・自治体の「説明責任」に任されている。個別の領収書は発行されていない。実は何に使ったかは分からないのだ。市民・議会の側で検証しなければならない。国民は社会保障に使うからというので、消費税の引き上げに同意し、そう信じてきた。信頼を揺るがすことにはならないのか。

自治体にとって、消費税収の問題は二つある。第一に、地方消費税・交付金の使途の明確化はまったく不十分である。第二に、社会保障の充実の目玉であった、地域医療介護総合確保基金の使い途が旧来の(都道府県)補助金の枠から出ておらず、とても「充実」とは言えない状況だということだ。

17年度は診療報酬改定も介護報酬の改定もない。6年に一度の珍しい年なのだ。18年度は診療報酬改定と介護報酬改定の同時改定の年だ。社会保障の充実を表に整理しておく。

図表 4 社会保障の充実

事項	事業内容	合計(17 予算額)	(うち 国分)	(うち 地方分)	16 予算額
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度	6,526	2,985	3,541	5,593
	社会的養護の充実	416	208	208	345
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	67
医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
	・地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301	904
	・診療報酬改定における消費税財源の活用分	442	313	129	422
	地域包括ケアシステムの構築				
	・地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	724
	・15年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,196
	・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	429	215	215	390
医療保険制度改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
	国民健康保険への財政支援の拡充		1412	832	1864
	・財政安定化基金の造成(基金の積立残高)	1,100 (1,700)	1,100	0	580 (600)
	・上記以外の財政支援の拡充	2,464	1,632	832	1,664
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	210
	70歳未満の高額療養費制度の見直し	248	217	31	248
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	111	111	218
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2089	1044	1044	2089
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256	245	10	—
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	44	41	3	32
合計		18,388	10,511	7,877	15,295

「2017年度 政府予算と地方財政」学習会

2017年3月4日 自治労会館

菅原 敏夫（公益財団法人地方自治総合研究所嘱託）

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました地方自治総合研究所の菅原敏夫と申します。

1時間少し、私のほうからまとめてお話をさせていただいて、できれば早い段階で質疑応答に移りたいと思います。

私が話す内容はレジュメに書いておきましたので、そちらをごらんいただきながらお話をしたいと思います。

まず最初に、茨城県本部、あるいは自治研センターはいつもお世話になっておりますので、きょう、お呼びいただいたことに大変感謝いたしております。いつも鈴木さんにはいろいろ配慮していただいて、大変ありがとうございます。

きょうはうまく話せるかどうか、1時間ちょっとほどお付き合いいただきたいと思います。

私、前世紀の話ですが、若いころ、私の友人が水戸に赴任しておりまして、ちょうど今ごろの時期に呼ばれて、偕楽園で梅を観てお酒を飲むというなだらかな生活をしていたのですが、私の印象でも、日差しは強いだけでも風が強くてということ思い出しておりました。多分、きょうみたいな天気が多かったのだらうと思います。

きょうは、お休みのところ、皆さんにお越しいただいて大変ありがとうございます。

早速、話に移りたいと思いますが、まず、レジュメをお手元に置いてみていただきたいのですが、表紙のところに目次を用意してきました。この目次に沿って1から5まで話の柱を組み立ててまいりましたので、事前にどんなことをお伝えしたいかということをお先に申し上げておきたいと思います。

きょういただいたテーマは「政府予算と地方財政」でありまして、もちろん、現在、国会が本当の予算の話がなかなか進んでいないのですが、あと、東京都は百条委員会ができて、石原さんを証人喚問するという話になって、それでもちきりで、都議会は予算のほうに関心が行かないのですが、実は、今年の予算は、ここ数年見ていまして、ちょっと曲がり角に立っているのではないかと。これは茨城県しかり、東京都しかり、そして全国しかりであります。これまで税収が上振れて、予想外の税収を使った地方財政運営が行われていたのですが、交付税もそうですね。来年度はまさにその点が大きく異なってくるだらうと思います。

私が申し上げたいのは、レジュメの7ページ下から表を3つ並べておりますが、この表の真ん中のところ、税目ごとの増減を昨年と比べて比較したものでございます。真ん中の表の主な税目の前年度比較をごらんになっていただければと思いますが、法人二税は少し伸びるという予定になっています。個人県民税は、株式等譲渡所得の減という理由で少なくなっています。

これは株式の売買に係る税金が減っている。株価が前年ほど堅調ではないということであり
ます。

次の地方消費税もマイナスがついていて、マイナス0.7%です。理由は、輸入資源価格の下落による減とあります。つまり、原油が安くなって減るのだということになっているのですが、本当にそうでしょうか。直近の数字を見てみますと、皆さんも心当たりがあるだろうと思いますが、家計の消費が目に見えて減っている。皆さんのお家はどうでしょうか。私は思い当たる節が多々ございます。ビールも、本物のビールがだんだんテーブルから遠のいて、第二のビール、第三のビール、第四のビール、第五のビールにだんだん変わってきて、それに伴って生活費が少しずつですが減っている。昨年12月末、あるいは昨年11月末の消費税の実績が既に財務省から公表されています。昨年12月末では前年比6%減、つまり、消費に係る税金が6%減、あるいは11月末ですともっとひどくて、前年同月に比べて7%も減っているのです。明らかに消費は減っています。

そうすると、地方消費税は県の見通しでもこのぐらい減る。ただし、財務省の発表によると、マイナス0.7%どころか、1桁違って、実際に6%、7%減っている。だから県が立てている地方消費税は本当にこれだけ入るのかということは、今、茨城県議会が行われていますので、その中で明らかにしていかなければいけないことなのだろうと思います。

そして、地方消費税が減るということはどういうことかということ、もちろん、ほかの税金が減る、あるいは増えるということも大きな影響があるわけですが、地方消費税、消費税の引き上げ分は全て社会保障に使うという法律のつくりになっています。地方消費税や消費税が減る、十分集まらないということは、社会保障の財源に直結する形になっているのです。そういうことを一番最後に表を付けておきましたが、そのところでまたお話をしたいと思います。

もう一度、目次のところに返っていただきます。

話の内容は5つと申し上げました。最初は国の予算です。まだ予算委員会が十分機能していないのに、衆議院は予算が通ってしまったので、参議院が否決するという事はないでしょうけれども、参議院の議決にかかわらず既に来年度の政府予算は議決されて、決まっています。その内容をお伝えします。これは4ページからということです。

その次に、ちょっと工夫をいたしまして、今しがた見ていただいたような茨城県の予算編成をお話しします。茨城県の予算は私などよりも皆さん方のほうが当然のことながらずっと詳しいです。ですから、皆さんの知らないことや皆さんの知識を凌駕するようなお話ができるわけではありませんが、こんな工夫をしたいと思います。茨城県の予算編成、これが総務省が予想している2017年度の日本全体の予算と比較してどんな特徴があるのだろうか。もしこの特徴が茨城県だけ特殊な事情があれば、その原因は何であるか。あるいは、茨城県だけが景気がいいと書いてあるとすると、本当なのだろうか。その根拠はどこにあるのだろうか。という形で、地方財政全体の姿と照らし合わせて見ると、茨城県の特徴やそこに含まれている真実や嘘といったことが明確になるだろうと思って、あえて茨城県の予算編成を掲げておきました。こ

れを見ることによってさらに日本全体の地方財政の姿の理解を深めることができるだろうと思
いました。

3番目に、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議が開かれまして、その内容をお
伝えます。その内容の中で一番中心になるのは4でございます、「平成29年度の地方財
政の見通し・予算編成上の留意事項等」を長く引用して資料に掲げておきましたが、この中で、
来年度、自治体は何をするのだろうか、何に留意しなければいけないのだろうかということをお
話したいと思ます。

最後に、5番目といたしまして、では来年度予算で何が一番重要なのかということですが、
私は、来年度も社会保障予算が当然のことながら一番重要だと思ます。そして、これは消費
税の動向とも関わるので、本当に財源が確保できているのかどうかということを見ていかなけ
ればいけないという意味で、私は、最後の結論として、来年度、注意深く見ていかなければい
けないのが社会保障予算なのだということを結論として皆さんと共有したいと思っております。

さて、茨城県議会、現在、代表質問のやり取りが行われておりまして、茨城新聞を読んでお
りましたら、筑波大学の先生が「茨城論壇」というページを書いております、肩書きは、筑波
大学の先生なのですが、筑波大学の執行役員という肩書きなのです。執行役員というのは普通
は会社の肩書きだと思のですが、そーか、国立大学は独立行政法人になるともうほとんど会
社になってしまうのだなというのが一つと、普通の大学では、理事の方の元職は文科省の高等
教育局長で、口利きしたのかどうかわからないけれども、誤解だろうと思ますが、そういう
記事が載っていました。

話はそんなことではなくて、昨日、県議会で代表質問が行われまして、自民党、県政クラブ
の方が知事に代表質問しています。質問のテーマの一つが、在宅医療と介護の連携の組み
みはどうなのだと質問しています。質問に答えて、ここが今年のポイントかなと思ったのですが、
新年度から、入院や診療だけではなくて、在宅医療への参入促進に向けた新たな施策に取り組
むのだと。医療機関などを訪問し、在宅医療参入を促す推進員というふうに答えていまして、
県の医師会を拠点にそういう施策を行うのだということ、あるいは研修会などを開くとか医師
のスキルアップを図るといようなことを答えています。

自民党の方は、新聞の報道では、それ以上の再質問をしたと書かれていませんので、こうい
う答弁で終わったのだと思ますが、この点は結構重要なのだと思ます。これから高齢社会
の中で、医療というのは在宅医療がかなり中心になると思われるからであります。本当は自民
党の方に聞いていただきたかったのは、在宅医療を県医師会を拠点に推進するということは、
財源は何ですかと聞いてもらいたかったのです。この財源は、実を言うと消費税、地方消費税
なのです。茨城県は消費税、地方消費税をどういふふうにするのかという地域医療・介護確保
基金事業計画を策定し、ホームページに公表しています。その中を見ると確かに在宅医療の話
が出ています。財源は消費税、地方消費税の社会保障の充実という項目で確保されているお金

を使うのだとそこにも書いてあります。だから、これは消費税と直結している話なのです。茨城県が工夫をして何かお金をひねり出したのではなくて、消費税、地方消費税を財源とする全国的な事情で、茨城県でもそれが行われている。消費税収のお金は、日本中、在宅医療とか介護の充実ということは、当然のことながら地域包括ケア全体のテーマですので、きちんと市町村を激励し、市町村に財源を振り分ける形で推進されるべきだと思うのですが、全国どこへ行っても、結局、最も大量のお金は県医師会に流れているのです。これで地域包括ケアや在宅医療は本当に進むのだろうかというのが私の疑問なのですが、これは茨城県のホームページにも出ていますので、こういう形でこれからの介護や地域医療が進むのかどうかを考える材料にしたいなと思いますし、まさに県議会ではそうした議論が始まっているところだということです。

いきなり具体的な話になってしまいましたが、そういう意味で、社会保障の財源は今年の非常に大きなテーマです。そして、社会保障の結構大きな財源である消費税収は目も当てられないほど減少しています。結論の先取りですが、そういうことを申し上げて、もう一度、本論に戻ってまいりたいと思います。

4ページ、国の予算2017、これは去年の12月22日、公表されまして、閣議決定されました。5ページの真ん中あたりに簡単な図を書いておきました。ごらんになっていただきたいと思いますが、歳入は税収が57.7兆円で、0.2%増になります。ところが、今年予算は、国債も少し減らしたのですが、税外収入の一番伸びが大きくて5.4兆円、14.7%増になっています。解説は4ページの下から3行目に書いておきましたが、税収が伸び悩む分、税外収入を増やして、だから、税収伸び悩みか、ひょっとしたら特に法人税が減るかもしれないということでもあります。去年は法人税は予算を達成できませんでしたが、今年もそういうことになるかもしれません。

税外収入は何かというと、外国為替特別会計から歳入へ増加させる。つまり、円安になっているし、外為特会でドルを買うとか、そういう為替介入は当然できないだろうということもあって、円安になっているということも含めて、そこから繰り入れるということです。だから、これは円の水準によって決まる話なので、来年以降はわからないし、来年以降使えるお金はないということが特徴だと思います。

国の予算は、ご議論、あるいはご質問があれば、もう少し詳しくお伝えしますが、5ページの中段に結論を書いておきました。2017年度予算の争点は何だろうか。先ほど申しましたように社会保障予算だと思います。なぜならば、2014年の4月の消費税の引き上げを機に、引き上げ分は社会保障経費に全部充てるのだと法律に書きました。本当は今年4月1日から消費税率は10%になるはずだったのですが、延期されましたので、社会保障予算は、当初の見込みからいうと、2017年は10%になるはずだったのに8%のままというので、いろいろなことにしわ寄せがきています。その最大のものは国民健康保険事業です。皆さんご存じのように、2018年、平成30年から国民健康保険は保険者が都道府県になります。現在は皆さんの

ところの各市町村が保険者ですが、再来年度から県の保険になります。県の保険にするために、消費税収からお金を引っ張ってきて、県の財政安定化基金に入れて、県が国民健康保険の保険者として保険を運営していくという見通しを立てて今まで変えてきたのですが、消費税収が8%から10%にならなくなったので、県にはちょっと泣いてもらって、しばらくお金を安定化基金に入れられないけれども、とりあえず再来年からやってよねという話になってしまいました。もちろん、知事会は怒って、そんならもう国民健康保険なんてやらないよという話を年末までは散々したのですが、最後は、その部会の責任者は栃木県知事でしたけれども、折れてというか妥協して、とりあえず再来年度からは県が国民健康保険をやるけれども、ちゃんとお金を持ってきてよねという話で妥協が成立しましたが、不安材料いっぱいです。

今、2018年度から国民健康保険は県が保険者になるという話をしましたが、保険料を徴収するのは相変わらず市町村、保険料を決めるのも相変わらず市町村なので、では今と何が違うのだという話になります。今までは市町村の責任でやっていたものを、県に付け替えて、県は市町村から上納金を取って運営するということになったわけで、上納金を納めるのは市町村だというのは変わらないわけです。だから、保険料が低かったり取りはぐれたりしていたら、当然のことながら、市町村は責任を持って自分のお金で県に上納しなければいけないということになりますので、何が変わったといっても変わらないなという気もするのですが、県の保険料をめぐる締め付けが強くなるということでしょうね。そして、消費税収が安定化基金に十分埋まらないとすると、県は躍起になって市町村から上納金を取り立てようとするでしょうね。というのが2018年度以降の姿だ。今年、その準備は必ずしも十分ではないという問題を抱えています。

ですから、社会保障予算ということですが、個々具体に見ていくと、その予算は、私たち自治体にとっては、社会保障一般ではなくて、国民健康保険の大改革という節目の年に当たっているのだということが重要なのではないかと思います。そして、社会保障予算の国民健康保険への財政安定化基金への繰り入れというのは消費税収から行われ、これが自治体を複雑にしているというか問題を大きくしている。そして私たちは、自分の生活の防衛のために、払いたくないわけではないけれども、消費税ができるだけ少なくなるような生活をしているので、それはそれで自分の首を絞めているということになるのではないかと思います。

今年度から、酒税は、今まで交付税に回っている分を大幅に地方交付税に繰り入れる措置が行われておりますので、皆さんが今晚飲まれる飲み物は交付税に直結しているということで、できるだけ税率が一番高いビールにさせていただくのが一番いいのではないかと思います。これは自分でできる自治体への応援で、ふるさと納税よりも、毎日寄付できますので、いいのではないかと思います。

ふるさと納税は確定申告で税金を取り戻すことができますが、酒税は幾ら飲んでも取り戻せないのです。ですから、どうぞ今晚は私の話を思い出していただいて、安い焼酎などはやめて、ビールは税率が一番高いので、本物のビールにさせていただきたいと思うのですが、地方公務員

は飲んべえが多いというので、交付税とリンクを強めましたので、どうぞ今晚よろしくお願ひします。

5ページの茨城県の予算編成について申し上げたいと思います。今、国会に地方財政計画が提出されて、これは議決ではなくて報告なのですが、議論され始めたところです。地方財政計画というのは、本来、その役割は、地方財政全体の収入・支出を見込んで、もし収入が支出に足りないのであれば交付税を配りますよという役割ですので、地方財政計画と「計画」という言葉がついていますが、その真実は予想なのです。2017年度の地方財政全体の収入・支出の予想を国会に出して、これこれこれで足りなさそうだから交付税をこれだけ配りますということが書いてある文章なのです。だから、具体的に使って足りる、足りないというのは各自治体の話なのです。各自治体がどういうふう実際に使う、あるいは実際に使う予定なのかというのが、今、県議会で議論されているわけですから、それとバランスして、比較して見るということになります。

5ページの下から4行目、茨城県は20日に当初予算を発表いたしました。知事は記者会見を開いて説明をしたわけでありまして。前年度当初比0.8%減で、これこれこうで、復興関係の予算はどんどん減っています。県単独の公共事業費は大幅に伸びています。

歳入はどうなのか。県知事の記者会見を聞いていますと、県税収入は0.8%増、3,722億円の見込み、景気回復による法人税収が929億円、3.5%増の増収となる見込みでありまして、これが日本全体の伸びと比較して高すぎないかという問題が一つあります。茨城県だけが景気がいいような、そんなことってあるのかな。そうした疑問、そんなふうに見ていただければと思います。ですから、特徴は、県単独の公共事業が大きく増えているということです。

6ページの下から10行目に農業関係の予算を見ておいたものがございまして、それが鳥獣被害まで含めて7ページの真ん中あたりまで続いています。個別の課題ですので、時間に余裕があればもう一度返ることにいたしまして、具体的にこんなことが予算に組み込まれています。7ページの真ん中あたりに「普通建設事業費は」と書いてあって、これが昨年から大きな伸びを見せている公共事業の中身であります。7ページの下から8ページ以降に先ほど見ていただいたような前年度との数字の比較を3つの表にして比べてみました。

8ページに行ってください、一番右の列は備考と書いておきましたが、地財計画、つまり、総務省が国会に説明している地財計画の数字をここに書いておきましたので、これと比較して見て、大まかな項目ですが、茨城県はどんな特徴があるかということは、書かれているとおりであります。例えば、7ページの表の下から5行目、公共事業をかなり増やしますので、県の借金である県債は前年に比べて7.4%増えます。日本全体の地財計画では3.5%の伸びになっていますので、その倍以上の伸びで茨城県は借金を増やして公共事業をするということになっています。

こういうふうに比較して見ると茨県の特徴を垣間見ることができないかということを書いてありますが、情けないことに、県の借金の半分以上は臨時財政対策債という赤字県

債なのです。これは地財計画でも赤字を増やすということになっていますので、茨城県もそれと同じだけ、つまり目いっぱい臨時財政対策債を増やすということになります。見ていただければわかりますように、右から3列目が2017年度予算ですので、県全体の借金の半分以上が臨時財政対策債なのです。だから、公共事業を増やす、増やす、増やすと言っても、実はそのうちの半分以上を公共事業に充てるのではなくて、県の立て替え借金である臨時財政対策債というものです。

さらに見ていただければよくわかるのですが、茨城県がお金を借りている臨時財政対策債のさらに半分以上は過去にした借金の返済分を賄っている。新たに何か仕事をするのではないのです。県債分を臨時財政対策債で転がしているということになっていますので、大変情けない状況で、残念ながら過去の借金を返済するためにまた借金をするという状況に至っているということがこの表から読み取れるわけです。ともすれば、公共事業をこんなに拡大していいのかということに目が行きがちで、確かにその批判やその検討は必要ですが、茨城県の財政の構造でいくと、そんなことは実は必ずしも一番の問題ではなくて、過去の借金の返済のために借金をしなければならないという状況のほうがずっと問題なのではないか。そのことをこの表は言っているわけです。私も同様に指摘しておきたいと思います。

8ページの下の方の表は、地方消費税、これは都道府県全体で精算をします。もちろん、東京都が一番消費税を集めてしまいますので、それを各県に一定の指標で割り当てます。その精算後でどうなったかということを見ていただきますと、歳入は実際に減っているということがわかりますし、県税の収入も地財計画のマイナス0.4%から比べるとマイナス0.7%で落ち込みが激しいということがここでもわかります。

これが茨城県予算の外から見た特徴であります。知事との記者会見のやり取りでちょっと面白いことが出ていましたので、社会保障に関連するので、8ページの中段から記者との質疑のやり取りを抜粋しておきました。茨城と書いてあるのは茨城新聞という意味です。茨城新聞の記者が財政状況というのはどういうふうにお考えでしょうかと質問いたしました。知事は、ちょっと答えになっているような、なっていないような話であります。2番目の質問は少子化対策のことを聞いています。これ以降、結構面白くて、茨城新聞の記者が質問いたしまして、人口減少で、茨城県内でもまだいろいろ違います認定こども園になるときの書類など面倒くさいものがある、そういうのもバックアップしていきますよというような話で、9ページに、朝日新聞がこんなことに触れています。「今ほど話題にありました保育士の待遇改善の話ですが、につきき東京都がかなり大幅に給与上乘せをされたと聞いていますが、他県の動きはどういうふうにお考えですか」と聞かれて、知事は、「東京都はどのようなことをやっているかということについて我々は全部調べています」というふうに答えています。記者会見を見ていましたら、ここで知事が言い間違いをして、後日、訂正されましたが、国の制度で改善を講じています。けれど、一方で、東京で必要とされている住居対策はこちらはほとんどないのです。だから、家賃が高いから東京に行けないという人は、東京が家賃を補助すると向こうに行ってし

まうとか、いろいろ調べながらやっています。

東京都の給与上乘せはどうかと聞かれて、面白い返答をしています。結局、東京に保育士などを持っていかれるのは、地域手当の影響が一番大きいのではないですかというような答えでした。具体的に、守谷に住んでいる人はどっちを見て生活しているのだろうかという心配の種が表明されておりまして、東京近郊という大都会の近郊の市町村、あるいは県は大変影響を受けるのではないかと述べています。

では東京都はどうか、ちょっと気になりましたので書いてあります。9ページの下あたりに東京都の話を書いておきまして、例年、都道府県の予算で最も早く公表されるのは東京都です。今年も1月25日に発表されまして、これも都道府県の中で一番早かったのですが、一番早いとき、東京都の予算の原案が1月の松の内ぐらいいに出してしまうのです。東京都は国の予算がどうなるかというのは余り関係なしに編成できるということもありますが、すごく早いのです。ところが、去年の夏に知事が代わりまして、けしからんということいろいろちょっかいを入れたので、今年はちょっと遅れてしまいましたが、1月25日に出てきました。

ちょっと飛んで、10ページ、小池知事の記者会見がありましたので、これで東京都の予算を見ておきたいのですが、私は見てちょっとびっくりしたのですが、ポイントは、あの東京都でさえ法人関係税収が6年ぶりという減収になっているわけです。個人の所得税収は堅調なのだけれども、お金持ちがたくさん住んでいるので、株式の配当で生活している人がいっぱいいる。そういう人たちは株式の配当が余りたくさん来なくなりそうなので、2017年度は随分大幅に減ったのですが、個人はそんなに大きな増えも減りもない。固定資産税もほとんど前年度とほとんどです。市町村としてはそんなに心配の予算にならなかったのですが、東京都でも6年ぶりの法人関係税の減収を見込んで予算編成してまして、さて、茨城県の企業だけ儲かって法人税収が前年度より増えるというのは本当なのだろうか。どういう見通しに基づいているのだろうかということがちょっと心配で、これから見ていかなければいけないのではないかという話です。

東京都は予算の規模も減少しました。法人税収も減少するという見通しで予算を編成しています。小池知事は初めての予算編成ですが、いいところなしです。金が入ってこないのだから、何をやろうといてもできないので、苦し紛れにこういう話になりました。このように、平成29年度予算案は無駄を排除して、総枠ではマイナスではございますが、必要な政策には思い切った予算をつけることによって、メリーちゃんとハリーくん、つまりメリハリのついた予算というだけじゃれでしか表現できないような予算案になってしまいました。メリーちゃんとハリーくんというのはいかにも小池都知事が言いそうな話なのですが、このフレーズを考え出したのは、当然のことながら、財務局の職員が、知事だったらこういうふうにするのではないかと付度をしてつけた話で、誰が言い出したかということは、若手の職員ですが、わかっているのですが、これは職員が考え出したものです。

東京都の予算書を見ますと、メリーちゃんとハリーくんというマークがつくられて決

まっています。メリーちゃんはヒツジの形をしています。ハリーくんはハリネズミです。東京都ですので、エンブレムの話もあるので、メリーちゃんとハリーくんがどこかの登録商標になっているのではないかとすぐに調べました。登録商標というのは、業務内容とか商品の分野ごとに決められていて、47都道府県の予算のマークとしてメリーちゃんとハリーくんはないに決まっています。お菓子か何かにあったらしいのですが、それで扱えるということで、東京都はメリハリというのはメリーちゃんとハリーくんというお話でございます。

東京都は法人税収マイナスという本当に数年ぶりの話をどう乗り越えていくのだ。それは日本全体の特徴傾向でもございますので、これを茨城県に当てはめて、この見通しはどういう根拠で正しいのか正しくないのかという議論の出発点になるだろうと思います。

さて、少し先を急ぎますが、11ページに3とありまして、東京都が予算を発表した1月25日というのは、偶然ですけども、地方財政予算関係の重要な会合が開かれています。私たちにとって一番影響がある重要なのは、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議が総務省の講堂で開かれました。茨城県からは県の財政課長と市町村課の課長が霞が関まで行って会議に出席しました。

どんなことが話し合われたかというのは、この会議の式次第を書き抜いておきました。1 挨拶 自治財政局長が10時から10時10分まで挨拶をいたしました。2番目、財政課長が地方財政対策をこういうふうにしましたというのを20分ほど話しています。それから、交付税はこうなりますよというのを交付税課長が15分ほど話をし、4番目、5番目、6番目、7番目というように会議がずっと続いて、最後は16時35分閉会になっています。

午後の部を見てみますと、話というのはみんな5分とか10分で、ごくごく短いのです。だから、丁寧な説明がなされていなくて、一方的にこんなことをしたい、こんなふうになりますという話があるのですが、それと同時に、そこに行った参加者は、600ページぐらいの資料をどかんと渡されて、その中に詳しいことが書いてありますよ、後で読んでくださいと渡されたのです。茨城県庁から出席した課長は、その資料を持ち帰ってきて、早速、県内の全ての市町村、そして、県内の全ての市町村議会に宅急便で送りました。だから、総務省から渡された資料は、市町村、あるいは市町村議会に必ず届けられています。もし内容に気になることがあれば、役所・役場で見ただければいいのですが、どんなことが話し合われたか、どんな資料が渡されたかというのは、一度見ておいたほうが有効だと思ひまして、12ページの中段から13ページにかけて渡された資料の目録を書き抜いてみました。

資料1、地方財政対策の概要から始まって、資料25、地域IoTの実装推進等についてまで、かなり厚いものを渡されています。その中で一番分量が多かったのは資料3の平成29年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等についてということで、内容は地方財政計画と呼ばれるものの詳細版です。

ただ、資料を見て、中身が想像のつかないものが幾つかありますので、それはこんな話になっていますよという中身をちょっとだけ書いておきました。まず、12ページの16行目を見て

ください。資料4ですが、総務省の中に財務調査課がありまして、それが配っています。これを6つに綴じたものを一括して渡してあるのですが、1. 公共施設等の適正管理の推進について、2. 若者定着に向けた地方創生の取り組みについて、3. 地方公共団体財政健全化の見直し等について、4. 地方財政の「見える化」の推進について、5. 地方公会計の整備について、6. 過疎債・辺地債についてです。どれもこれも来年度の自治体にとって極めて重要な方針になっています。一つは公共施設の適正管理、これがいよいよほとんど全ての自治体ででき上がって、公共施設を合築したり取り壊したりという話が徐々に進み始める。合築の場合、前の延べ床面積より少なくなるのであればお金を貸してあげるという話が進むということで、自治体にとって非常に大きな重要な方針だということになります。

それから、健全化法が少し変わりました、第三セクターなどは気をつけろということが書いてありました。見える化については、他の自治体と比較、可能な形でちゃんと表示しなければいけない。それから、来年度は地方公会計、貸借対照表、行政コスト計算書の整備の最終年度に当たりますので、ちゃんと公表しろという話になっています。

次に行きまして、資料5は主要施策関係資料とありまして、どういうのが主要施策かといいますと、これも1から5までありまして、社会保障の充実というのは主要施策だ、1億総活躍社会、この中身は介護人材、保育士の処遇改善という話です。それから、医療・介護の改革、医療費の適正化、森林吸収源対策、公共施設の適正管理です。

資料21、総務省の公務員部関係資料を見ると、1から3まであります。被災市町村職員派遣の話、被災市町村職員派遣の話、3番目、臨時・非常勤職員の適切な任用・勤務条件の確保、これどうですか。今度の国会に地方公務員法の改正案が出てきます。それはこういう内容なのだということが書かれていまして、この段階ではもちろん法律は提出されていませんが、こういうふうにするつもりだ。1年限りで非常勤の任用を区切る会計年度任用職員というカテゴリーを地方公務員法の22条につくるということがここで書かれていて、そうか、そういうことが起こるのかというのがこの資料を見るとわかるわけです。

もう既に25日に公表された資料で、その後の国会の進展などもありますから、それぞれ少しずつ変わってきていますが、4月25日の段階で法務省の方針や来年度に準備しなければいけないこと、つまり、公共施設管理計画をちゃんとつくってとか、公会計について整備してとか、臨時・非常勤の任用に関して新しいカテゴリーをつくる。最初の予想では、施行が2年後、3年後かもしれないという話になっていますので、そういうことについて来年準備をする。社会保障の充実の中では、国民健康保険をどうするのだということが書かれているということで、この資料をもとにしてといいますか、2017年度、それぞれの都道府県、それぞれの市町村の予算がどういう影響を受けるのか、どういう方針をつくらなければいけないかということの参考にしていただければと思います。

13ページ以降は具体的な話でありまして、その場で配られた資料3の中身をポイントだけ抜粋してまいりました。内容が14ページから30ページまでです。分量が多いので、重要な

ところだけ見ていただければと思ひまして、必要なところにアンダーラインを引いておきましたから、そこだけ見ていただければ大体用が済むのではないかと思います、ちょっとだけ時間を使って全体像を見ていきたいと思ひます。

14 ページから 16 ページのところまでが、国の予算はこういうことで決めました。重要なことは 16 ページの 18 行目以降、財政投融资を大幅に増やしました。これは整備新幹線とかリニアです。JRにお金を貸し付けて早く新幹線をつくりますという話です。

次の 20 行目からが重要でして、政府は、予算案として、平成 29 年度の国内総生産は 553.5 兆円になるだろうと閣議で決めてしまったのです。そういうふうにするためには名目成長率 2.5%、実質でも 1.5%、この差は、物価上昇率 1%でございますということを閣議で目標として決めてしまったのです。そうすると、この目標に合うように税収は国が計算し、経済成長するのだから社会保障や消費も伸びるでしょう。という前提で予算をつくってしまっている。そうすると、2016 年度がそうだったように、1 年の半分ぐらいたつと、いや、実はこんなに入ってきてませんでしたというのが去年だったのです。同じことが起こるのではないか。確か茨城県は、入ってくるはずの法人税収が入ってこなかったので、減収補てん債、入ってくるはずだという額に足りない分を借金して使ったというようなことも行っています。だから、去年起こったことは来年度も起こるかもしれない。強気の成長率を見込んでいるわけですから、いや、実は税収が入りませんでした。では、これだけ入ってくるという予想で組んだ県の予算、市町村の予算はもう使い道が決まっていますというときには、減収補てん債という借金を余儀なくされるかもしれないのです。これは、実際に 2016 年の夏から秋口に起こりました。来年度は起こらないのでしょうかというような観点で見ていただきたい。

つまり、16 ページでアンダーラインを引いたのは、ちょっと高めの成長を見込みすぎではないか。それに引きずられて大丈夫ですか。茨城県は、法人税収は東京都でさえ減らしたのを増えるという見込みで予算化して、年度が始まったら当然使い始めてしまいます。そうすると、実際は法人税収はこんなに入りませんでしたということになると、足りない分は、もう使い始めているのですから借金しなければいけないです。そういうことが県民のためになるのかどうか。むしろ慎重な予測のほうが県民の安定には役に立つのではないか。そういうことを考えながら見ていただきたいと思ひます。

通常、私たちの地方財政の話は、16 ページ以下の交付税がこうなりました、ああなりましたというのはメインに来ることが圧倒的に多いと思ひのですが、交付税がこうなりましたという話だけだと、実際に県や市町村がどうやってお金を使うのですかということとの距離が遠いので、今みたいな舞台裏とか、実際にお金には関係ないかもしれないけれども、地方公務員法の改正というところにむしろ着目していったほうがいいのではないですかということを強調してお話をしているところであります。

16 ページから始まって、19 ページ、20 ページまでは、交付税をこのように決めましたので、皆さん、安心して使ってくださいという話になっています。

20 ページから具体的な市町村，都道府県の予算編成上の留意事項で，本来ならこれがポイントになると思うのですが，20 ページ，市町村，都道府県の予算編成は，平成 29 年度の国内総生産の成長率は，名目 2.5%程度，実質 1.5%程度と国で見通しを決めました。だけど，景気の動向は地域や業種によって異なるものだから気をつけてくださいということが書かれています。だから，本来は国でこういうふうに決めたのだから，それを横目で見ながら，地域の状況をちゃんと見てくださいということです。総務省も政府の言うとおりに全ての地域になるわけではないということをお心配している。

それから，20 ページに行きまして，中段 (1) から始まって (6) まで，こういうことが重要ですよ。(1) 地方行政サービスは役所の仕事ではなくて産業化してください。(2) クラウドを実現してください。(3) は，トップランナー方式でやるのだ。今年はこれとこれをトップランナー方式を導入します。したがって，地方交付税の単価を引き下げますという話です。

さて，トップランナー方式，表をつくっておきました。35 ページをごらんください。表が 2 つに分かれています。2016 年度からやっているもの，2017 年度以降に導入を検討するものと 2 つに分かれています。前半部分はもう 2016 年度から導入済みです。どんなことかという，学校用務員事務，小中学校，高等学校，特別支援学校で，都道府県，市町村それぞれ，これこれの費目で交付税単価が計算されているけれども，ここから先はもう民間委託を前提にして費用を計算しますよ，これはトップランナー方式なのです。トップランナーの自治体は，既にこんなものは全部民間委託しているので，民間委託したときの費用で計算します。直営でやっているようなところは足が出ますという話です。ただ，学校用務員事務などはまだまだ民間委託が足りませんねと付け加えています。あるいは，一般ごみ収集費も民間委託をやっているに決まっていますよね。だから，ごみ収集は交付税の計算は民間委託しているものという前提で費用を計算します。まさか直営をやっているのではないでしょうね。体育館管理，プールは指定管理者制度が導入されていることを前提に費用を計算します。公園管理も同様です。庶務業務集約化，情報システムのクラウド化をしている。これは実際に始まっています。2016 年度に単位費用は思ったほどではないですが，当然，その積算根拠が変わって引き下げられています。

2017 年度以降検討するもので，図書館管理，博物館管理といったものは全部指定管理者制度を前提として費用を計算します。だけど，そうは言っても，いきなり図書館を指定管理者はすぐにできないでしょうということで，2017 年度は青少年教育施設管理を指定管理者，公立大学は独法化の 2 つの点だけトップランナー方式を導入しますということで，図書館がいきなり指定管理者にしないと足が出るということは 2017 年度は防げるのですが，ここから先はもちろん，再来年度に向けては図書館も指定管理者にすることを前提に費用を計算しますという話になるだろうと思います。

前に返っていただいて，20 ページ，21 ページ，先ほどから言っている 600 ページぐらいの資料の中にあるのを具体的に書いてあるものですが，22 ページには公共施設等総合管理計

画はどうしなければいけないのか。コンパクトシティにしてくれということとか、重点課題についてはこれとこれとこれとこれだ。それから、23 ページ、社会保障の充実に関してはこんなふうを考えています。

社会保障の充実は大事なことなので、23 ページからを読んでもよくわからないのですが、どんなことが計画されているのか、これを表にしておきました。38 ページをごらんになってください。図表4 社会保障の充実、これが国、自治体合わせて全体の社会保障の充実で、ここに掲げてあるものの根っこにあるものは消費税、地方消費税収です。これを見ていただきますと、例えば、子ども・子育て支援はこんなふうにお金を使います。去年はこうでした。それから、医療・介護サービスの提供体制改革とあって、橋本知事が茨城県議会の自民党議員に対して答えていたところですが、茨城県としても社会保障費の充実を消費税、地方消費税収をもとにしてこんなふうにしますと。日本全体で考えてみれば、例えば、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等、まさに県議会で議論されていることです。

特に重要なのは、地域医療介護総合確保基金(医療分)、これを日本全体で904 億円用意しますので、これを補助金として使って地域医療を拡充してください。その使ったお金とその評価については、各都道府県がちゃんと計画をつくって、その評価の表を付けて公表してください。茨城県はもちろん公表しています。同じ地域医療介護総合確保基金の介護分は724 億円、これも国、県の補助金として使って、地域包括ケアを十分確保してくださいということで、一番下まで書かれているような全体で1兆8,000 億円の消費税収、地方消費税収をこんなふうに使いますというのが社会保障の充実です。

一つ一つを見ていただいて、先ほどから何度も申し上げますように、茨城県としてはどういうふうにするのかというのを県のホームページで地域医療介護総合確保基金計画を確認し、誰に幾ら払ったかが付いています。医療分はほとんどが医師会で、公立病院は1円も来ていないです。そういう使い方が社会保障の充実として適切かどうかを茨城県の計画をごらんになっていただいて判断していただきたいと思います。

もう一つは、24 ページのところにアンダーラインを引いておきました。財政健全化法を改正して、第三セクター、公有地信託なども将来負担比率の中に入れました。だから第三セクターをうまくコントロールしてくださいという意味です。

それから、26 ページ中段にアンダーラインを引いておきました。療養病床の在り方に関する議論の整理、これは極めて重要です。療養病床の在り方に関する議論の整理を昨年12月20日に出しました。介護型療養病床群、昔で言う老人病院は、その病床を廃止するというのが小泉政権のときに出されたのだけれども、老人病院に入っている人は行き場がないではないかというので、小泉改革は実現せず、民主党政権になって、社会的入院だから、介護型病床群は廃止。しかしできないので、廃止を6年延期して、その期限が来年の3月31日に来ます。来年の3月31日で、いわゆる老人病院、皆さんの記憶に新しいところでは、神奈川県横浜市大口にある大口病院、まだ犯人は捕まっていない。点滴の中に消毒薬か何かが入っていて、二

人の方がそれで亡くなったことは明らかです。それに前後して、いわゆる老人病院なので、毎日毎日お亡くなりになる方がいて、前後に20何人が亡くなっているのだけれども、病院で点滴に消毒薬を入れた人がまだわからないということがありました。そういうのが療養型病床群なのです。それが3月31日に廃止になります。

それをどういうふうに転換するかというのが12月20日に出ているので、それを見てくれということです。介護保険法の改正、医療法の改正が予定されていまして、結局なくせなかった。名前を変えて存続することになりました。まだ法律が通っていないので、そうなるかどうかかわからないけれども、名前だけ変えて、結果的に医者配置も少なくし、看護師の配置も少なくして、高齢者を放っておく形で存続する。介護・医療院という名前になるそうですが、そういう話になりそうです。

直接関係するところは、26ページに国民健康保険のことがありますが、これは最初のところで申し上げましたので、26ページで確認していただければと思います。先ほど申し上げましたように、2018年度から都道府県、したがって、保険料の決め方と徴収に関する県の締め付けが強くなるということです。もし県に対して国の補助が十分でなければ、県は市町村から保険料をたくさん取り上げて赤字が出ないようにしなければいけないので、当然のことながら締め付けが強くなるということになるだろうと思います。2017年度ではありませんが、2017年度中に全部決めて、2018年度から国民健康保険は県ということになります。

30ページは政令指定都市の教員になります。

それから、公共施設等総合管理計画で建物を減らせばこれだけお金を貸してあげますというのを32ページの下に書いておきました。1から6までありまして、それぞれにお金を貸してくれます。補助金が出るわけではありません。ちょっと大盤振る舞いだと思いますが、お金を貸してくれて、その返済のときに交付税にそれを還付しますという条件なので、いいことか悪いことかわかりませんが、直接お金が来るわけではないのですが、借りやすくなるということだと思います。

その充当率などは32ページに書いておきましたので、これをごらんになってください。

35ページはトップランナー方式、38ページは社会保障の充実の項目というので、ちょっと駆け足でしたが、国の予算、茨城県の予算、そして、県、市町村全体に関わる予算編成の留意事項、特に社会保障の充実という柱でお話をいたしました。

駆け足で申しわけありません。時間を超過してしまって大変申しわけありませんでした。

私のほうからは以上でございます。

ご清聴ありがとうございました。

○司会

大変ありがとうございました。

通常の予算等の説明ですと、去年に比べてここが何%減ったとか増えたとかというお話にな

と思うのですが、きょうのお話は、具体的にどこに課題があって、きょうは2017年度の予算の話をしているのですが、2018年度以降にこういった問題が目に見えているといったことまで含めて課題を提供していただきました。

若干時間がありますので、皆さんから今のご講演に対してご質問、ご意見等お受けしたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、トップランナー方式の新事業がまた追加されるとか、極めて具体的というか生々しい話もありましたし、単組の関係でいうと、当局と交渉等を行っている役員さんもおいでになりますから、ぜひ忌憚のないご意見をちょうだいいただければと思ひます。

○菅原

実際、来年度は交付税が減ります。だから茨城県も減るという予算になっています。各市町村それぞれ違うでしょうけれども、全体としては交付税は減ります。トップランナー方式だけで削ったというわけではないですが、相当いろいろなことを財務省から攻め込まれて、結局交付税は減る。ではその分どうするかというと、臨時財政対策債を増やすという対応をせざるを得なくなりました。茨城県も交付税が減って臨時財政対策債が増えるという対応になっています。

○司会

特にございませんか。東京の中央合同庁舎の2号館、集会とかデモでその脇を歩いたことがあります。その地下2階でこういった会議が行われて、全国津々浦々の自治体に話が来ているということで、改めて、きょう、生々しいお話をいただいたと思ひています。

きょうご講演いただいた中身をそれぞれの立場でご活用いただきまして、またさらに不明の点等あれば、自治研センターを通してでも結構ですから、ぜひ問い合わせをいただければと思ひます。

長時間でしたが、ご講演をいただいた菅原さんに改めて感謝の気持ちを込めて拍手をお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、自治研センター主催の「政府予算と地方財政」の学習会を終了したいと思ひます。

大変ご苦労さまでした。

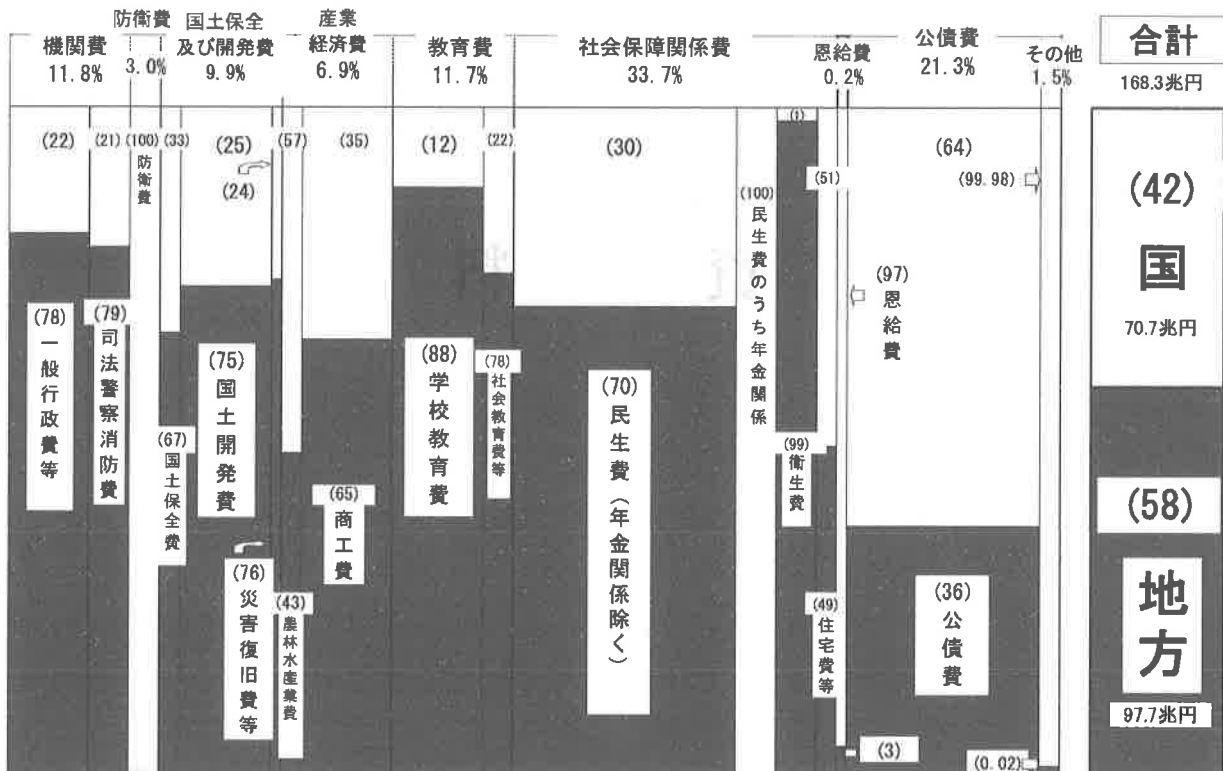
中國人民大學圖書館

資 料

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

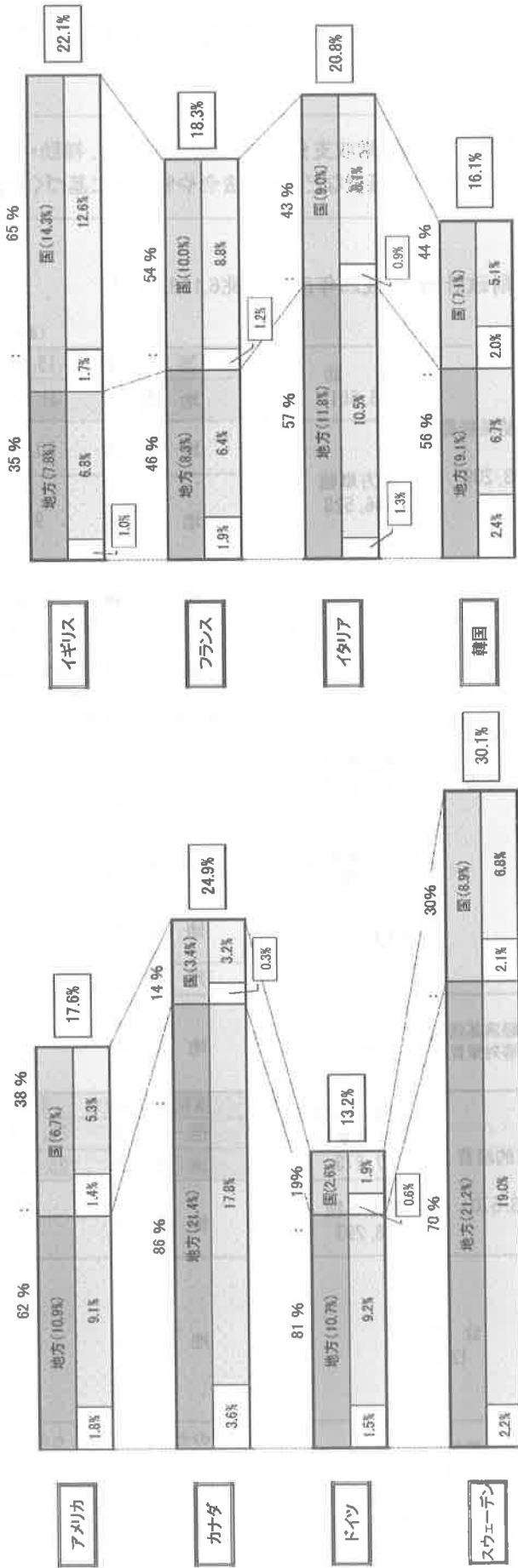
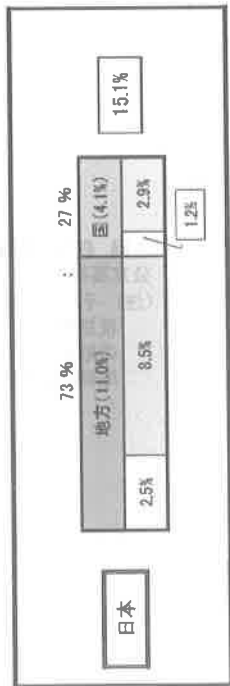
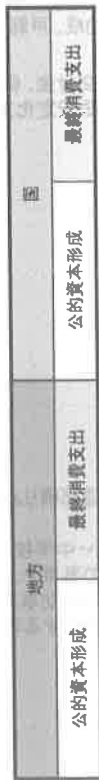
○ 国と地方の役割分担（平成27年度決算）
 ＜歳出決算・最終支出ベース＞



国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他	
国	<ul style="list-style-type: none"> ○高速自動車道 ○国道 ○一級河川 	<ul style="list-style-type: none"> ○大学 ○私学助成（大学） 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許 	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛 ○外交 ○通貨 	
地方	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県） 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察 ○職業訓練
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画等（用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道 	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校 ○幼稚園 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市） 	<ul style="list-style-type: none"> ○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

一般政府支出(社会保障基金を除く)の対GDPの国際比較(2015)



注) 国民経済計算及JNOECDデータに基づき作成

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

地方財政計画（通常収支分）の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

地方財政計画（平成29年度）【86兆6,198億円】

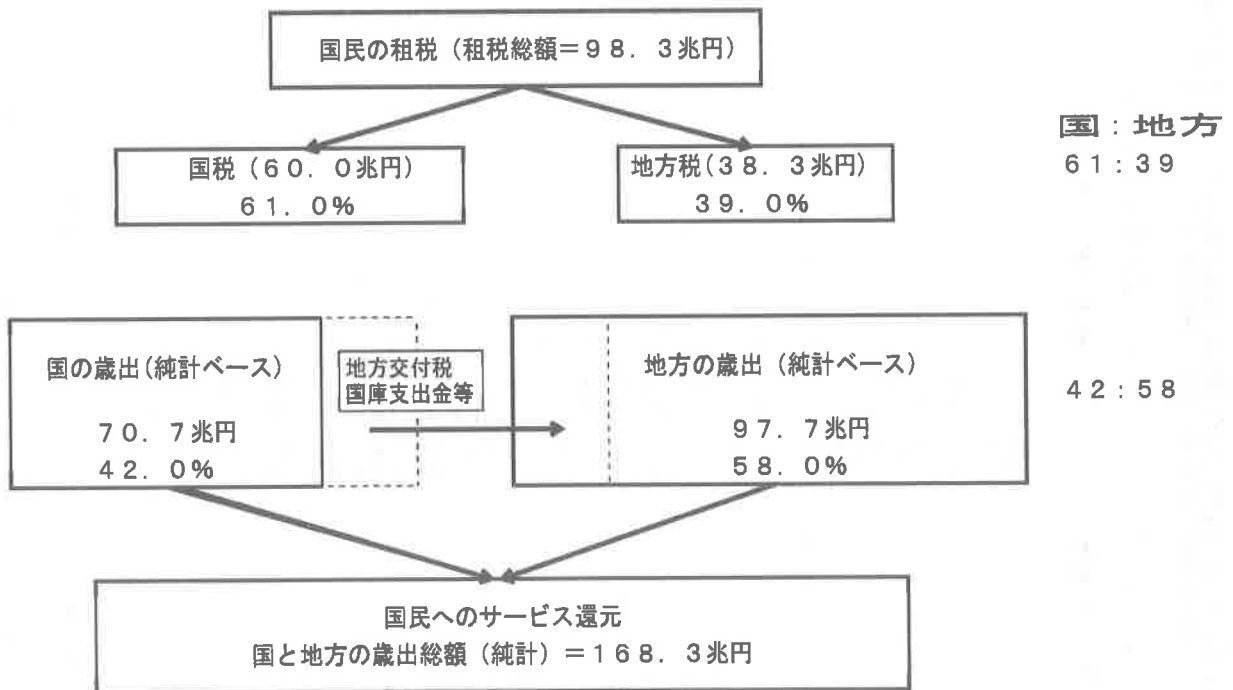
（単位：億円）

給与関係経費 203,209	補助 56,681	国費 15,521	小中学校教職員等
		地方費 41,160	
	地方単独 146,528	地方費 50,561	地方警察官 21,341 消防職員 12,217 高校教職員 17,003
		地方費 95,967	
一般行政経費 365,590	補助 197,809	国費 88,596	生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、 後期高齢者医療、障害者自立支援等
		地方費 109,213	
		国の事業団等への出資金等 1,693	予防接種、乳幼児健診、ごみ処理、警察・消防の運営費、 道路・河川・公園等の維持管理費、義務教育諸学校運営費、 私学助成、戸籍・住民基本台帳 など
		地方費 138,520	
	国保・後期高齢者 15,068	地方費	
まち・ひと・しごと 創生事業費 10,000	地方費		
重点課題対応分 2,500	地方費		
地域経済基盤強化・ 雇用等対策費 1,950		地方費	
投資的経費 113,570	直轄・補助 (公共事業等) 57,273	直轄事業負担金 5,500	清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、 公立高校など (注) その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、 道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や 補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も 含まれる。
		国費 26,373	
	地方単独 56,297	地方費 25,310	
公債費 125,902		地方費	
公営企業繰出金 25,256		企業債の元利償還に係るもの 15,863	上下水道、病院(高度医療等)等
		上記以外 9,393	
その他 30,721		地方費	

国と地方の税財源配分の見直し

- 我が国の財政は、最終支出ベースにおける国と地方の比率と、国民が負担する租税収入の配分における国と地方の比率が逆転しており、両者の間に大きな乖離が存在。
- 地方歳入中の地方税の収入ウエイトは約4割。歳出規模と地方税収のギャップ（国庫支出金、地方交付税）が地域における受益と負担の関係を希薄化し、歳出増に抑止力が働きにくいとの指摘。
- 国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すことが必要。

(1) 国・地方間の税財源配分（平成27年度）



(2) 地方歳入決算の内訳（平成27年度）

（億円）				
地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
390,989	201,888	152,212	106,880	167,209
(38.4%)	(19.8%)	(14.9%)	(10.5%)	(16.4%)

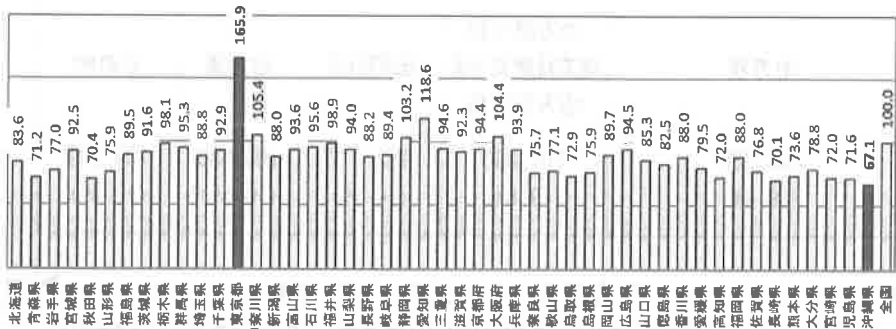
← 地方歳入 101兆9,175億 → 円

（注）国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

人口一人当たりの税収額の指数(平成27年度決算額)

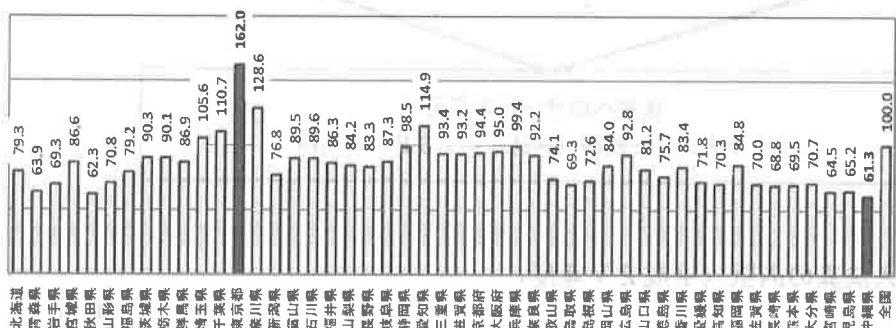
地方税計

最大/最小: 2.5倍



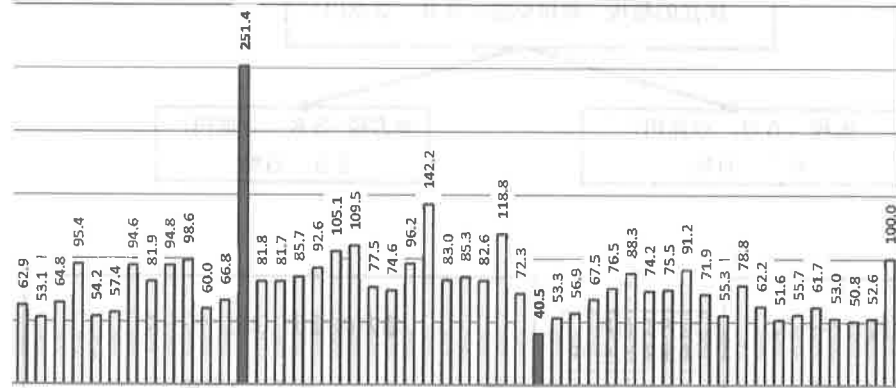
個人住民税

最大/最小: 2.6倍



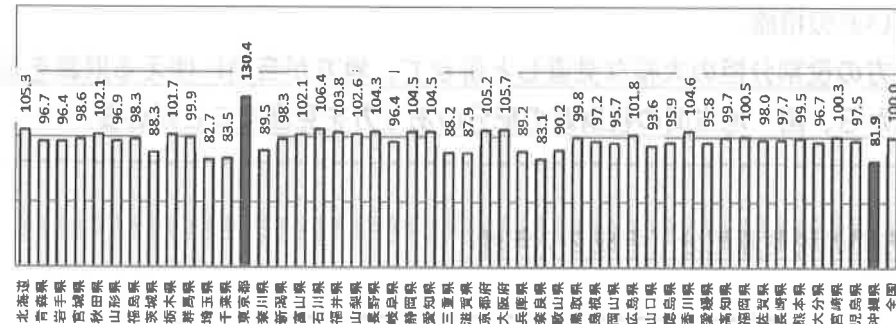
地方法人二税

最大/最小: 6.2倍



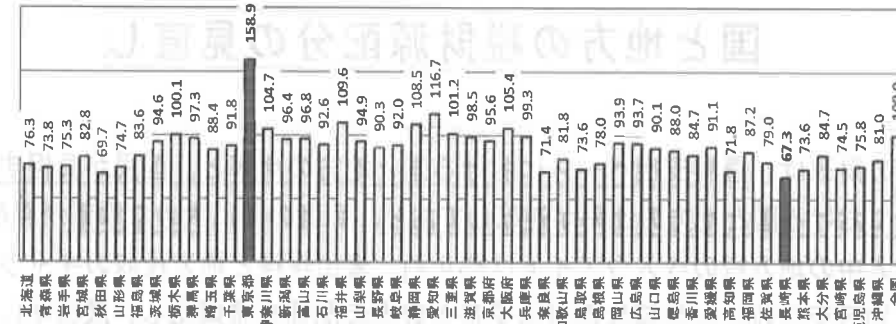
地方消費税(清算後)

最大/最小: 1.6倍



固定資産税

最大/最小: 2.4倍



38.3兆円

12.0兆円

6.0兆円

5.0兆円

8.7兆円

※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

地方財政計画の役割

地方交付税法（昭和25年法律第211号）

（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

第7条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 1 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 2 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基づく経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】

① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障

② 国家財政・国民経済等との整合性の確保

→ 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。

③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

○歳入

- ・超過課税、法定外普通税、法定外目的税

○歳出

- ・国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

(単位: 億円、%)

区 分		平成 29 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 増 減 (C)	率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	390,663	387,022	3,641		0.9
	地 方 譲 与 税	25,364	24,322	1,042		4.3
	地 方 特 例 交 付 金	1,328	1,233	95		7.7
	地 方 交 付 税	163,298	167,003	△ 3,705	△	2.2
	国 庫 支 出 金	135,386	132,184	3,202		2.4
	地 方 債	91,907	88,607	3,300		3.7
	うち臨時財政対策債	40,452	37,880	2,572		6.8
	うち財源対策債	7,900	7,900	0		0.0
	使用料及び手数料	16,184	16,247	△ 63	△	0.4
	雑 収 入	42,370	41,643	727		1.7
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 77	△ 79	2	△	2.5
	全国防災事業一般財源充当分	△ 225	△ 589	364	△	61.8
	計	866,198	857,593	8,605		1.0
	一 般 財 源 (水 準 超 経 費 を 除 く)	620,803 602,703	616,792 602,292	4,011 411		0.7 0.1
歳 出	給 与 関 係 経 費	203,209	203,274	△ 65	△	0.0
	退 職 手 当 以 外	186,737	185,807	930		0.5
	退 職 手 当	16,472	17,467	△ 995	△	5.7
	一 般 行 政 経 費	365,590	357,931	7,659		2.1
	補 助	197,809	190,004	7,805		4.1
	単 独	140,213	140,374	△ 161	△	0.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,068	15,053	15		0.1
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0		0.0
	重 点 課 題 対 応 分	2,500	2,500	0		0.0
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	1,950	4,450	△ 2,500	△	56.2
	公 債 費	125,902	128,051	△ 2,149	△	1.7
	維 持 補 修 費	12,621	12,198	423		3.5
	投 資 的 経 費	113,570	112,046	1,524		1.4
	直 轄 ・ 補 助	57,273	57,705	△ 432	△	0.7
	単 独	56,297	54,341	1,956		3.6
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0		0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費 ※平成28年度は公共施設等最適化事業費	3,500	2,000	1,500		75.0
	公 営 企 業 繰 出 金	25,256	25,143	113		0.4
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	15,863	15,905	△ 42	△	0.3
	そ の 他	9,393	9,238	155		1.7
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	18,100	14,500	3,600		24.8	
計	866,198	857,593	8,605		1.0	
(水 準 超 経 費 除 く)	848,098	843,093	5,005		0.6	
地 方 一 般 歳 出	706,333	699,137	7,196		1.0	

2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

区 分		平成 29 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 増 減 (C)	率 (C)/(B)
歳 入	震災復興特別交付税	4,503	4,802	△ 299	△ 6.2	
	一般財源充当分	77	79	△ 2	△ 2.5	
	国庫支出金	8,059	12,528	△ 4,469	△ 35.7	
	地方債	161	331	△ 170	△ 51.4	
	雑収入	42	59	△ 17	△ 28.8	
計		12,842	17,799	△ 4,957	△ 27.8	
歳 出	給与関係経費	96	104	△ 8	△ 7.7	
	一般行政経費	4,200	5,464	△ 1,264	△ 23.1	
	補助単独	3,374	4,625	△ 1,251	△ 27.0	
	公債費	43	60	△ 17	△ 28.3	
	投資的経費	8,341	12,024	△ 3,683	△ 30.6	
	直轄・補助単独	7,967	11,648	△ 3,681	△ 31.6	
	374	376	△ 2	△ 0.5		
	公営企業繰出金	162	147	15	10.2	
計		12,842	17,799	△ 4,957	△ 27.8	

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

区 分		平成 29 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 増 減 (C)	率 (C)/(B)
歳 入	地方税	720	720	0	0.0	
	一般財源充当分	225	589	△ 364	△ 61.8	
	雑収入	1	1	0	0.0	
計		946	1,310	△ 364	△ 27.8	
歳 出	公債費	946	1,310	△ 364	△ 27.8	
	計	946	1,310	△ 364	△ 27.8	

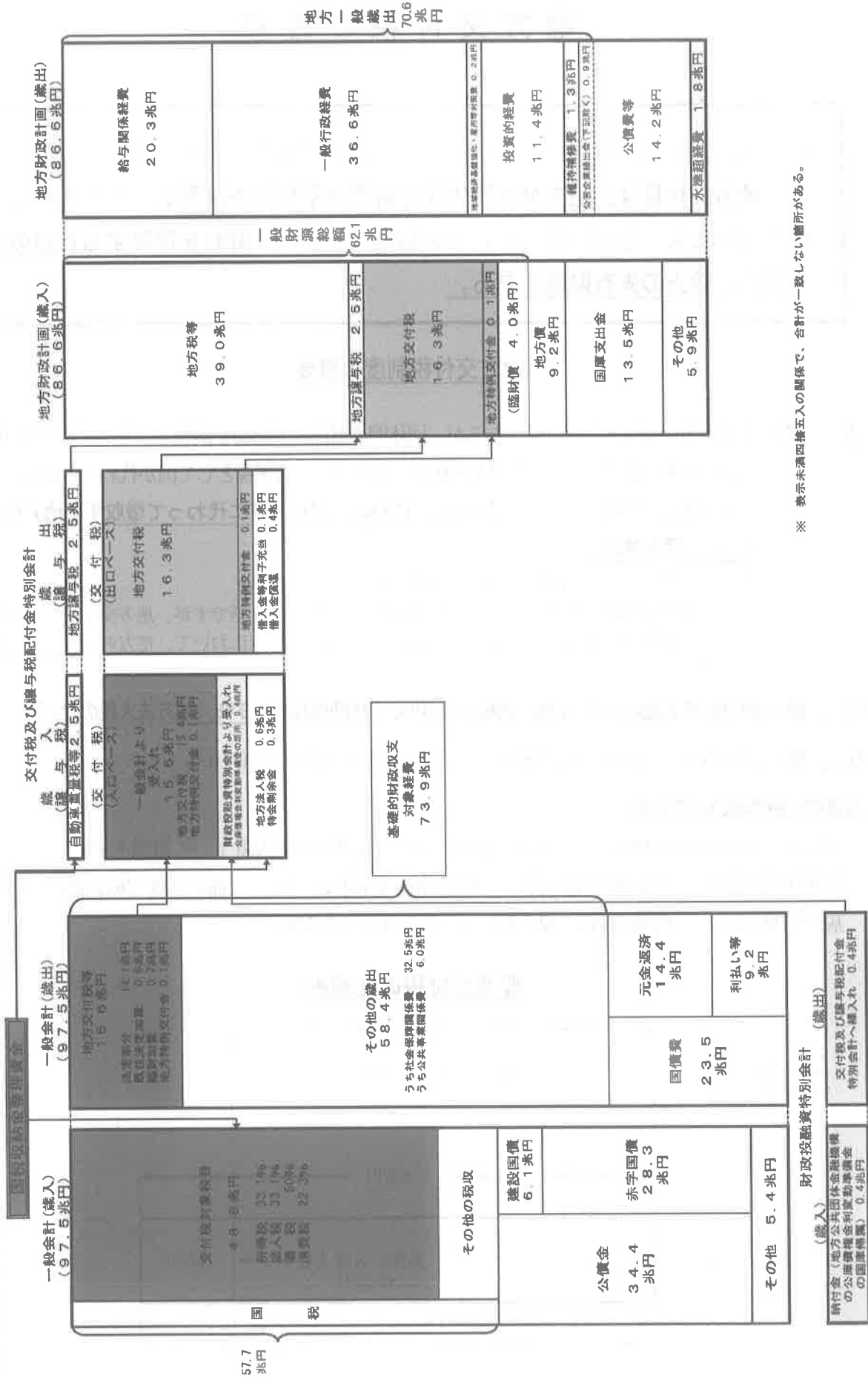
(参考)

通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位: 億円、%)

区 分		平成 29 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 増 減 (C)	率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	391,383	387,742	3,641		0.9
	地 方 譲 与 税	25,364	24,322	1,042		4.3
	地 方 特 例 交 付 金	1,328	1,233	95		7.7
	地 方 交 付 税	167,801	171,805	△ 4,004	△	2.3
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	163,298	167,003	△ 3,705	△	2.2
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	4,503	4,802	△ 299	△	6.2
	国 庫 支 出 金	143,445	144,712	△ 1,267	△	0.9
	地 方 債	92,068	88,938	3,130		3.5
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	40,452	37,880	2,572		6.8
	う ち 財 源 対 策 債	7,900	7,900	0		0.0
	使 用 料 及 び 手 数 料	16,184	16,247	△ 63	△	0.4
	雑 収 入	42,413	41,703	710		1.7
	計	879,986	876,702	3,284		0.4
	一 般 財 源	626,328	622,982	3,346		0.5
歳 出	給 与 関 係 経 費	203,305	203,378	△ 73	△	0.0
	退 職 手 当 以 外	186,833	185,911	922		0.5
	退 職 手 当	16,472	17,467	△ 995	△	5.7
	一 般 行 政 経 費	369,790	363,395	6,395		1.8
	補 助	201,183	194,629	6,554		3.4
	単 独	141,039	141,213	△ 174	△	0.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,068	15,053	15		0.1
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0		0.0
	重 点 課 題 対 応 分	2,500	2,500	0		0.0
	地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	1,950	4,450	△ 2,500	△	56.2
	公 債 費	126,891	129,421	△ 2,530	△	2.0
	維 持 補 修 費	12,621	12,198	423		3.5
	投 資 的 経 費	121,911	124,070	△ 2,159	△	1.7
	直 轄 ・ 補 助	65,240	69,353	△ 4,113	△	5.9
	単 独	56,671	54,717	1,954		3.6
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0		0.0
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費 ※平成28年度は公共施設等最適化事業費	3,500	2,000	1,500		75.0
	公 営 企 業 繰 出 金	25,418	25,290	128		0.5
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	15,863	15,905	△ 42	△	0.3
	そ の 他	9,555	9,385	170		1.8
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	18,100	14,500	3,600		24.8	
計	879,986	876,702	3,284		0.4	
地 方 一 般 歳 出	719,132	716,876	2,256		0.3	

国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成29年度当初）



地方交付税の性格

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

性 格： 本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額： 所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

種 類： 普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%

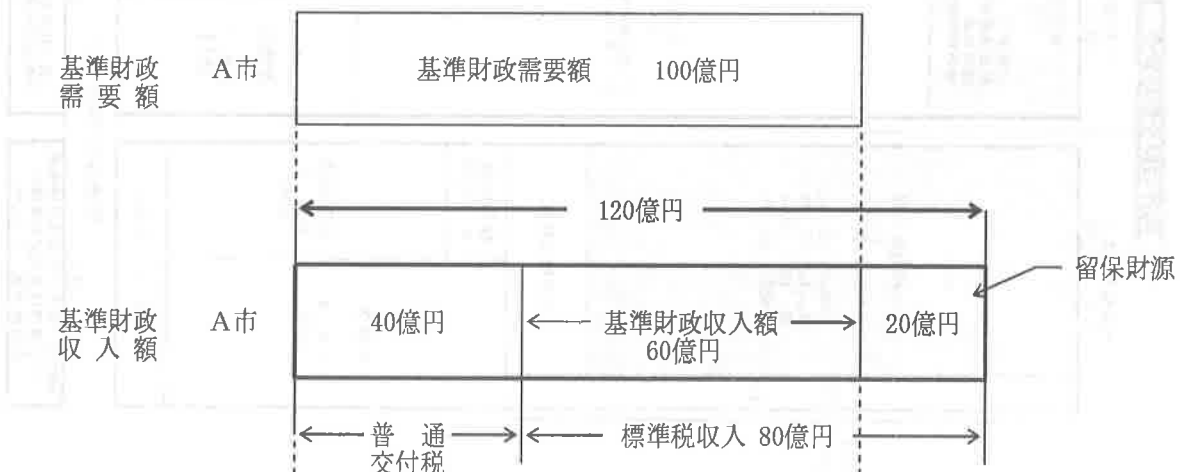
普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用 (法定) × 測定単位 (国調人口等) × 補正係数 (寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率 (75%)

普通交付税の仕組み



地方交付税率の変遷

(単位:%)

改正年度	所得税	法人税	酒税	消費税	たばこ税	地方法人税		
昭和29	19.874	19.874	20	} 地方財政の財源不足に対処するため、 順次引き上げ				
昭和30		22						
昭和31		25						
昭和32		26						
昭和33		27.5						
昭和34		28.5						
昭和35～36		28.5+0.3 ^{*1}						
昭和37～39		28.9						
昭和40		29.5						
昭和41～63		32						
平成元～8	} *3 ↓	↓	} ↓	24 ^{*2}	25			
平成9～10					29.5			
平成11				32.5				
平成12～18				35.8				
平成19～25				34				
平成26				↓		22.3		
平成27				33.1			除外	
平成28～29				↓				
								全額

(注) *1 0.3%は臨時地方特別交付金

*24%は、消費譲与税に係るものを除いた消費税に係る率

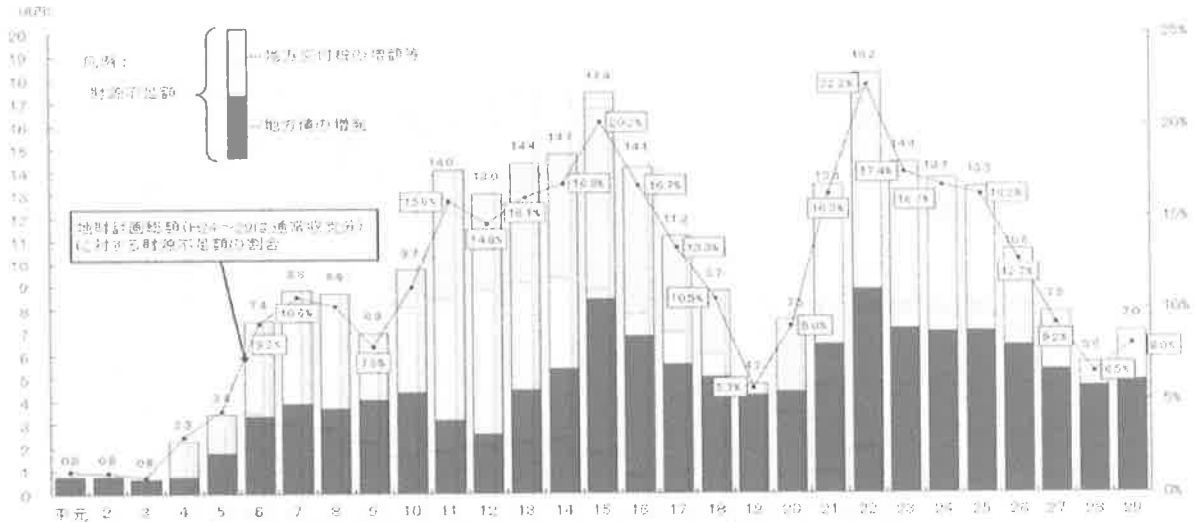
*平成16年度から平成18年度までは、所得譲与税に係るものを除いた所得税に係る率

平成元年度以降の法定率改正理由

- ・平成元年度
昭和63年度の税制の抜本改革における法定3税の減税に伴う交付税の減等への対応として消費税を、国庫補助負担率の恒久化(経常経費)への対応としてたばこ税を対象税目化
- ・平成9年度
平成6年度の税制の抜本改革における所得税の減税に伴う交付税の減等への対応として、消費税の法定率を引上げ
- ・平成11年度、12年度
平成11年度の税制改正における法人事業税の減税への対応として、法人税の法定率を引上げ
- ・平成19年度
平成18年度の税制改正において恒久化される法人事業税の減税への対応として、法人税の法定率を変更
- ・平成26年度
社会保障・税一体改革における社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国・地方の役割分担等を勘案して消費税の法定率を変更、平成26年度の税制改正において地域間の税源の偏在性を是正するため地方法人税を創設
- ・平成27年度
交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、法定率を見直し

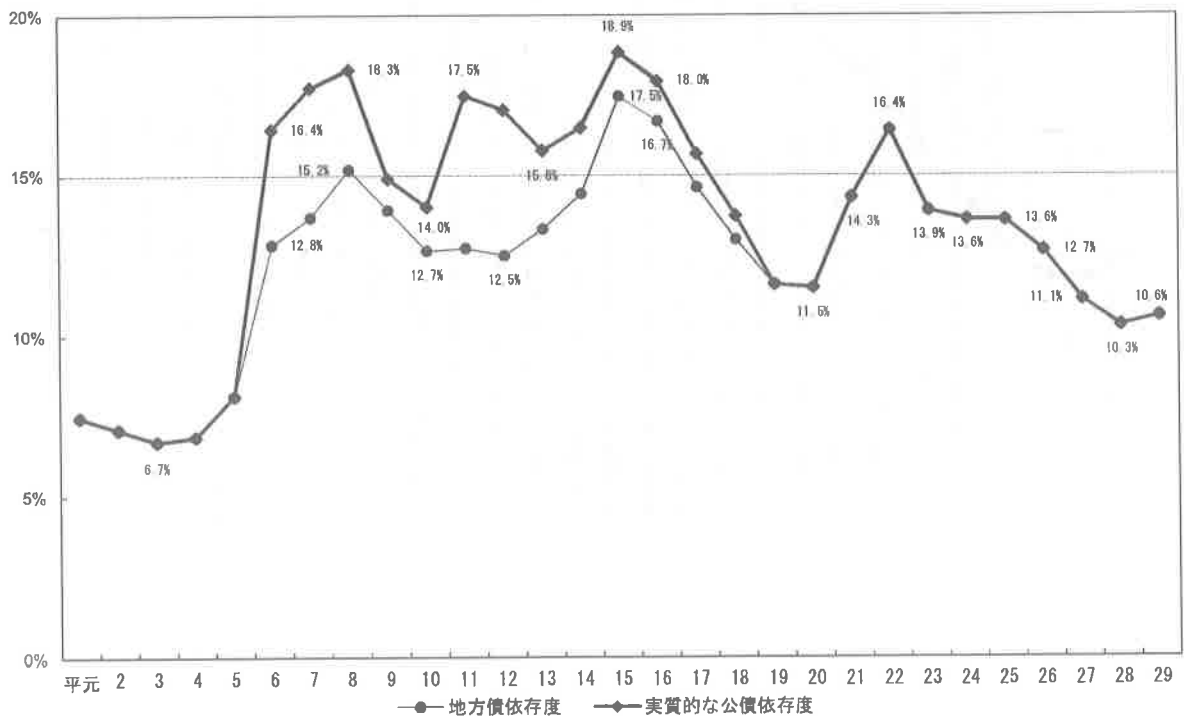
地方財政の財源不足の状況

平成 29 年度は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加するとともに、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図ったが、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、7.0 兆円の財源不足となり、地方財政計画の約 8.0%の見込みとなっている。



(注) 財源不足額及び補填措置は、補正後の額である (平成 29 年度は当初)

地方債依存度及び実質的な公債依存度の推移

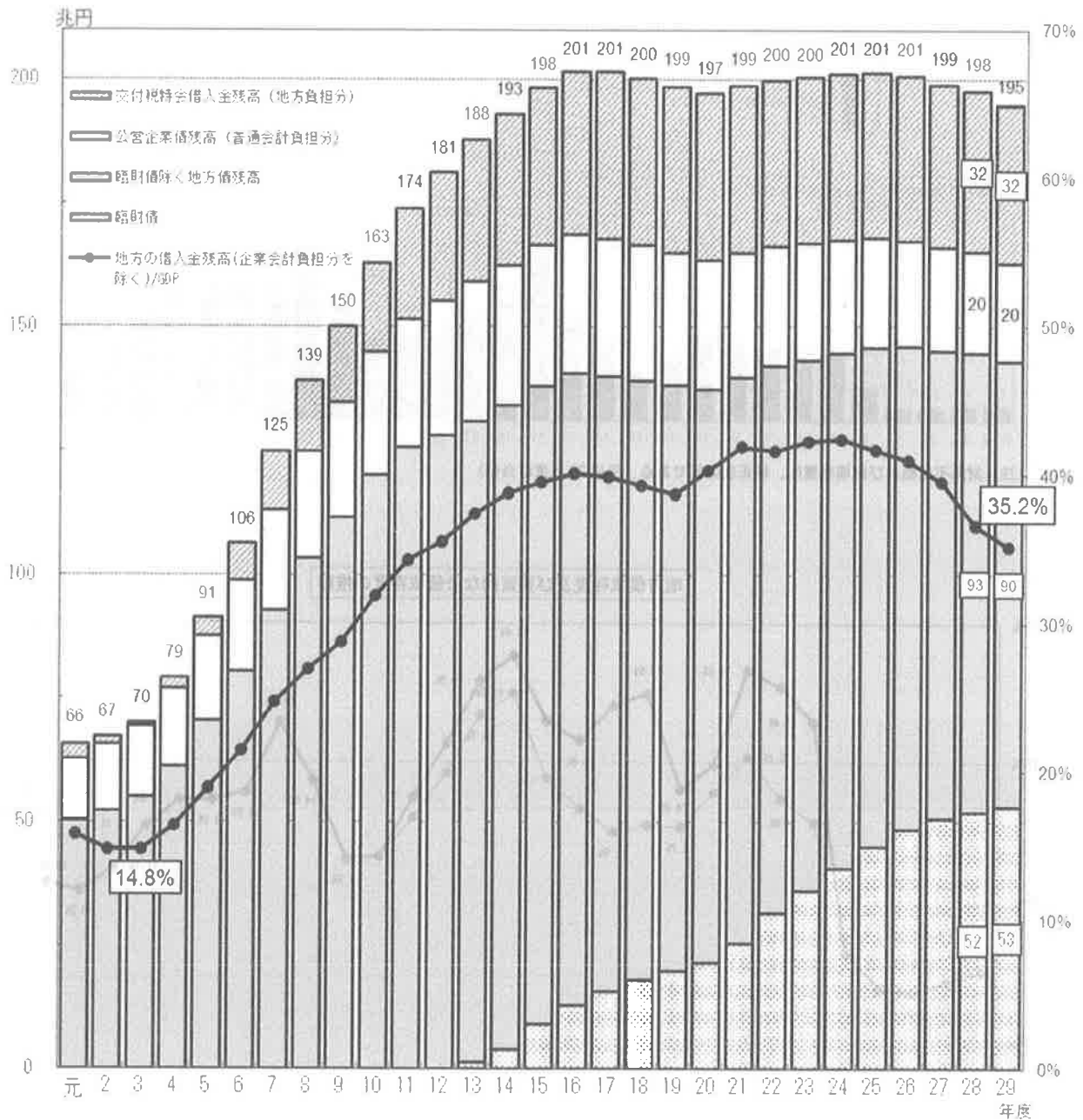


(注) 1 実質的な公債依存度には、交付税特別会計借入金を含む。

2 平成 24~29 年度は、通常収支分である。

地方財政の借入金残高の状況

- 地方財政の借入金残高は、**平成 29 年度末で 195 兆円**と見込まれている。この内訳は、交付税特別会計借入金残高(地方負担分)32 兆円、公営企業債残高(普通会計負担分)20 兆円、地方債残高 143 兆円である。
- 借入金残高は、減税による減収の補填、景気対策等のための地方債の増発等により、**平成 3 年度から 2.8 倍、125 兆円の増となっている。**



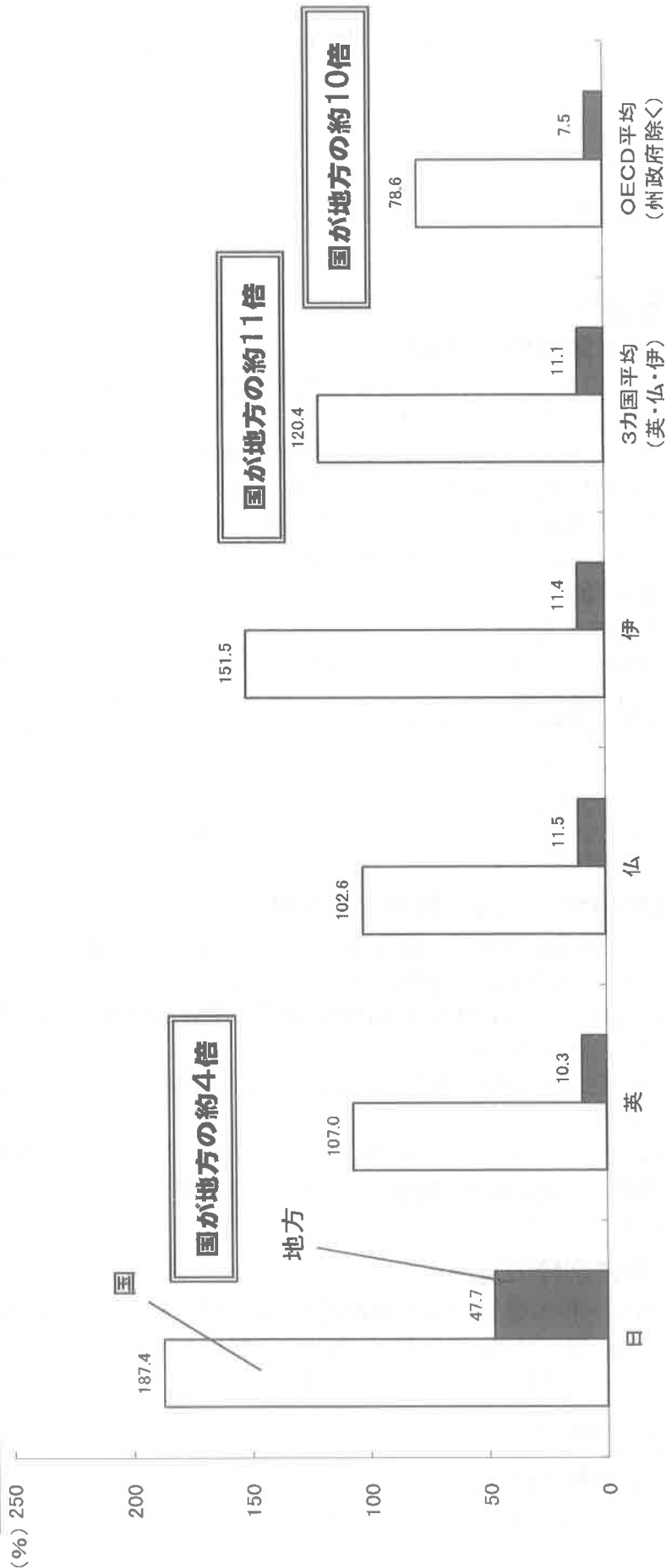
※1 地方の借入金残高は、平成27年度までは決算ベース、平成28年度は実績見込み、平成29年度は年度末見込み。

※2 GDPは、平成27年度までは実績値、平成28年度は実績見込み、平成29年度は政府見通しによる。

※3 表示未満は四捨五入をしている。

国・地方の債務残高(GDP比)の国際比較【2015】

地方は、国と異なり、金融・経済・税制等の広範な権限を有しておらず、諸外国でも地方の財政赤字や債務残高は国よりも大幅に小さい。地方は一定のプライマリーバランスの黒字を確保して、早急に債務残高の縮減を図るべき。



(出典) OECDデータ、内閣府「国民経済計算」より作成。

(注1) 日本については、「国民経済計算」2015年度年次推計の数値を使用。また、交付税特別会計借入金のうち、地方負担分である32.8兆円(2015年度末時点)は、地方の債務残高に含めている。

(注2) OECD平均について、連邦国家の場合、地方政府に州政府を含めていない。また日本を含めていない。

平成 29 年度地方財政計画のポイント

総務省自治財政局
平成 29 年 2 月

地方財政計画は、地方交付税法第 7 条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額について、社会保障の充実分の確保も含め、平成 28 年度を 0.4 兆円上回る 62.1 兆円を確保
- ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税(交付ベース)について 16.3 兆円を確保。あわせて臨時財政対策債の増を +0.3 兆円に抑制
- ・ これにより概算要求時点における地方交付税の減と臨時財政対策債の増を可能な限り抑制

(参考:概算要求時点)

地方交付税: 16.0 兆円(対前年度▲0.7 兆円) 臨時財政対策債: 4.7 兆円(対前年度+0.9 兆円)

一般財源総額	62.1 兆円(+0.4 兆円、前年度 61.7 兆円)
一般財源総額(水準超経費除き)	60.3 兆円(+0.04 兆円、同 60.2 兆円)
・ 地方税	39.1 兆円(+0.4 兆円、前年度 38.7 兆円)
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.7 兆円(+0.1 兆円、同 2.6 兆円)
・ 地方交付税	16.3 兆円(▲0.4 兆円、同 16.7 兆円)
・ 臨時財政対策債	4.0 兆円(+0.3 兆円、同 3.8 兆円)

(2) 公共施設等の適正管理の推進等

- ・ 公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の「公共施設等最適化事業費」(28) 0.2 兆円)について、長寿命化対策等を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として計上(29) 0.35 兆円)
- ・ 一億総活躍社会関連施策(保育士・介護人材等の処遇改善)に必要な経費を計上(29) 0.2 兆円)
- ・ まち・ひと・しごと創生事業費について、引き続き 1 兆円を確保
- ・ 緊急防災・減災事業費を拡充し、復興・創生期間である平成 32 年度まで 4 年間延長(29) 0.5 兆円)

(3) 歳出特別枠の見直し

- ・ 平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保(0.25 兆円)した上で、同額を歳出特別枠(28) 0.45 兆円)から減額(29) 0.2 兆円)

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保(29) 0.5 兆円)

主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区 分		29年度 A	28年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税・地方譲与税等	41.7	41.3	0.5	1.2
	地方交付税	16.3	16.7	▲ 0.4	▲ 2.2
	国庫支出金	13.5	13.2	0.3	2.4
	地方債	9.2	8.9	0.3	3.7
	臨時財政対策債	4.0	3.8	0.3	6.8
	臨時財政対策債以外	5.1	5.1	0.1	1.4
	その他	5.8	5.7	0.1	1.8
	計	86.6	85.8	0.9	1.0
	一般財源総額	62.1	61.7	0.4	0.7
	(水準超経費除き)「一般財源」	60.3	60.2	0.0	0.1
歳 出	給与関係経費	20.3	20.3	▲ 0.0	▲ 0.0
	一般行政経費	36.6	35.8	0.8	2.1
	うち補助分	19.8	19.0	0.8	4.1
	うち単独分	14.0	14.0	▲ 0.0	▲ 0.1
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	0.0
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.2	0.4	▲ 0.3	▲ 56.2
	公債費	12.6	12.8	▲ 0.2	▲ 1.7
	維持補修費	1.3	1.2	0.0	3.5
	投資的経費	11.4	11.2	0.2	1.4
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費 ※平成28年度は公共施設等最適化事業費	0.4	0.2	0.2	75.0
	その他	4.3	4.0	0.4	9.4
	計	86.6	85.8	0.9	1.0

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

平成 29 年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
平成 29 年 2 月

地方財政計画は、地方交付税法第 7 条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 平成 29 年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	86兆6,198億円 (前年度比+ 8,605億円、+1.0%)
② 地方一般歳出	70兆6,333億円 (同 + 7,196億円、+1.0%)
③ 一般財源総額	62兆 803億円 (同 + 4,011億円、+0.7%)
・水準超経費除き	60兆2,703億円 (同 + 411億円、+0.1%)
④ 地方交付税の総額	16兆3,298億円 (Ⓓ16兆7,003億円、▲ 3,705億円、▲ 2.2%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	41兆6,027億円 (Ⓓ41兆1,344億円、+ 4,683億円、+ 1.1%)
⑥ 臨時財政対策債	4兆 452億円 (Ⓓ3兆7,880億円、+ 2,572億円、+ 6.8%)
⑦ 財源不足額	6兆9,710億円 (Ⓓ5兆6,063億円、+1兆3,647億円、+24.3%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

- ① 震災復興特別交付税 4,503億円 (Ⓓ4,802億円、▲ 299億円、▲ 6.2%)
- ② 規模 1兆2,842億円 (Ⓓ1兆7,799億円、▲4,957億円、▲27.8%)

(2) 全国防災事業

- 規模 946億円 (Ⓓ1,310億円、▲ 364億円、▲27.8%)

II 通常収支分

地方が一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成28年度を0.4兆円上回る額を確保

1 地方財源の確保

一般財源総額 62兆 803億円（前年度比 +4,011億円、+0.7%）
 一般財源（水準超経費除き）の総額 60兆 2,703億円（同 +411億円、+0.1%）
 ※ 一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 67.0%（? 67.5%）

・ 地方税	39兆 663億円（前年度比+ 3,641億円、+ 0.9%）
・ 地方譲与税	2兆 5,364億円（同 + 1,042億円、+ 4.3%）
・ 地方交付税	16兆 3,298億円（同 ▲ 3,705億円、▲ 2.2%）
・ 地方特例交付金	1,328億円（同 + 95億円、+ 7.7%）
・ 臨時財政対策債	4兆 452億円（同 + 2,572億円、+ 6.8%）

地方債総額 9兆1,907億円（前年度比 + 3,300億円、+3.7%）
 臨時財政対策債 4兆 452億円（同 + 2,572億円、+ 6.8%）
 臨時財政対策債以外 5兆1,455億円（同 + 728億円、+ 1.4%）

・ 通常債	4兆 3,555億円（前年度比 +728億円、+ 1.7%）
・ 財源対策債	7,900億円（同 0億円、0.0%）

2 地方交付税の確保

地方交付税総額（出口ベース） 16兆 3,298億円（前年度比 ▲3,705億円、▲2.2%）

<参考> 概算要求時点 15兆 9,588億円（前年度比 ▲7,414億円、▲4.4%）

【一般会計】	15兆 4,343億円
① 地方交付税の法定率分等	14兆 1,385億円
・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	14兆 5,195億円
・ 国税決算当該年度精算分	▲ 1,455億円

・ 国税減額補正精算分 (20、21、28)	▲ 2,355 億円
② 一般会計における加算措置	1兆2,958 億円
・ 折半対象以外の財源不足における補填 (既往法定分等)	6,307 億円
・ 臨時財政対策特例加算	6,651 億円
【特別会計】	8,955 億円
① 地方法人税の法定率分等	6,375 億円
・ 地方法人税の法定率分	6,439 億円
・ 地方法人税決算当該年度精算分	▲ 64 億円
② 交付税特別会計借入金償還額	▲ 4,000 億円
③ 交付税特別会計借入金支払利子	▲ 820 億円
④ 交付税特別会計剰余金の活用	3,400 億円
⑤ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	4,000 億円

(参考) 地方交付税の推移 (兆円)

	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
地方交付税	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3

3 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号)附則第14条に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ、まち・ひと・しごと創生事業費を中心とした財源に活用

- ・ 平成29年度に活用することとしていた1,000億円に加え、平成31年度までの3年間で8,000億円以内(総額9,000億円以内)
- ・ 平成29年度は4,000億円を活用

4 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の「公共施設等最適化事業費」について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として計上

○ 公共施設等適正管理推進事業費 3,500億円(㊸ 2,000億円)

(㊸は公共施設等最適化事業費として計上)

※ このほか公共施設等適正管理推進事業の実施に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を300億円充実

5 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成29年度においても引き続き1兆円を確保

6 緊急防災・減災事業費の拡充・延長

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

○ 緊急防災・減災事業費 5,000億円(㊸ 5,000億円)

7 歳出特別枠の確保

地方公共団体が公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保(2,500億円)した上で、同額を歳出特別枠(地域経済基盤強化・雇用等対策費)から減額(前年度と同水準の歳出規模を確保)

○ 地域経済基盤強化・雇用等対策費 1,950億円(㊸ 4,450億円)

8 地方財政の健全化

- ・ 前年度からの繰越金がない中で、概算要求時点で見込まれた臨時財政対策債の増加を可能な限り抑制
- ・ 平成29年度に予定していた交付税特別会計借入金の償還について、償還計画を見直し、1,000億円を後年度に繰り延べる一方で、4,000億円は着実に償還（²⁹～³¹4,000億円、以後1,000億円ずつ増額、³⁷以降は1兆円を基本）

○ 臨時財政対策債の発行額	4兆	452億円	（前年度比	+2,572億円、+	6.8%）
折半ルール分		6,651億円	（同	+3,904億円、+	142.1%）
元利償還金分等	3兆	3,802億円	（同	▲1,331億円、▲	3.8%）

<参考>概算要求時点 4兆7,164億円（前年度比 9,284億円、+24.5%）

9 財源不足の補填

平成29年度における財源不足 6兆9,710億円（²⁸ 5兆6,063億円）
　うち折半対象財源不足 1兆3,301億円（²⁸ 5,494億円）

- 平成29年度から平成31年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、平成29年度においては、以下のとおり財源不足を補填

【折半対象以外の財源不足】 5兆6,409億円

① 財源対策債の発行 7,900億円

② 地方交付税の増額による補填 1兆3,707億円

・ 一般会計における加算措置（既往法定分等） 6,307億円

・ 交付税特別会計剰余金の活用 3,400億円

・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 4,000億円

③ 交付税特別会計借入金償還繰延べ 1,000億円

※ 平成29年度に予定していた交付税特別会計借入金の償還（5,000億円）のうち4,000億円を償還し、1,000億円を後年度に繰延べ

④ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等） 3兆3,802億円

【折半対象財源不足】 1兆3,301億円

① 地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特例加算） 6,651億円

② 臨時財政対策債の発行（臨時財政対策特例加算相当額） 6,651億円

10 平成 29 年度の「社会保障の充実」等

社会保障・税一体改革による社会保障の充実分等及び「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善に係る経費について、地方財政計画の歳出に計上し財源を確保

○ 社会保障の充実分等の事業費（公費）

① 社会保障の充実分 1兆8,388億円(⑳ 1兆5,295億円)

〔消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用して実施〕

・ 国民健康保険への財政支援の拡充

〔平成30年度から都道府県が国民健康保険制度の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営ができるよう、国民健康保険への財政支援を拡充〕

保険者努力支援制度等の実施：平成30年度以降、約1,700億円

財政安定化基金：平成29年度に1,700億円規模

平成32年度末までに2,000億円規模

② 社会保障4経費の公経済負担増分 3,748億円(⑳ 3,684億円)

○ 「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善の事業費（公費）
1,913億円

Ⅲ 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

○ 震災復興特別交付税	4,503 億円
	(前年度比 ▲299 億円、▲6.2%)
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要	
① 直轄・補助事業の地方負担分	3,272 億円
② 地方単独事業分	842 億円
・ 単独災害復旧事業	374 億円
・ 中長期職員派遣、職員採用等	468 億円
③ 地方税等の減収分	389 億円
・ 地方税法等に基づく特例措置分	311 億円
・ 条例減免分	78 億円

※ 平成 29 年度の所要額は、4,503 億円であるが、予算額は年度調整分 1,039 億円を除いた 3,464 億円（平成 28 年度予算額：3,478 億円）となる。

※ 震災復興特別交付税の平成 23～29 年度分の累計額は 4 兆 4,536 億円

公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の適正管理に要する経費について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、長寿命化事業等に対し地方財政措置を拡充

1. 地方財政計画への計上

公共施設等適正管理推進事業費の創設等

- 公共施設等の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として計上している現行の「公共施設等最適化事業費」（2,000億円）について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として計上（3,500億円）
- このほか公共施設等適正管理推進事業の実施に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を計上（300億円）

2. 地方財政措置（公共施設等適正管理推進事業債）

（1）対象事業

- ① 集約化・複合化事業：延床面積の減少を伴う施設の集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業【新規】
（公共用建物）：施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業
（社会基盤施設（道路・農業水利施設））：所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
- ③ 転用事業：施設の他の用途への転用事業
- ④ 立地適正化事業【新規】：コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
- ⑤ 市町村役場機能緊急保全事業【新規】：昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
- ⑥ 除却事業

（2）地方債の充当率等

- ① 充当率90%、交付税措置率50%
- ②～④ 充当率90%、交付税措置率30%
- ⑤ 充当率90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率30%
※地方債の充当残については、基金の活用が基本
- ⑥ 充当率90%【現行75%から引き上げ】

（3）事業要件

- 公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業であること
- 上記に加え、
 - ・ ①～③については、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）において、①～③の各事業類型に明確に位置付けられているものであること
 - ・ ④については、立地適正化計画に基づく事業であること
 - ・ ⑤については、個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるものであること

（4）事業年度

平成29年度から平成33年度まで（5年間）

⑤については、緊急防災・減災事業の期間にあわせて平成32年度まで（4年間）

緊急防災・減災事業の拡充・延長

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

1. 対象事業（※は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの）

災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等

（1）災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi※等）の整備 など

（2）災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化※
- ② 消防の広域化又は共同化※に伴う高機能消防指令センターの整備
- ③ 防災行政無線のデジタル化 など

（3）地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

2. 財政措置

（1）地方債の充当率 100%

（2）交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成29年度から平成32年度まで

平成29年度の「社会保障の充実」等

- 平成29年度においては、
 - ・ 子ども・子育て支援新制度の実施（「量的拡充」及び「質の向上」）
 - ・ 国民健康保険への財政支援の拡充
 - ・ 「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善などの措置を講じることとしている。
- これらに係る地方負担額について、地方財政措置を講じることとしている。

1. 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施
 - 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上
- (2) 国民健康保険への財政支援の拡充
 - 平成30年度から都道府県が国民健康保険制度の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営ができるよう、国民健康保険への財政支援を拡充
 - ① 平成30年度以降、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保
 - ② 財政安定化基金について、平成29年度はこれまでの積立分と合わせて1,700億円規模を確保し、平成32年度末までに、2,000億円規模を確保
 - ③ 平成29年度予算において、保険料の激変緩和のための約300億円及び①による活用も念頭に置いた約500億円を別途措置

<平成29年度「社会保障の充実」の主な項目>

(注) 計数は精査中。四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(単位: 億円)

項目	平成29年度 予算案(公費)	国		地方
		国	地方	地方
子ども・子育て支援	6,958	3,203		3,755
うち子ども・子育て支援新制度の実施	6,526	2,985		3,541
医療・介護	11,130	7,021		4,109
うち国保への 財政支援の 拡充				
財政安定化基金の造成	1,100	1,100		0
上記以外の財政支援の拡充	2,464	1,632		832
年金	299	286		13
合計	※ 18,388	10,511		7,877

※消費増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用して実施。なお、平成28年度予算では1.53兆円を計上。

2. 「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善

- 保育士について2%の処遇改善及び技能・経験を積んだ職員の追加的な処遇改善
- 介護人材についてキャリアアップの仕組みを構築し月額平均1万円相当の処遇改善等
【公費：1,913億円（うち地方：961億円）】

※この他、新制度のスタートに当たり、処遇改善を着実に実施するための周知・広報等に要する経費(128億円：全額国費)がある。

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区分		平成29年度	平成28年度
歳入合計	①	866,198	857,593
地方税	②	390,663	387,022
地方譲与税	③	25,364	24,322
地方特例交付金	④	1,328	1,233
地方交付税	⑤	163,298	167,003
地方債	⑥	91,907	88,607
うち臨時財政対策債	⑦	40,452	37,880
復旧・復興事業分	⑧	▲ 77	▲ 79
全一国防災事業分	⑨	▲ 225	▲ 589
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	620,803	616,792
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	67.0%	67.5%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	10.6%	10.3%

（参考）

- 地方の借入金残高 194.8兆円（平成29年度末見込み）
（東日本大震災分を含む） ※ 197.5兆円（平成28年度末見込み）
- 交付税特別会計借入金残高 32.0兆円（平成29年度末）
※ 32.4兆円（平成28年度末）

1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

(単位: 億円、%)

区 分		平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額増 減 (C)	率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	390,663	387,022		3,641	0.9
	地 方 譲 与 税	25,364	24,322		1,042	4.3
	地 方 特 例 交 付 金	1,328	1,233		95	7.7
	地 方 交 付 税	163,298	167,003	△	3,705	△ 2.2
	国 庫 支 出 金	135,386	132,184		3,202	2.4
	地 方 債	91,907	88,607		3,300	3.7
	うち臨時財政対策債	40,452	37,880		2,572	6.8
	うち財源対策債	7,900	7,900		0	0.0
	使用料及び手数料	16,184	16,247	△	63	△ 0.4
	雑 収 入	42,370	41,643		727	1.7
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 77	△ 79		2	△ 2.5
	全国防災事業一般財源充当分	△ 225	△ 589		364	△ 61.8
	計	866,198	857,593		8,605	1.0
	一 般 財 源 (水 準 超 経 費 を 除 く)	620,803 602,703	616,792 602,292		4,011 411	0.7 0.1
歳 出	給 与 関 係 経 費	203,209	203,274	△	65	△ 0.0
	退 職 手 当 以 外	186,737	185,807		930	0.5
	退 職 手 当	16,472	17,467	△	995	△ 5.7
	一 般 行 政 経 費	365,590	357,931		7,659	2.1
	補 助	197,809	190,004		7,805	4.1
	単 独	140,213	140,374	△	161	△ 0.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,068	15,053		15	0.1
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000		0	0.0
	重 点 課 題 対 応 分	2,500	2,500		0	0.0
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	1,950	4,450	△	2,500	△ 56.2
	公 債 費	125,902	128,051	△	2,149	△ 1.7
	維 持 補 修 費	12,621	12,198		423	3.5
	投 資 的 経 費	113,570	112,046		1,524	1.4
	直 轄 ・ 補 助	57,273	57,705	△	432	△ 0.7
	単 独	56,297	54,341		1,956	3.6
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000		0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費 ※平成28年度は公共施設等最適化事業費	3,500	2,000		1,500	75.0
	公 営 企 業 繰 出 金	25,256	25,143		113	0.4
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	15,863	15,905	△	42	△ 0.3
	そ の 他	9,393	9,238		155	1.7
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	18,100	14,500		3,600	24.8	
計	866,198	857,593		8,605	1.0	
(水 準 超 経 費 除 く)	848,098	843,093		5,005	0.6	
地 方 一 般 歳 出	706,333	699,137		7,196	1.0	

2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位: 億円、%)

区 分		平成 29 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 増 減 (C)	率 (C)/(B)
歳 入	震 災 復 興 特 別 交 付 税	4,503	4,802	△ 299	△	6.2
	一 般 財 源 充 当 分	77	79	△ 2	△	2.5
	国 庫 支 出 金	8,059	12,528	△ 4,469	△	35.7
	地 方 債	161	331	△ 170	△	51.4
	雑 収 入	42	59	△ 17	△	28.8
計		12,842	17,799	△ 4,957	△	27.8
歳 出	給 与 関 係 経 費	96	104	△ 8	△	7.7
	一 般 行 政 経 費	4,200	5,464	△ 1,264	△	23.1
	補 助	3,374	4,625	△ 1,251	△	27.0
	単 独	826	839	△ 13	△	1.5
	公 債 費	43	60	△ 17	△	28.3
	投 資 的 経 費	8,341	12,024	△ 3,683	△	30.6
	直 轄 ・ 補 助	7,967	11,648	△ 3,681	△	31.6
	単 独	374	376	△ 2	△	0.5
公 営 企 業 繰 出 金	162	147	15		10.2	
計		12,842	17,799	△ 4,957	△	27.8

(2) 全国防災事業

(単位: 億円、%)

区 分		平成 29 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 増 減 (C)	率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	720	720	0		0.0
	一 般 財 源 充 当 分	225	589	△ 364	△	61.8
	雑 収 入	1	1	0		0.0
計		946	1,310	△ 364	△	27.8
歳 出	公 債 費	946	1,310	△ 364	△	27.8
	計	946	1,310	△ 364	△	27.8

(参考)

通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円、%)

区 分		平成 29 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	391,383	387,742	3,641	0.9
	地 方 譲 与 税	25,364	24,322	1,042	4.3
	地 方 特 例 交 付 金	1,328	1,233	95	7.7
	地 方 交 付 税	167,801	171,805	△ 4,004	△ 2.3
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	163,298	167,003	△ 3,705	△ 2.2
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	4,503	4,802	△ 299	△ 6.2
	国 庫 支 出 金	143,445	144,712	△ 1,267	△ 0.9
	地 方 債	92,068	88,938	3,130	3.5
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	40,452	37,880	2,572	6.8
	う ち 財 源 対 策 債	7,900	7,900	0	0.0
	使 用 料 及 び 手 数 料	16,184	16,247	△ 63	△ 0.4
	雑 収 入	42,413	41,703	710	1.7
	計	879,986	876,702	3,284	0.4
一 般 財 源	626,328	622,982	3,346	0.5	
歳 出	給 与 関 係 経 費	203,305	203,378	△ 73	△ 0.0
	退 職 手 当 以 外	186,833	185,911	922	0.5
	退 職 手 当	16,472	17,467	△ 995	△ 5.7
	一 般 行 政 経 費	369,790	363,395	6,395	1.8
	補 助	201,183	194,629	6,554	3.4
	単 独	141,039	141,213	△ 174	△ 0.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,068	15,053	15	0.1
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	重 点 課 題 対 応 分	2,500	2,500	0	0.0
	地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	1,950	4,450	△ 2,500	△ 56.2
	公 債 費	126,891	129,421	△ 2,530	△ 2.0
	維 持 補 修 費	12,621	12,198	423	3.5
	投 資 的 経 費	121,911	124,070	△ 2,159	△ 1.7
	直 轄 ・ 補 助	65,240	69,353	△ 4,113	△ 5.9
	単 独	56,671	54,717	1,954	3.6
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費 ※平成28年度は公共施設等最適化事業費	3,500	2,000	1,500	75.0
	公 営 企 業 繰 出 金	25,418	25,290	128	0.5
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	15,863	15,905	△ 42	△ 0.3
	そ の 他	9,555	9,385	170	1.8
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	18,100	14,500	3,600	24.8	
計	879,986	876,702	3,284	0.4	
地 方 一 般 歳 出	719,132	716,876	2,256	0.3	

平成29年度地方財政計画関係資料

平成29年2月
総務省自治財政局

1 地方財政指標（通常収支分）

区 分	平成 29 年 度	平成 28 年 度
地方財政計画規模	86兆6,198億円	85兆7,593億円
計画規模の伸び率	1.0%	0.6%
地方一般歳出の伸び率	1.0%	0.9%
給与関係経費の伸び率	▲ 0.0%	▲ 0.0%
投資的経費の伸び率	1.4%	1.9%
うち直轄・補助事業	▲ 0.7%	0.8%
うち単独事業	3.6%	3.0%
地方税の伸び率	0.9%	3.2%
地方交付税の伸び率	▲ 2.2%	▲ 0.3%
一般財源総額	62兆 803億円	61兆6,792億円
一般財源比率	67.0%	67.5%
地方債の伸び率	3.7%	▲ 6.7%
地方債依存度	10.6%	10.3%
地方債発行額（普通会計分）	9兆1,907億円	8兆8,607億円
（参考1）		
地方債・借入金残高合計（年度末見込み） ※1	194兆8,159億円	197兆5,148億円
うち地方債残高	142兆9,908億円	144兆8,327億円
うち交付税特別会計借入金残高	32兆 173億円	32兆4,173億円
うち企業債（普通会計負担分）残高	19兆8,079億円	20兆2,647億円
（うち臨時財政対策債借入金残高 ※2）	（52兆9,112億円）	（51兆8,055億円）
（参考2）		
国の一般会計の伸び率	0.8%	0.4%
公債依存度	35.3%	35.6%

- (注) 1 地方一般歳出は、公債費、企業債償還費普通会計負担分及び不交付団体水準超経費を除いた額である。
 2 一般財源総額は、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金、地方譲与税、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分の合計額である。
 3 地方債（企業債を含む。）残高は、決算見込額をベースとした推計残高である。
 4 ※1は、東日本大震災分を含む。
 5 ※2は、平成27年度末の地方公共団体の決算における残高計に、平成28年度及び平成29年度の地方財政計画上の臨時財政対策債発行額を加え、公債費のうち臨時財政対策債の元金償還額を控除したものである。

2 地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

(1) 歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増減額 (A) - (B) (C)	増減率 (C)/(B)	備 考
(歳 入)					
地 方 税	390,663	387,022	3,641	0.9	
地 方 譲 与 税	25,364	24,322	1,042	4.3	
地 方 特 例 交 付 金	1,328	1,233	95	7.7	
地 方 交 付 税	163,298	167,003	▲ 3,705	▲ 2.2	
国 庫 支 出 金	135,386	132,184	3,202	2.4	
地 方 債	91,907	88,607	3,300	3.7	
うち 臨時財政対策債	40,452	37,880	2,572	6.8	
うち 財源対策債	7,900	7,900	0	0.0	
使用料及び手数料	16,184	16,247	▲ 63	▲ 0.4	
雑 収 入	42,370	41,643	727	1.7	
復旧・復興事業一般財源充当分	▲ 77	▲ 79	2	▲ 2.5	
全国防災事業一般財源充当分	▲ 225	▲ 589	364	▲ 61.8	
計	866,198	857,593	8,605	1.0	
一 般 財 源	620,803	616,792	4,011	0.7	
(水準超経費を除く)	602,703	602,292	411	0.1	
(歳 出)					
給 与 関 係 経 費	203,209	203,274	▲ 65	▲ 0.0	
退 職 手 当 以 外	186,737	185,807	930	0.5	
退 職 手 当	16,472	17,467	▲ 995	▲ 5.7	
一 般 行 政 経 費	365,590	357,931	7,659	2.1	
補 助 単 独	197,809	190,004	7,805	4.1	
国民健康保険・後期高齢者医療 制度関係事業費	140,213	140,374	▲ 161	▲ 0.1	
まち・ひと・しごと創生事業費	15,068	15,053	15	0.1	
重点課題対応分	10,000	10,000	0	0.0	
地域経済基盤強化・雇用等対策費	2,500	2,500	0	0.0	
公 債 費	1,950	4,450	▲ 2,500	▲ 56.2	
維持補修費	125,902	128,051	▲ 2,149	▲ 1.7	
投資的経費	12,621	12,198	423	3.5	
直 轄 ・ 補 助 単 独	113,570	112,046	1,524	1.4	
うち 緊急防災・減災事業費	57,273	57,705	▲ 432	▲ 0.7	
うち 公共施設等最適化事業費	56,297	54,341	1,956	3.6	
公 営 企 業 繰 出 金	5,000	5,000	0	0.0	
企業債償還費普通会計負担分	3,500	2,000	1,500	75.0	
そ の 他	25,256	25,143	113	0.4	
不交付団体水準超経費	15,863	15,905	▲ 42	▲ 0.3	
計	9,393	9,238	155	1.7	
(水準超経費を除く)	18,100	14,500	3,600	24.8	
計	866,198	857,593	8,605	1.0	
(水準超経費を除く)	848,098	843,093	5,005	0.6	
地 方 一 般 歳 出	706,333	699,137	7,196	1.0	公債費、企業債償還費普通会計負担分、不交付団体水準超経費を除く

(2) 歳入歳出構成比

(単位：%)

歳 入	平成 29年度	平成 28年度	差 引	歳 出	平成 29年度	平成 28年度	差 引
地 方 税	45.1	45.1	0.0	給 与 関 係 経 費	23.5	23.7	▲ 0.2
地 方 譲 与 税	2.9	2.8	0.1	一 般 行 政 経 費	42.2	41.8	0.4
地 方 特 例 交 付 金	0.2	0.1	0.1	地 域 経 済 基 盤 強 化 費	0.2	0.5	▲ 0.3
地 方 交 付 税	18.8	19.5	▲ 0.7	雇 用 等 対 策 費	0.2	0.5	▲ 0.3
国 庫 支 出 金	15.6	15.4	0.2	公 債 費	14.5	14.9	▲ 0.4
地 方 債	10.6	10.3	0.3	維 持 補 修 費	1.5	1.4	0.1
使用料及び手数料	1.9	1.9	0.0	投 資 的 経 費	13.1	13.1	0.0
雑 収 入	4.9	4.9	0.0	公 営 企 業 繰 出 金	2.9	2.9	0.0
計 ※	100.0	100.0	-	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	2.1	1.7	0.4
				計	100.0	100.0	-

※ 歳入構成比については、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない場合の歳入合計に対する構成比である。

3 地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

（復旧・復興事業）

（1）歳入歳出総括表

（単位：億円、%）

区 分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)	備 考
（歳入）					
震災復興特別交付税	4,503	4,802	▲ 299	▲ 6.2	
一般財源充当分	77	79	▲ 2	▲ 2.5	
国庫支出金	8,059	12,528	▲ 4,469	▲ 35.7	
地方債	161	331	▲ 170	▲ 51.4	
雑収入	42	59	▲ 17	▲ 28.8	
計	12,842	17,799	▲ 4,957	▲ 27.8	
（歳出）					
給与関係経費	96	104	▲ 8	▲ 7.7	
一般行政経費	4,200	5,464	▲ 1,264	▲ 23.1	
補助単	3,374	4,625	▲ 1,251	▲ 27.0	
公債費	826	839	▲ 13	▲ 1.5	
投資的経費	43	60	▲ 17	▲ 28.3	
直轄・補助単	8,341	12,024	▲ 3,683	▲ 30.6	
公営企業繰出金	7,967	11,648	▲ 3,681	▲ 31.6	
公営企業繰出金	374	376	▲ 2	▲ 0.5	
公営企業繰出金	162	147	15	10.2	
計	12,842	17,799	▲ 4,957	▲ 27.8	

（2）歳入歳出構成比

（単位：%）

歳 入	平成 29年度	平成 28年度	差 引	歳 出	平成 29年度	平成 28年度	差 引
震災復興特別交付税	35.1	27.0	8.1	給与関係経費	0.7	0.6	0.1
一般財源充当分	0.6	0.4	0.2	一般行政経費	32.7	30.7	2.0
国庫支出金	62.7	70.4	▲ 7.7	公債費	0.3	0.3	0.0
地方債	1.3	1.9	▲ 0.6	投資的経費	65.0	67.6	▲ 2.6
雑収入	0.3	0.3	0.0	公営企業繰出金	1.3	0.8	0.5
計	100.0	100.0	-	計	100.0	100.0	-

（全国防災事業）

（1）歳入歳出総括表

（単位：億円、%）

区 分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)	備 考
（歳入）					
地方税	720	720	0	0.0	
一般財源充当分	225	589	▲ 364	▲ 61.8	
雑収入	1	1	0	0.0	
計	946	1,310	▲ 364	▲ 27.8	
（歳出）					
公債費	946	1,310	▲ 364	▲ 27.8	
計	946	1,310	▲ 364	▲ 27.8	

（2）歳入歳出構成比

（単位：%）

歳 入	平成 29年度	平成 28年度	差 引	歳 出	平成 29年度	平成 28年度	差 引
地方税	76.1	55.0	21.1	公債費	100.0	100.0	0.0
一般財源充当分	23.8	45.0	▲ 21.2				
雑収入	0.1	0.0	0.1				
計	100.0	100.0	-	計	100.0	100.0	-

地方財政計画の推移（通常収支分）

（単位：億円、％）

年 度	地 方 財 政 計 画		（参考）国の予算（当初）	
	歳入歳出総額見込額	対前年度伸率	一般会計予算額	対前年度伸率
平成元年度	627,727	8.6	604,142	6.6
2	671,402	7.0	662,368	9.6
3	708,848	5.6	703,474	6.2
4	743,651	4.9	722,180	2.7
5	764,152	2.8	723,548	0.2
6	809,281	5.9	730,817	1.0
	(791,443)	(3.6)		
7	825,093	2.0	709,871	▲ 2.9
		(4.3)		
8	852,848	3.4	751,049	5.8
9	870,596	2.1	773,900	3.0
10	870,964	0.0	776,692	0.4
11	885,316	1.6	818,601	5.4
12	889,300	0.5	849,871	3.8
13	893,071	0.4	826,524	▲ 2.7
14	875,666	▲ 1.9	812,300	▲ 1.7
15	862,107	▲ 1.5	817,891	0.7
16	846,669	▲ 1.8	821,109	0.4
17	837,687	▲ 1.1	821,829	0.1
	(834,155)	(▲ 1.5)		
18	831,508	▲ 0.7	796,860	▲ 3.0
	(822,963)	(▲ 1.3)		
19	831,261	▲ 0.0	829,088	4.0
20	834,014	0.3	830,613	0.2
	(830,014)	(▲ 0.2)		
21	825,557	▲ 1.0	885,480	6.6
22	821,268	▲ 0.5	922,992	4.2
23	825,054	0.5	924,116	0.1
24	818,647	▲ 0.8	903,339	▲ 2.2
25	819,154	0.1	926,115	2.5
26	833,607	1.8	958,823	3.5
27	852,710	2.3	963,420	0.5
28	857,593	0.6	967,218	0.4
29	866,198	1.0	974,547	0.8

- (注) 1 平成6、7年度の（ ）内は、平成6年度における特定資金公共事業債の繰上償還金を除いた場合である。
 2 平成17、18年度の（ ）内は、国保調整交付金、児童手当拡充分等を除いた場合である。
 3 平成20年度の（ ）内は、地方再生対策費を除いた場合である。

(参考) 地方債計画 (当初計画) の推移 (通常収支分)

(単位: 億円、%)

年 度	地 方 債 計 画	対前年度伸率
平成元年度	88,051	▲ 4.1
	(77,271)	(▲ 4.9)
2	88,044	▲ 0.0
	(77,256)	(▲ 0.0)
3	90,815	3.1
	(79,979)	(3.5)
4	87,500	▲ 3.7
	(87,140)	(9.0)
5	103,585	18.4
	(103,478)	(18.7)
6	147,340	42.2
7	160,332	8.8
8	181,103	13.0
9	173,659	▲ 4.1
10	160,940	▲ 7.3
11	163,970	1.9
12	163,106	▲ 0.5
13	164,998	1.2
14	165,239	0.1
15	184,845	11.9
16	174,843	▲ 5.4
17	155,366	▲ 11.1
18	139,466	▲ 10.2
19	125,108	▲ 10.3
20	124,776	▲ 0.3
21	141,844	13.7
22	158,976	12.1
23	137,340	▲ 13.6
24	135,396	▲ 1.4
25	133,708	▲ 1.2
26	128,301	▲ 4.0
27	119,242	▲ 7.1
28	112,082	▲ 6.0
29	116,257	3.7

(注) () 内は、特定資金公共事業債を除いた場合である。

平成29年度 茨城県一般会計予算

平成29年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

1,111,966,349

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,111,766,349千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		372,260,026 <small>千円</small>
	1 県 民 税	124,648,387
	2 事 業 税	82,097,075
	3 地 方 消 費 税	66,735,102
	4 不 動 産 取 得 税	6,319,610
	5 県 た ば こ 税	3,580,588
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,723,707
	7 自 動 車 取 得 税	3,594,583
	8 軽 油 引 取 税	31,325,061
	9 自 動 車 税	49,943,042
	10 鉾 区 税	3,710
	11 核 燃 料 等 取 扱 税	1,244,782
	12 狩 猟 税	44,019
13 旧 法 に よ る 税	360	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		92,380,213
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	92,380,213
3 地 方 譲 与 税		48,432,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	44,087,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	4,153,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	191,600
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	400
4 地 方 特 例 交 付 金		1,175,000

	1 地方特例交付金	1,175,000
5 地方交付税		191,399,000
	1 地方交付税	191,399,000
6 交通安全対策特別交付金		850,000
	1 交通安全対策特別交付金	850,000
7 分担金及び負担金		8,399,718
	1 分担金	517,071
	2 負担金	7,882,647
8 使用料及び手数料		17,697,928
	1 使用料	12,546,949
	2 手数料	221,476
	3 証紙収入	4,929,503
9 国庫支出金		130,193,726
	1 国庫負担金	48,961,587
	2 国庫補助金	79,335,585
	3 委託金	1,896,554
10 財産収入		2,004,794
	1 財産運用収入	941,929
	2 財産売払収入	1,062,865
11 寄附金		141,350
	1 寄附金	141,350
12 繰入金		12,534,120
	1 特別会計繰入金	1,577,803
	2 基金繰入金	10,956,317
13 繰越金		2,000,000

	1 繰越金	2,000,000
14 諸収入		107,633,874
	1 延滞金, 加算金及び過料	890,089
	2 県預金利子	7,241
	3 公営企業貸付金元利収入	48,660
	4 貸付金元利収入	87,845,409
	5 受託事業収入	4,568,863
	6 収益事業収入	9,333,361
	7 利子割精算金収入	288
	8 雑収入	4,939,963
15 県債		124,864,600 124,864,600
	1 県債	124,864,600 124,864,600
歳入合計		1,111,966,349 1,111,766,349

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,687,901 <small>千円</small>
	1 議 会 費	1,687,901
2 総 務 費		38,995,356
	1 総 務 管 理 費	21,561,022
	2 徴 税 費	13,088,196
	3 市 町 村 振 興 費	2,593,101
	4 選 挙 費	1,244,221
	5 人 事 委 員 会 費	139,825
	6 監 査 委 員 費	168,991
	7 諸 費	200,000
3 企 画 開 発 費		19,618,571
	1 企 画 費	7,436,082
	2 開 発 費	11,761,988
	3 統 計 調 査 費	420,501
4 生 活 環 境 費		8,834,030
	1 生 活 文 化 費	1,264,793
	2 防 災 費	1,682,841
	3 環 境 保 全 費	5,540,489
	4 災 害 救 助 費	345,907
5 保 健 福 祉 費		204,284,464 204,254,404
	1 厚 生 総 務 費	117,147,412
	2 生 活 保 護 費	4,784,225
	3 児 童 福 祉 費	32,109,107

	4 障 害 福 祉 費	24,261,969
	5 保 健 所 費	2,052,026
	6 医 薬 費	10,177,250
	7 環 境 衛 生 費	3,797,131
	8 公 衆 衛 生 費	9,955,344 9,925,344
6 勞 働 費		2,804,290
	1 勞 働 政 策 費	894,618
	2 職 業 能 力 開 発 費	1,782,847
	3 勞 働 委 員 会 費	126,825
7 農 林 水 産 業 費		41,260,987
	1 農 業 費	11,544,484
	2 畜 産 業 費	2,333,487
	3 林 業 費	6,024,359
	4 水 産 業 費	4,411,848
	5 農 地 費	16,946,809
8 商 工 費		83,808,493
	1 産 業 政 策 費	79,184,899
	2 産 業 技 術 費	1,230,330
	3 中 小 企 業 費	2,733,147
	4 観 光 物 産 費	660,117
9 土 木 費		110,416,540 110,210,540
	1 土 木 管 理 費	3,069,942
	2 道 路 橋 梁 費	54,244,059 54,124,059
	3 河 川 海 岸 費	25,169,636 25,069,636
	4 港 灣 費	12,746,394

	5 都 市 計 画 費	11,660,845
	6 住 宅 費	3,525,664
10 警 察 費		59,663,534
	1 警 察 管 理 費	54,496,353
	2 警 察 活 動 費	5,167,181
11 教 育 費		278,635,398
	1 教 育 総 務 費	54,888,871
	2 小 学 校 費	84,325,941
	3 中 学 校 費	48,516,804
	4 高 等 学 校 費	59,172,640
	5 特 別 支 援 学 校 費	23,389,819
	6 社 会 教 育 費	3,470,933
	7 保 健 体 育 費	4,870,390
12 災 害 復 旧 費		777,117
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	132,770
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	644,347
13 公 債 費		141,003,047
	1 公 債 費	141,003,047
14 諸 支 出 金		119,906,621
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,912,068
	2 自動車取得税交付金	2,390,398
	3 利子割交付金	371,748
	4 利子割精算金	188
	5 地方消費税清算金	65,009,246
	6 地方消費税交付金	46,825,278

	7 配 当 割 交 付 金	2,031,442
	8 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	1,111,557
	9 公 営 企 業 貸 付 金	254,696
15 予 備 費		270,000 300,000
	1 予 備 費	270,000 300,000
歳 出 合 計		1,111,966,349 1,111,700,349

第2表 債務負担行為

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地方債証券 共同発行連帯債務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 平成29年度 至 平成39年度	元金1,176,000,000千円及びこれに対する利子相当額
環境保全施設 資金利子補給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、平成29年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成30年度 至 平成36年度	融資総額1億5,523万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環境保全施設整備 資金利子補給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、平成29年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 平成30年度 至 平成44年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
がん先進医療費 利子補給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 平成30年度 至 平成36年度	対象借入金限度額300万円に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める対象利率6パーセント（保証料率を含む。）を乗じて得た額
創業支援融資 損失補償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成29年度 至 平成41年度	27,000千円
女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成29年度 至 平成41年度	9,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成29年度 至 平成44年度	25,000千円

パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資） 制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、 茨城県信用保証協会が保証した債務によって 損失が生じたときは、県がその損失を補償す る旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成29年度 至 平成44年度	224,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融 資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づ き、茨城県信用保証協会が保証した債務によっ て損失が生じたときは、県がその損失を補償 する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成29年度 至 平成41年度	108,000千円
再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保 証協会が保証した債務によって損失が生じた ときは、県がその損失を補償する旨の契約を 当該協会と締結する。	自 平成29年度 至 平成44年度	30,000千円
災害対策融資 損失補償	災害対策融資制度及び小規模企業支援融資 制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証し た債務によって損失が生じたときは、県がそ の損失を補償する旨の契約を当該協会と締結 する。	自 平成29年度 至 平成44年度	151,000千円
借換融資 損失補償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度 に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債 務によって損失が生じたときは、県がその損 失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成29年度 至 平成44年度	303,000千円
観光おもてなし 施設整備融資 利子補給	観光おもてなし施設整備融資制度に基づき、 金融機関が中小企業者等に対し、平成29年度 において資金を貸し付けたときは、県は当該 中小企業者等に対し利子補給する。	自 平成30年度 至 平成32年度	79,350千円
失業者等生活資金 融資損失補償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本 労働者信用基金協会が保証した債務によって 損失が生じたときは、県がその損失を補償す る旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成29年度 至 平成35年度	3,750千円
緊急雇用対策訓練 業務委託契約	介護福祉士養成訓練業務及び農業実践訓練 業務に係る委託契約を締結する。	平成30年度	75,497千円
農業近代化資金 利子補給	農業近代化資金融通法に基づき、金融機関 が農業者等に対し、平成29年度において資金 を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対 し利子補給する。	自 平成30年度 至 平成49年度	融資総額17億円の融資残高 に対し、茨城県農業近代化 資金利子補給金交付規程第 3条に規定する率を乗じて 得た額

農業経営負担軽減 支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、平成29年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成30年度 至 平成44年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営 資金等利子補給 (現年災分)	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、平成29年度において5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 平成30年度 至 平成41年度	融資総額5億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営 資金等損失補償 (現年災分)	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	平成32年度以降	200,000千円
野菜価格安定対策 事業費補助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、平成29年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 平成29年度 至 平成30年度	151,627千円
漁業取締船 建造工事請負契約	漁業取締船建造工事に係る請負契約を締結する。	平成30年度	371,581千円
漁業近代化資金等 利子補給	漁業近代化資金融通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、平成29年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成30年度 至 平成52年度	融資総額8億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善 促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、平成29年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成30年度 至 平成32年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
県営畑地帯 総合整備事業 工事請負契約	飯富岩根地区の農道整備に係る工事請負契約を締結する。	平成30年度	200,000千円

地方道路整備 工事請負契約	一般国道245号、水戸市小泉町地内の湊大橋外5箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	平成30年度	3,780,000千円
地方道路整備 工事請負契約	一般国道461号、常陸太田市高倉町地内の北沢トンネル（仮称）外1箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	自平成30年度 至平成31年度	5,900,000千円
地方道路整備 費用負担契約	一般国道118号、那珂市瓜連地内の静跨線橋の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自平成30年度 至平成31年度	500,000千円
地方道路整備 費用負担契約	一般国道354号、土浦市木田余地内の木田余跨線橋の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自平成30年度 至平成32年度	1,100,000千円
地方道路整備 費用負担契約	一般県道上吉影岩間線、石岡市正上内地内の正上内跨線橋（仮称）の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自平成30年度 至平成33年度	2,300,000千円
街路改良 用地補償契約	都市計画道路木崎稲木線の街路改良に係る用地補償契約を締結する。	自平成30年度 至平成31年度	240,000千円
街路改良工事 費用負担契約	都市計画道路平野杉本線、那珂市瓜連地内の瓜連跨線橋（仮称）の新設工事に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自平成30年度 至平成32年度	350,000千円
県営住宅建設 工事請負契約	都和団地の県営住宅の建設に係る工事請負契約を締結する。	平成30年度	339,060千円
被災住宅復興支援 利子補給	市町村が被災住宅の補修等に係る借入をする者に対し、利子補給したときは、県は市町村に対し利子補給した額の一部を補助する。	自平成30年度 至平成34年度	26,057千円
県立学校建設 工事請負契約	県立県南地区特別支援学校（仮称）の校舎増築に係る工事請負契約を締結する。	平成30年度	482,026千円
自然博物館展覧会 開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	平成30年度	767千円
つくば警察署（仮称） 建設工事請負契約	つくば警察署（仮称）の建設に係る工事請負契約を締結する。	自平成30年度 至平成31年度	2,293,816千円

<p>警察職員宿舎整備 運営事業損失補償</p>	<p>県が選定した事業者が警察職員宿舎の入居率が90%に満たないことによって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の協定を当該事業者と締結する。</p>	<p>自 平成31年度 至 平成60年度</p>	<p>総戸数の家賃総額に入居補償率90%を乗じて得た額から入居戸数の家賃総額を除いた額</p>
------------------------------	---	------------------------------	---

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	千円 313,700	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 （据置期間を含む。）
水産基盤整備事業	559,400			
湛水防除事業	93,900			
土地改良事業	2,026,600			
河川事業	9,993,000 9,913,000			
海岸整備事業	389,400			
砂防事業	107,100			
急傾斜地崩壊対策事業	151,800			
港湾整備事業	786,500			
道路橋梁整備事業	11,203,100			
街路事業	3,648,000			
空港整備事業	60,000			
放課後児童クラブ整備事業	309,800			
産業技術専門学院整備事業	12,200			
栽培漁業センター施設整備事業	11,200			
体育施設整備事業	2,704,500			
公営住宅建設事業	559,800			
過年補助災害復旧事業	21,500			
現年補助災害復旧事業	198,000			
過年直轄災害復旧事業	14,200			
現年直轄災害復旧事業	146,200			
単独災害復旧事業	170,300			
児童福祉施設整備事業	32,600			
老人福祉施設整備事業	1,450,000			

障害福祉施設整備事業	368,300			
県庁舎等整備事業	197,800			
交通安全施設整備事業	779,300			
警察施設整備事業	839,400			
公園事業	463,400			
高校整備事業	1,005,200			
文化施設整備事業	499,000			
特別支援学校整備事業	768,900			
空港周辺整備事業	37,100			
地域鉄道設備等整備事業	9,200			
石綿対策事業	89,200			
災害救助対策事業	33,300			
狩猟者研修センター整備事業	127,100			
観光施設整備事業	52,800			
農業大学校施設整備事業	80,900			
農業総合センター施設整備事業	39,300			
養豚研究所施設整備事業	268,100			
水産試験場施設整備事業	56,000			
とうかい代船建造事業	246,000			
地域活性化事業	834,500			
防災対策事業	634,700			
合併特例事業	4,017,500			
地方道路等整備事業	4,656,200 4,536,200			
緊急防災・減災事業	986,000			
上水道事業出資金	546,000			40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	66,200,000			} 30年以内 (据置期間を含む。)
退職手当債	6,000,000			

災害援護資金貸付金	66,600	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)
合 計	124,864,600 124,864,600			

平成29年度当初予算のポイント

H 29. 3
茨城県



予算規模・基本的な考え方

一般会計予算額 1兆1,119億6,600万円

(対前年度比 ▲88億3,600万円 ▲0.8%)

《東日本大震災関連分除き 5億3,900万円 +0.1%》

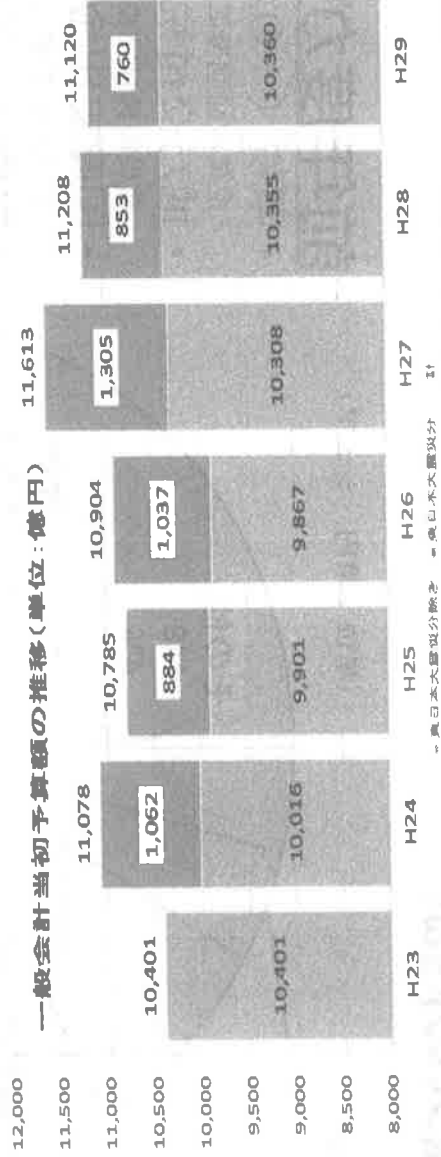
平成29年度の予算編成に当たっては、

①引き続き**災害に強い県づくり**に取り組みながら、

②地方創生や県計画に基づく施策を推進し、「みんなで創る **人が輝く元気で住み**

よい いばらき」づくりを全力で進める。

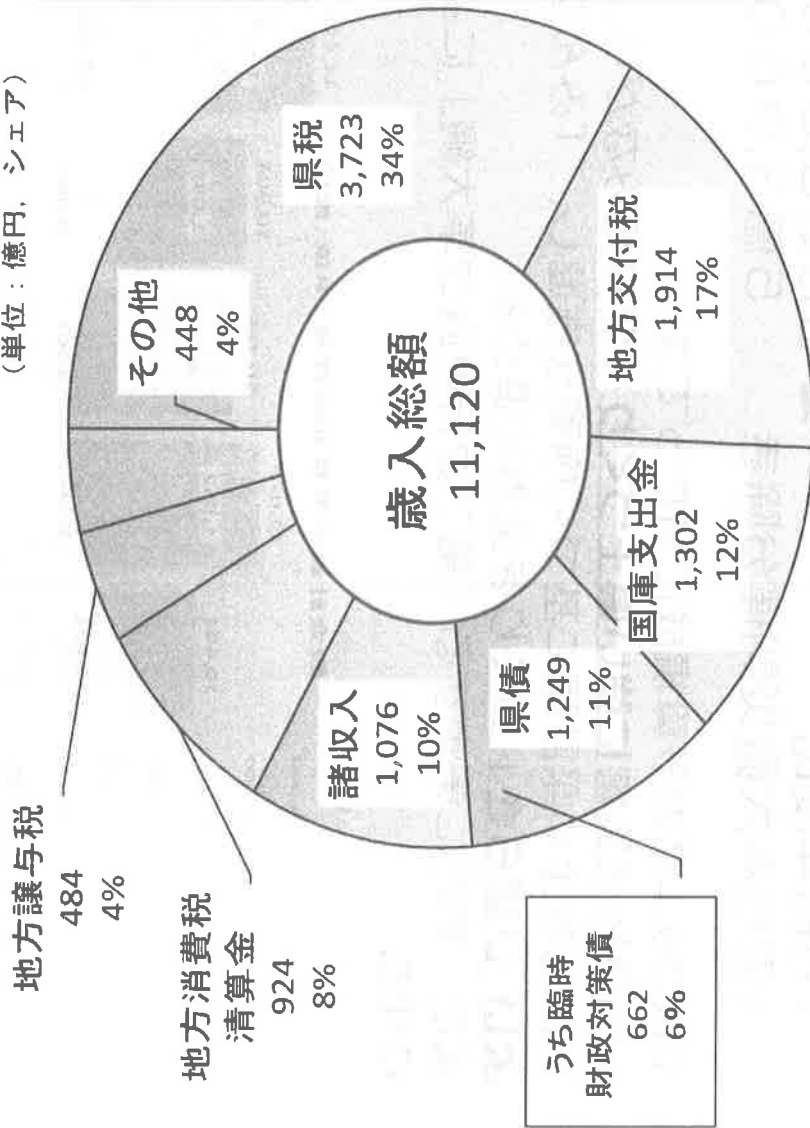
また、新たに策定する「第7次行財政改革大綱」により、財政健全化に引き続き取り組みを組む。



平成29年度当初予算のポイント

主な歳入の内訳

(単位：億円、シェア)



前年度から増加

- ・ 県税 (+0.8%)
企業収益回復による法人事業税の増
- ・ 地方交付税 (+0.2%)
震災復興特別交付税の増
- ・ 国庫支出金 (+2.8%)
国補公共事業の増
- ・ 県債 (+7.6%)
臨時財政対策債、公共事業の増
- ・ 地方譲与税 (+1.2%)
地方法人特別譲与税の増

前年度から減少

- ・ 諸収入 (▲14.1%)
震災関連融資残高の減に伴う償還金収入の減
- ・ 地方消費税清算金▲5.4%)
全国的な消費税の減収による減

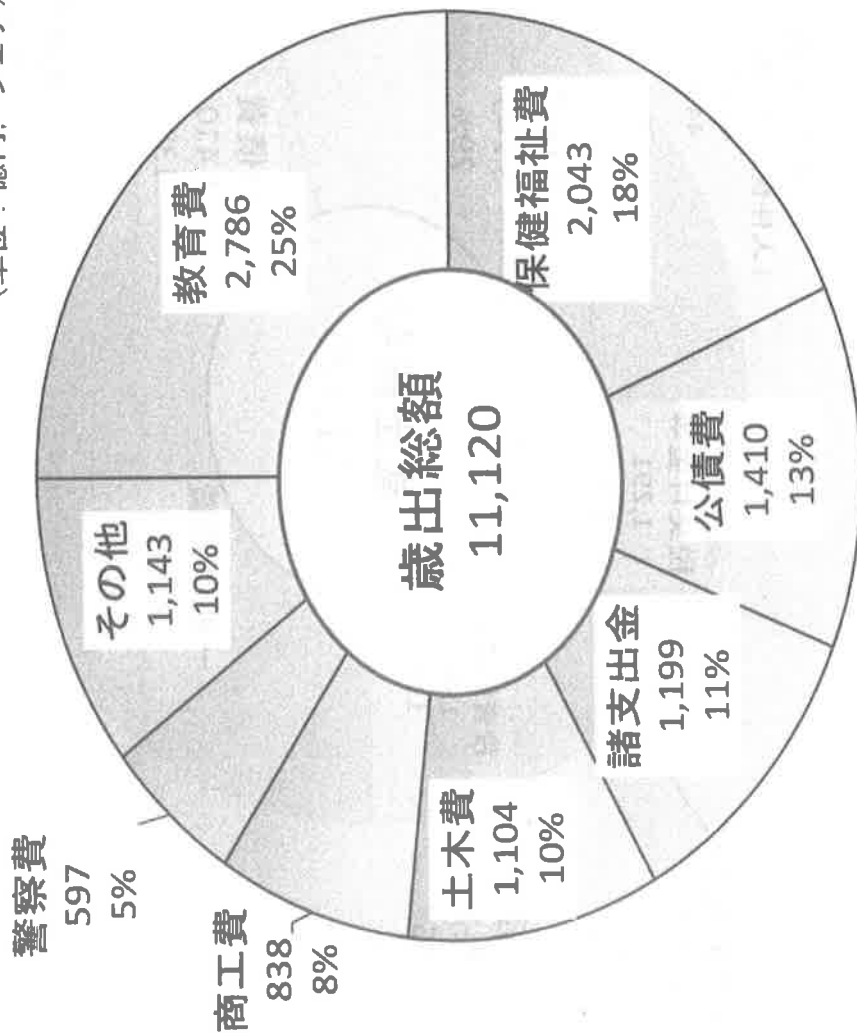
実質的な一般財源総額 6,884億円 (対前年度比+11億円 +0.0%)
(地方財政計画 (不交付団体分の水準超経費除き) +0.1%)

※実質的な一般財源総額…県税(地方消費税清算後)、普通交付税、特別交付税、特別交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特別交付金の合計

平成29年度当初予算のポイント

主な目的別歳出の内訳

(単位：億円、シェア)



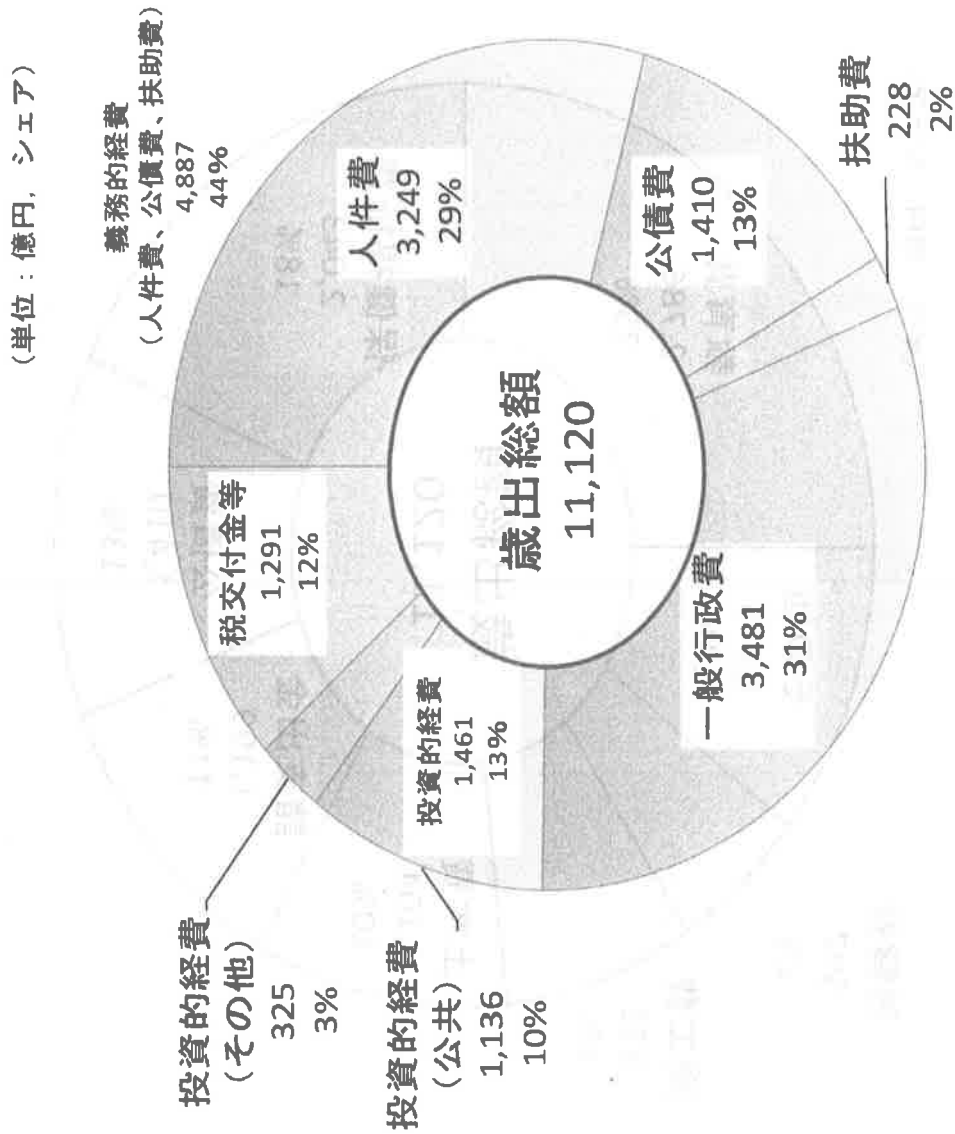
前年度から増加

- 教育費 (+0.3%)
少人数教育の拡充による増
- 保健福祉費 (+2.3%)
社会保障関係費 (保育士処遇改善等)の増
- 土木費 (+8.5%)
公共事業の増

前年度から減少

- 公債費 (▲1.8%)
利子の減
- 諸支出金 (▲2.9%)
地方消費税の減に伴う清算金や市町村交付金の減
- 商工費 (▲9.7%)
震災関連融資残高の減に伴う金融機関への預託の減
- 警察費 (▲5.5%)
神栖警察署建設終了による減

主な性質別歳出の内訳



前年度から増加

- **投資的経費 (+5.1%)**
災害に強い県土づくりなど公共事業費の増
- **扶助費 (+0.4%)**
制度改正による増

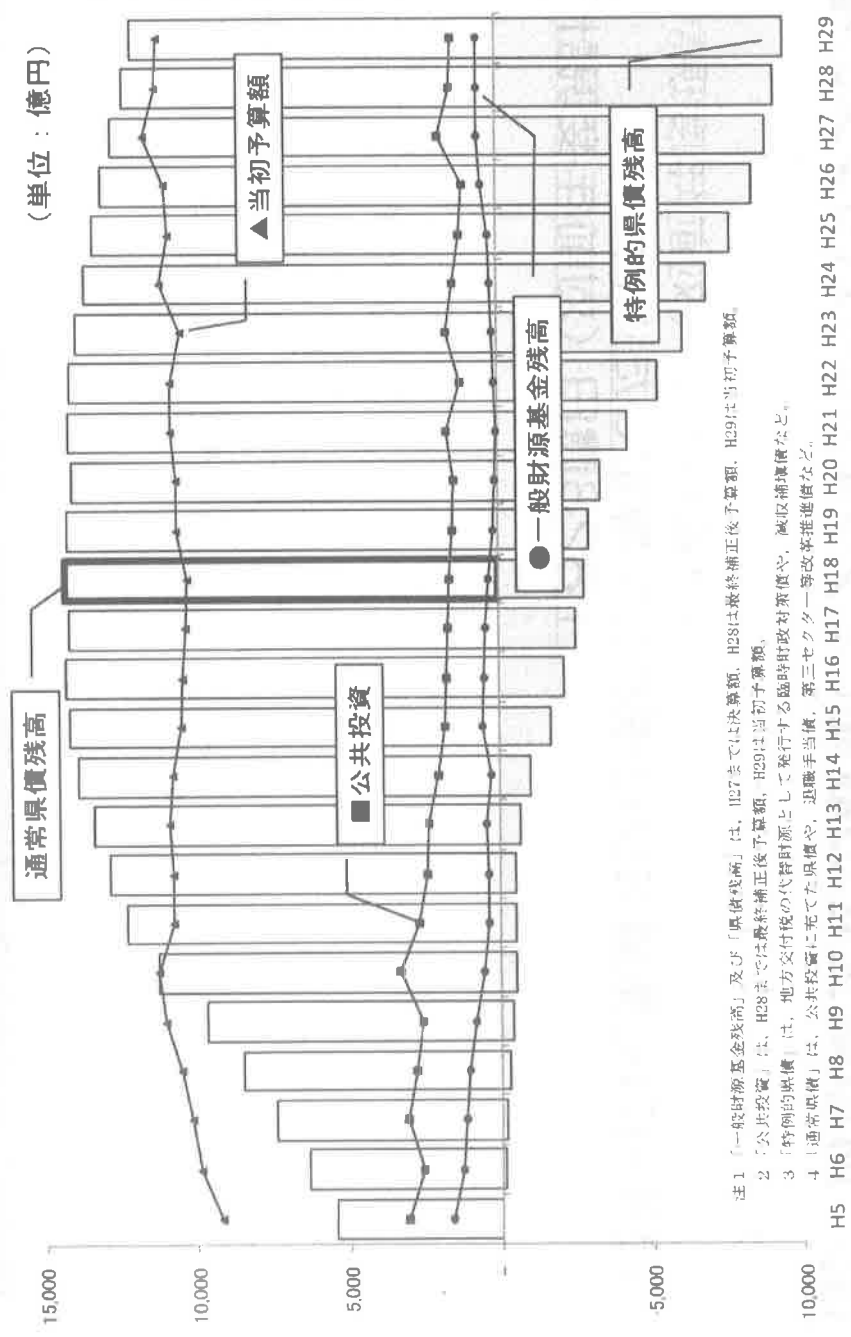
前年度から減少

- **人件費 (▲0.5%)**
退職手当等の減
- **公債費 (▲1.8%)**
高利の県債の償還終了による利子の減
- **一般行政費 (▲2.8%)**
震災関連融資残高の減に伴う金融機関への預託の減
- **税交付金等 (▲1.4%)**
地方消費税の減に伴う清算金や市町村交付金の減



財政健全化の取組(①県債残高の推移)

県債残高 2兆1,503億円 (対前年度比+ 25億円)
 うち特例的県債を除く県債残高 1兆1,994億円 (対前年度比▲301億円)



これまで公共投資の重点化・効率化を行ってきた結果、特例的県債を除く通常県債残高は平成18年度をピークに減少し続けている。

注1 「一般財源基金残高」及び「県債残高」は、H27までは決算額、H28は最終補正後予算額、H29は当初予算額。
 注2 「公共投資」は、H28までは最終補正後予算額、H29は当初予算額。
 注3 「特例的県債」は、地方交付税の代替財源として発行する臨時財政対策債や、繰入補填債など。
 注4 「通常県債」は、公共投資に充てた県債や、退職手当債、第三セクター等改革推進債など。

平成29年度当初予算のポイント

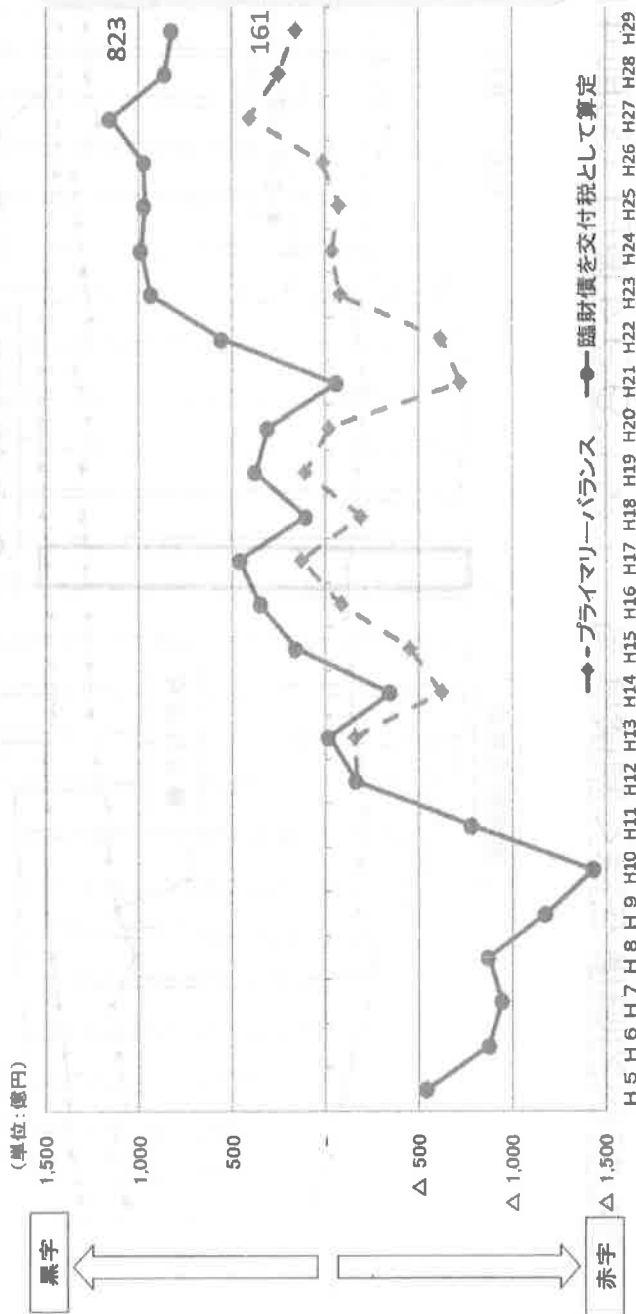
財政健全化の取組(②プライマリーバランスの推移)

プライマリーバランス

+161億円 (対前年度現計予算比▲90億円)

臨時財政対策債を交付税として算定した場合

+823億円 (対前年度現計予算比▲39億円)



借金に依存しない
財政構造を示す指標
であるプライマリー
バランスは、黒字を
維持。

(臨時財政対策債は地方
交付税の肩代わりの県債
であるので、臨時財政対
策債を地方交付税として
算定して判断)

※プライマリーバランス 現在の行政サービスに必要な歳出(過去の借金(県債)の元利償還金を除いた歳出)が、現在の世代が負担している歳入(県債・基金繰入金等を除いた県税収入などの歳入)で賄えているかどうかを示す財政収支。

算式:プライマリーバランス = [(県債を除いた歳入) - (一般財源基金繰入・繰替運用等の歳入)] - (元利償還金を除いた歳出)

平成29年度当初予算のポイント

1 災害に強い県土づくり

東日本大震災関連

- 緊急輸送道路の整備や、港湾や海岸での防波堤等の整備
- ・緊急輸送対策強化事業（国補公共）…国道349号、鮎川停車場線、鹿島港 等
- ・津波対策強化事業（国補公共）……磯原海岸、鹿嶋海岸、大北川 等

関東・東北豪雨関連

- 鬼怒川緊急対策プロジェクトに基づく鬼怒川の集中的な改修
- ・治水直轄事業負担金（国補公共；関東・東北豪雨対応分）

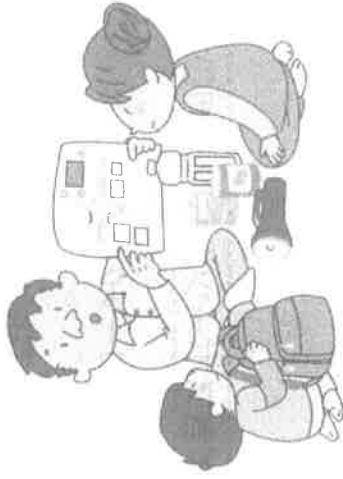
防災体制の強化

- 被災市町村へ支援チームを迅速に派遣する仕組みづくりや、住民自らの判断による安全な避難行動を学ぶためのモデル事業の実施
- 新 災害対応支援力強化事業
- 新 住民避難力強化事業
- 支援物資配送のためのシステムの構築や、被災地のより正確な状況把握のための防災ヘリ機器のデジタル化
- 新 災害時支援物資提供力等強化事業
- 総合治水計画の策定のためのモデル河川（西田川等）での浸水シミュレーション等の実施
- 新 総合治水計画策定事業

社会資本の整備

- 国補公共 985億円（+8.1%）
- ・道路直轄事業負担金…東関東自動車道水戸線、国道6号 等
- ・広域河川改修事業…桜川、飯沼川、酒沼川 等
- ・地方道路整備事業…国道355号、常陸阿含山方線 等
- ・経営体育成基盤整備事業…幸江崎（古河・結城） 等
- 県単公共 207億円（+13.3%）
- ・道路緊急修繕事業……52箇所（国道294号、石岡筑西線 等）
- ・通学路等安全対策推進事業…通学路歩道整備2箇所、道路情報板7箇所 等
- ・河川緊急減災対策事業……堆積土砂除去等37箇所（新川、恋瀬川 等）

平成29年度当初予算のポイント

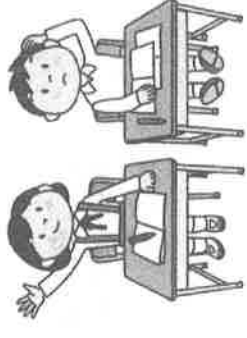




2 人が輝くいばらきづくり

教育の推進

- 現在、小学生及び中学1年生まで実施している少人数教育を 中学2年生まで拡充
 - ・ 少人数教育充実プラン推進事業（中2拡充分）
- 私立高等学校等に入学する低所得世帯等に対して、授業料に加え、入学金を減額
 - ・ 私立高等学校等授業料減免事業



人材の育成

- 科学の楽しさや面白さを実感するための、科学の甲子園ジュニア全国大会や理工系女子応援シンポジウム等の開催
 - ・ イノベーション創出次世代育成事業
- 野外体験活動の拠点となる高萩スカウトフットワールドの整備支援や、青少年の地域間交流イベントの実施
 - ・ 野外体験活動支援事業 新 青少年の地域間交流体験事業

一人ひとりが尊重される社会づくり

- 女性が働きやすい環境づくりに取り組む中小企業の施設整備（トイシやロッカーなど）への支援
 - ・ 女性活躍推進事業
- 障害者スポーツ普及のための児童生徒の競技指導や指導者育成
 - ・ 障害者スポーツ普及・定着事業

【組織】障害者スポーツ大会課を新設

文化・スポーツの振興

- 国民体育大会開催に向けた、選手強化のための遠征や合宿回数の拡充、全国トップレベルのコーチの招へい
 - ・ 元氣いばらき選手育成強化事業
- 東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムを推進するための子ども文化芸術大学の開催や、県民企画公募型事業の実施
 - ・ 茨城県文化プログラム推進事業

平成29年度当初予算のポイント



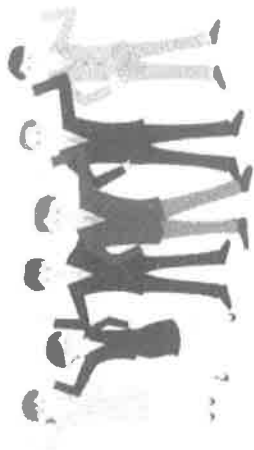
3 活力あるいばらきづくり(①)

科学技術を活かしたイノベーションの推進

- 水素先進県いばらきの実現を図るための、家庭用燃料電池等の導入費用助成制度の創設や、水素利用シンポジウムの開催
 - ・ いばらき水素戦略推進事業
- ロボットの実用化に向けた実証試験や、次世代技術を活かした中小企業の技術開発の支援
 - ・ ロボット等次世代技術実用化推進事業

力強い産業づくり

- 中小企業融資資金貸付金における新たな融資枠の設定や、信用保証料助成の対象の拡充、金利の引下げ
 - 新 いばらきブランド中核企業育成促進融資
 - ・ 中小企業信用保証料助成（創業支援融資等）
- 市町村が行う創業相談への支援や、大学等と連携した創業講座の開設、女性アドバイザーによる創業セミナーの開催
 - 新 いばらき創業10,000社プロジェクト事業
- 中核企業を育成するための経営戦略策定や研究開発・販路開拓支援、県北地域の中小企業の販路開拓や技術力向上への支援
 - 新 いばらきブランド中核企業育成促進事業
 - 新 県北ものづくり産業活性化支援事業
- 保育所や幼稚園、製造業などの人手不足分野における研修と雇用が一体となった職業訓練の実施
 - 新 私立幼稚園等教員復職・支援員育成事業
 - 新 子育て支援員養成事業
 - 新 障害福祉分野人材確保育成推進事業
 - 新 ものづくり産業人材育成確保事業
 - 新 建設関係技能者人材育成確保事業





3 活力あるいばらきづくり(2)

農林水産業の成長産業化

○経営や生産技術に関する産学官連携講座の開設、6次産業化や輸出拡大に向けた支援

- 新 いばらき農業アカデミー事業
- ・ 6次産業化総合対策事業
- ・ いばらき農産物等輸出拡大事業

○イノシシ等の捕獲に対する新たな県の上乗せ支援や電気柵等設置への県独自補助の創設や、ハンターの担い手育成のための銃猟免許取得に向けた研修会の拡充

- ・ 鳥獣被害防止総合対策事業
- ・ 生物多様性保全推進事業（野生鳥獣管理分）



交流社会づくり

○国内外の誘客促進に向けた民間宿泊施設の施設整備への支援や、若者目線を活用した観光資源の発掘

- ・ DMO観光地域づくり推進事業

○県北芸術祭の成果を持続させるための作品の展示やイベントなどの実施

新 県北芸術祭を契機とした交流拡大促進事業

○つくば霞ヶ浦りんりんロードのPR強化や、サイクリングイベント等の開催

- ・ 水郷筑波サイクリング環境整備事業



平成29年度当初予算のポイント

4 住みよしいばらきづくり(①)

少子化対策の充実

○不妊治療(2回目以降)の原則15万円の助成に、新たに県独自に5万円の上乗せ

・ 不妊治療費助成事業

○3歳未満児で第3子以降の子どもの保育料無償化に、新たに3歳未満児で第2子の保育料半額化

・ 多子世帯保育料軽減事業

○保育所等において子育て経験者などの保育支援者を配置するための経費の支援

新 保育体制強化事業

○未就学児を持つ、復職しようとする保育士や幼稚園教諭に対する保育料助成制度の創設

新 保育・幼児教育人材復職支援事業

○保育士や幼稚園教諭などの給与の引上げによる処遇改善

・ 施設当給付費負担金、地域型保育給付費負担金

・ 放課後児童クラブ推進事業

・ 児童福祉入所施設等委託事業

医療体制の充実

○医師修学資金の貸与額の月額5～10万円増額や、海外の医科大学を対象とした医師修学資金の創設

※H28最終補正予算で、医療提供体制確保基金の創設(30億円積立)

・ 医師修学資金貸与事業

新 海外対象医師修学資金貸与事業

【組織】医療人材課を新設

医療・保健・福祉が充実した社会づくり

○市町村や企業が行うがん検診の普及啓発等の支援、在宅がん患者の居場所づくりや患者家族の負担軽減などを行うモデル事業の実施

新 がん検診受診率向上対策事業

新 がん患者療養生活支援事業

平成29年度当初予算のポイント



4 住みよいいばらきづくり(②)

○認知症の気づきエックリストによる早期発見や、GPSを活用した広域徘徊模擬訓練など
徘徊高齢者の早期保護のための取組の支援
新 軽度認知障害対策推進事業
・ 認知症対策推進強化事業

○生活困窮者自立支援法に基づく自立相談や子どもの学習会の実施や、
児童養護施設退所者等への社会的自立に向けた支援体制の整備

- ・ 生活困窮者自立支援事業
- 新 児童養護施設退所者等自立支援事業

○あすなろの郷の建て替えに向けた基本構想の策定
新 あすなろの郷基本構想策定事業

○地域猫の不妊去勢手術や動物愛護団体等の活動への支援

- 新 犬猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業
- 新 譲渡犬猫サポート事業

快適な生活環境づくり

○買物不便地域における移動販売などの買物支援や民間事業者等と連携した高齢者向けの
見守りサービスなど、生活支援サービスの維持・確保に取り組み市町村等への支援
新 生活環境づくり支援事業

【組織】 交通政策課を新設

安全・安心な暮らし

○警察官の定数を21人増員（4,793→4,814人）

○不法投棄の監視パトロールの回数の拡充や、監視カメラによる24時間監視
・ 不法投棄対策事業

持続可能な環境づくり

○県産木材を使った新築住宅に対する助成（20万円/戸）を、リフォームにも拡充（10万円/戸 等）
・ いばらき木づかいの家推進事業

平成29年度当初予算のポイント





財政収支見直し



平成29年度当初予算を基礎として、今後の財政収支見直しを自然体で試算すると、平成30年度以降も歳入不足が見込まれますが、新たに策定する第7次行財政改革大綱に基づく歳出改革・歳入確保を進めることで解消に努め、それでもなお不足額が生じる場合には、一般財源基金（H29末見込：622億円）からの繰入により対応していきます。

(単位：億円)

区分	H29	H30	H31	H32	H33
一般財源	7,727	7,700	7,730	8,110	8,190
果税等	4,646	4,750	4,840	5,400	5,780
地方交付税	1,914	1,780	1,710	1,700	1,680
臨時財政対策債	662	660	660	510	660
地方譲与税等	505	510	520	500	70
国庫支出金	1,302	1,220	1,210	1,190	1,170
県債（臨時財政対策債を除く）	587	570	550	580	600
うち行政改革推進債等	90	80	60	80	80
その他歳入	1,504	1,440	1,440	1,340	1,270
歳入合計①	11,120	10,930	10,930	11,220	11,230
義務的な経費	6,171	6,240	6,260	6,300	6,350
人件費（退職手当除き）	2,921	2,910	2,890	2,870	2,850
退職手当	328	310	290	310	310
社会保障関係費	1,512	1,570	1,620	1,680	1,740
公債費	1,410	1,450	1,460	1,440	1,450
投資的経費	1,461	1,280	1,220	1,180	1,120
通常分	1,088	1,090	1,100	1,110	1,120
震災関連分	373	190	120	70	—
補助費等	2,044	2,090	2,160	2,440	2,530
その他歳出	1,444	1,400	1,370	1,350	1,280
歳出合計②	11,120	11,010	11,010	11,270	11,280
歳入不足額（①－②）③	(△100)	△80	△80	△50	△50

(推計方法)
 現行の制度・施策を前提に、平成29年度一般会計当初予算を基礎とした見直し。

[主な前提条件]
 名目経済成長率（地方税等の推計の前提）
 ※「中期の経済財政に関する試算」（H29.1内閣府）のベースラインケースによる
 平成31年10月に10%へ引き上げられることを想定

消費税率
 通常県債の他、行政改革推進債及び退職手当償を活用
 人件費、補助費等
 過去の伸率等を参考に試算
 公債費
 現時点での償還計画による

※H29の歳入不足額欄()書きは、財源確保対策を講じる前の不足額。

平成29年度当初予算のポイント

公益社団法人茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

理事長	鈴木博久 (代表理事)	監	事	清	水	瑞	祥
副理事長	黒江正臣	監	事	飯	田	正	美
副理事長	帯刀治	研究員	岡	野	孝	男	
専務理事	千歳益彦	研究員	波	多	昭	治	
理事	堀良通	研究員	柴	山	章		
理事	佐川泰弘	研究員	菅	谷	毅		
理事	菊池正則	研究員	大	高	み	よ	
理事	石松俊雄	研究員	有	賀	絵	理	
理事	今井路江	研究員	本	田	佳	行	

自治権いばらき

No. 125 2017年6月30日発行

発行所 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター
 水戸市桜川2-3-30 自治労会館内
 TEL 029-224-0206
 編集・発行人 鈴木博久
 印刷 凸紋字
 水戸市栗崎町1242 TEL 029-269-2307